

144

南支那及南洋調查第二二五輯

支那內國關稅制度 其四(完)

臺灣總督官房調查課



始





本書は既刊の支那内國關稅制度其一乃至其三の續編で臺灣總督府翻譯官兼事務官井出季和太氏の調査研究にかゝるものである。

本書は厘金制度改廢の經過及海關稅中の内國關稅を記述し以て内國關稅の完結を告げたものである。

本書は執務竝に閱覽の便宜を圖り筆寫に代へるに印刷を以てしたもので敢て公刊したものでない。

凡例

月一册 寄贈本

昭和九年三月

臺灣總督府官房調査課



142-478

目次

第八節 厘金の改廢.....一

第一款 廢厘加税計畫.....一

第一項 マツケー條約前の提案.....一

第二項 マツケー條約の規定.....三

第一目 條約の締結.....三

第二目 條約の内容.....四

第一 厘金の裁撤.....四

第二 關稅の加徴.....五

第三 其他稅制の整理.....七

一、産銷稅の徴收.....七

二、常關の裁撤.....八

三、出廠稅の賦課.....九

四、加稅の用途.....一〇

第三項 廢厘加稅の準備.....一〇

第一目 上海委員の決議.....一一



第二目 支那政府の提案	二二
第一 財政部の廢厘加稅提案	二三
第二 關稅改良委員會の決議	二五
第三目 其他の諸提案	二七
第四目 對外交渉	一九
第四項 無條約國に對する國定關稅則の規定	二四
第五項 國際協助と廢厘加稅	二五
第一目 巴里會議の提案	二五
第二目 華府會議ニ關稅條約	二六
第一 華府會議に於ける支那側の提議	二六
第二 華府會議關稅條約の締結	二七
第三目 華府會議關稅條約の實施準備	二八
第一 財政部の免厘加稅案	二九
第二 關稅研究會の討議	三〇
第四目 關稅特別會議ニ其提案	三〇
第一 關稅特別會議の開催	三〇
第二 關稅特別會議の提案	三〇

一、自主權と廢厘の決定	四〇
二、加稅問題の討議	四二
(一) 第一次提案に對する討議	四三
(二) 第二次提案に對する討議	四七
(三) 互惠協定率の提案	五〇
三、厘金の限界に關する討議	五一
四、廢厘方法に關する提議	五二
(一) 一般の提案	五三
(二) 厘金特別補償稅制度の提案	五九
第五目 新條約の協定	六三
第二款 二五附加稅と内地稅の實施	六六
第三款 裁厘と抵補稅	七四
第一項 裁厘經過	七四
第二項 抵補辦法	八五
第一目 國內通過稅廢止計畫	八五
第二目 抵補稅の課徵	八六
第一 消費稅	八六

- 一、出廠税..... 六
- 二、特別消費税..... 八
- 三、特税及統税..... 九
 - 甲 裁厘前の制度(捲烟、石油、麥粉税)..... 九
 - 乙 裁厘後の制度(棉絲、燐寸、「セメント」、捲烟税)..... 九
- 四、烟酒税..... 九
- 第二 印花税..... 一〇
- 第三 營業税..... 一〇
- 第三目 稅務機關の統一..... 一〇

第六章 海關稅中の内國關稅

- 第一節 子口税..... 一三
 - 第一款 子口税の由來..... 一三
 - 第二款 子口税徵收手續..... 一五
 - 第三款 子口税の效果..... 一〇
 - 第四款 子口税の廢止..... 一五
- 第二節 沿岸貿易税..... 一五

- 第一款 沿岸貿易税の發達..... 一五
- 第二款 沿岸貿易税の廢止..... 一六
- 第三節 内國輸出税..... 一六
- 第七章 結 論..... 一七



支那の内國關稅制度

第八節 厘金の改廢

第一款 廢厘加稅

第一項 マツケー條約前の提案

厘金は戰費を支辨し、又戰後財政の窮乏を補填するが爲に之を試辨し、漸次各地に推廣し、其弊甚しきものがあつたので、創定後約十年にして、既に之が撤廢の必要を唱道するものあるに至り、或は同治五年（一八六六年）以降兩三年頃には、開港の周圍半徑六哩又は三十支里内免厘の提案と共に、通過税を地方政府に分配して抽厘を防遏せんとする主張もあつた（註、一）。然れども近年まで裁厘を實行し得なかつた有力の原因は、之を抵補すべき好財源がなかつた爲である（註、二）。故に主として關稅を増加して後厘金を廢止せんとする所謂廢厘加稅（又は裁厘加稅）の計畫を持続し、一方之に相俟つて、久しき以前より自主權の恢復が、往々主張されたのである（註、三）。

廢厘加稅の起源は、同治七年（一八六八年）海關總稅務司「ロバートハート」の意見に基いた英國領事「アルコック」の立案に存し（註、四）、又翌一八六九年一月二十二日、鎮江の英國領事「メッドハースト」に提出した通過稅改正に關する一意見中には、通過稅二分五厘を四分又は五分に上げ、英國品に對し、其輸入稅を合して從價一割を爲すべきとし（註、五）。次て光緒二年（一八七六年）芝罘條約締結當時、支那側は内地通過稅免除の代償として、當初「アルコック」の計畫の一で

ある通り、輸入税七分五厘を承認せんとするの意嚮もあつた(註、六)。又當時彭玉麟は「防漏税」中に於て、廢厘加税を強調し、而して其廢厘の地域は通商港に限るべきものとした(註、七)。同八年(一八八〇年)頃「アルコック」案の廢厘加税計畫を復活せんしたとき、支那使臣は當初一割二分五厘を提案したが、遂に七分五厘より一割二分五厘までの間に折り合はんし、或は同年十二月總理衙門は結局一割一分五厘に加税し、厘金其他一切の内地税の廢止を實行せんし決定したが、外國使臣は内地課税裁撤の効果を疑ひ、翌年九月支那側より提出した一割税率に對し、五箇年試辨の結果を見るべしと主張したこともあつた(註、八)。其他支那側の廢厘加税に關するに、三見解を述べれば、下の如きものがある。鄭觀應は「厘捐論」に於て、各地の厘局を悉く裁撤し、海關に歸併し、又土貨には仕出のときに落地税を課し、輸出に際し、更に海關税を課し、其他重徴せざるべきは、外人の口實を免る旨を記し、王韜は「厘捐弊論」に於て、厘金は之を關税に併合し、只一回の徴收に止むるを要す。例へば内外商人に對し一律に従價二割を課し、凡そ洋貨には開港に於て、輸出の土貨には途中第一稅局に於て之を課税し、其後重徴せざるべきし、厘局は之を全廢すべきことを記し、馬建忠は「論洋貨入内地免厘」に於て、各國の通商章程に照らし、其加税すべきものを選び、之を加徴し、厘金を抵補し、後に厘局を悉く裁撤し、條約中には輸出入貨物を分類し、四種に分ち、輸入品には其税率をば従價五分乃至三割とし、阿片の如きは特に重課し、輸出品には従價二、三分乃至五分を課すべき旨を述べてゐる(註、九)。

光緒二十三年(一八九七年)一月二十八日、軍機處鈔司業黃永の奏文中には、従價一割の議は、外國商人の利權を抑へて、華商計を保つ所以である旨を述べて居る。

其他同廿五年五月光祿寺卿袁昶の如きは、獨り一割加税率は、却つて外人より償を求められ牽制さるが故に、流弊多しと反對説を唱道してゐるに對し(註、一〇)、同年十月盛宣懷は「ハート」の意見を引用し、一割五分税を主張し「ジイミーソン」

は廢厘加税は一般の輿論であり、又商業社會に於ても、一割或は一割二分五厘に加税することには反對はない、而して一割の加税を普通とすれど、若し一割二分五厘とせば、其中の二分五厘をば地方政府に分配すべしと述べてゐる(註、一一)。日清戰爭後、政費膨脹の際物價騰貴し、關税は現實五分を下り、支那政府の損失が大であつたと共に、外國側に於ては、厘金其他内國課税の害を認めたと外に、關税を擔保した債權を確保するの必要からして、露獨佛等は一時加税に同意したが(註、一二)、其後光緒二十七年(一九〇一年)支那政府は、團匪事件最終議定書に於て、賠償金を負擔し、其財源として輸入税現實五分の改定を約したのである。當時露國其他外國中、輸入税一割を承認したものがあつたが、英國は極力反對した結果、五分と決定したのである。

第二項 マツケー條約の規定

第一目 條約の締結

當時通商條約の改定は、其利害の關する所共通のものがあり、支那は各國の共同會議に附せんことを主張し、米國の如きは之を承認したが、一般の意嚮は最終議定書の場合と赴を異にしてゐるので、國別談判の方針に定めたのである。支那側委員は呂海寰、宣盛懷と、補助員としては海關の副總稅務司「ブレンドン」、漢口稅務司「ヒツプスレイ」及「テローア」等を任命し、支那委員は先づ英國に向つて交渉を開始し、英國側委員には「サー、ジイムス、イル、マツケー」を、補助員には上海の商人「チャールス、ジイー、タツジョン」を任命した。此英清通商條約は別名「マツケー條約」と稱し、一九〇二年九月五日、上海に於て調印されたもので、條約の規定は實施されなかつたが、始めて廢厘加税を約し、天津條約と相並

んで重要な協定であり、又自ら支那側委員も討議に際しては、悉心努力をしたものである(註、一三)。
 翌一九〇三年十月八日には、米清通商條約及日清追加通商條約を調印し、米國委員は北京駐別使臣「エドウィン、エツチ、コンガー」、上海總領事「ジョングッドノオ」及上海商人「ジョン、エフ、シーマン」を以て、日本委員は公使館日置書記官及小田切總領事であつた。一九〇四年には葡清通商條約を締結し、大部同様の條項を定めたのである。而して「マツケー」條約は支那に於て最惠國條款を有する列國が、英國に同一の條約を締結することを條件とし、一九〇四年一月一日より其效力を生ずることを約してゐる。又獨逸も協商を開始したが、當時支那委員は多くの列國は、條約の改修に對し、特殊報償を要請するの傾向があつたのを看破した爲めに、之が商議を中止したのである(註、一四)。

第二目 條約の内容

「マツケー」條約其他通商條約は、何れも三種の事項を規定し、第一は外國貿易上の一般利益に關し、第二は支那國家の改革に關し、第三は協商國の要求に關し約する所があり、第一の事項は最も重要で、即ち過去四十年間國際的紛議の種子であつた内地通過貨物に對する厘金制度の廢止計畫を定め、其廢厘加税に關する一規定は、他の十六箇條よりも長文に互つてゐる。左に其廢厘加税計畫を解説する。

第一 厘金の裁撤

「廢厘加税の意義は、厘金を廢止する代償として關税を増加するのである。即ち加税の條件として裁厘を實行するのである。」

「マツケー」條約第八條凡例には、「清國政府は生産地、通過地及到着地に於て、貨物に厘金及其他貨税を課するは、貨物の流通を妨げ貿易の利益を害するを認め、茲に第八項の定めた制限(銷場税)を除くの外、此等課税方法を廢止することを期す」とし、又「厘局及通過貨物に課する其他の税局を裁撤した後は、何等の形式を以てしても、又何等の事由を以てしても、再び之を復活せざることを」と定め、米清條約の第四條にも、同種事項を定めてゐるが、只廢止すべき税種は、厘金其他の通過税に限局してゐる。日約及葡約は明記しないが、各國の條約に同一負擔に従ふべき旨を定めてゐる(日約第一條、葡約第九條)。

第二 關税の加徴(特別附加税)

「マツケー」條約第八條の凡例には、「前項に代つて英國政府は英國臣民の輸入する外國貨物に關税を課するに當り、協定率の外に、附加税を課し、且つ外國又は沿岸輸出の爲に、清國に於て差出する貨物に輸出税の附加税を課することに同意す、輸入税及附加税を納入せる外國輸入品は、其清國民の手に在るに外國臣民の手に在るを問はず、總て課税を免除せられ、又検査抑留を免るべし」とし、同條第二項に於ては、英國政府は外國の輸入品に對する厘金、厘金の抵代税(子口税)其他一切の課税廢止の代償として、又本條に關する各種改革を補助するが爲め、一九〇一年の議定書に定めた現實五分の輸入税に加ふるに、其の一倍半從價七分五厘に相當する特別附加税(總額一割二分五厘)を支拂ふのことに同意す。但し本項の規定は第三項常關第五項土藥、第六項鹽、第八項土貨銷場税に關する清國の課税權を損傷せず、是等附加税は陸地國境より清國十八省及東三省に輸入する貨物に對しても、亦之を適用するものとす」と規定し、同條第七項に於ては、「内地税及釐金裁撤の代償として課せらるべき特別輸出税は、輸出税の半額(總額七分五厘)とし、外國若し

くは清國沿岸に輸出する貨物に對して輸出の際に徴收するものとする」を規定してゐる。但し同項に於て生絲の輸出税は、從價五分に當る從量税を越えざることを定めてゐる。

米約及葡約は英約と同じく、輸入税は十五割、輸出税は五割増率をなすべき旨を定めたが、日約は其第一條に於て、清國は其財政制度を改革する目的を有し、釐金の全廢に依り生ずべき缺損の一部を填補する爲に、海關又は内地及國境の税關を通過する各種貨物に對し、關税の外に附加税を徴收することを提議したるを以て、日本國は清國が各條約國と協議の上決定するものと同率の附加税を支拂ふことより承認す」を規定してゐる(米約第四條葡約第九條日約第一條)。

輸入税十五割の増徴は、貿易上の負擔を増加する爲に、協商の際には幾度が曲折を見たのである。米國は初め一割税を提出し、内地常關の裁撤を主張し、銷場税出廠税等の問題は、清國主權の關する所として觸る、ことを避け、堅く執つて動かさず、幾多の磋商を費した。後漸く内地常關の廢止と共に、英國と同じく一割二分五厘税を約したのである(註、一五)。

日本は又上海會議の際に、一割税を提案し、且つ對支輸出の大宗貨物である石炭、綿絲及一切の綿製品に對しては、加税せざるべき旨を要求し、數月に亘り決定せず、商議毎に決裂に幾からむしたが、北京駐劄内田公使は、張之洞と會商談議の餘相互讓歩する所があり、日本は前記の如くに、條文に加税を明記しないで、各國と支那との協定する税率に依るべき旨を定めた(註、一六)。

蓋し關税増加率の歩合は、何を基準として定めたものか、立案者の「ロバート、ブレンドン」が當時得た材料の數字及説明に基いて精算し、双方條理上正當であり、又外國人に有利なることを見て定め、特に英國貿易の堪へ得ざる負擔でないことを證言してゐるが如くに、廢厘額と加税額とを一致せしめんとしたことを、に存し、又先に述べた往時の提案をば傳統的に參稽したことも考へられる。而して十五割の加税と雖も、内國消費の土貨に對する地方税の補償又は實際商民より徴

收する總ての課税の抵代すべきことは、固より不可能である故に、日約は英約等と異り廢止の結果生ずべき缺損の一部を填補する旨を定めてゐる(註、一七)。

第三 其他税制の整理

一、産銷税の徴收

「マツケー」條約は廢厘の代償として、輸入外國品並に輸出品に對する特別附加税の外に、内國品に對して出産税(Production Tax)及銷場税(Consumption Tax)を課徴することを約したのである。

出産税に關しては、「マツケー」條約第八條第三項に於て「土貨を内地の一地方より他地方に輸送するときは、生産地より最初に到着したる常關に第七項に定めたる輸出の附加税に等しき税金を納付すべし」と定め、又「此税を支拂ひたるときは、貨物の品種、重量、價額及納税額並に其仕出地を明記せるを證明書を交付し、該證明書は一箇年間效力を有し、貨物をして途中の常關に於て、一切の課税検査抑留阻滯等を受けざることにした。

而して内國貨物を開港場より輸出するときは、該港税關に對し、前記納税證明書を提出せば、更に輸出附加税を課せらるることなしにしてゐる。

銷場税に就ては、前記同項に於て、右貨物を地方消費の爲に、開港地の外國居留地(Settlements)又は專管居留地(Concessions)以外の地方に輸送する場合には、第八項に記載したる「銷場税を賦課するものとする」とし、更に同八項に於ては、釐金及輸入外國品並に輸出品に對する其他各種内地税の廢止は、著しく收入の減退を來すべく、輸入外國品、輸出品及沿岸輸出品に對する附加税は、固より此等歲入の缺損を補償すべきも、猶内地貿易に於ける釐金收入の損失あるべきに

依り、清國政府が輸出の目的を有せざる自國產の貨物に對し、銷場税を賦課するは其隨意なることに同意す。もし、又「之が徴收に際し、何等の方法を以てするも、外國產貨物及輸出を目的とする内國產貨物に干渉せざることを約す」を定めてゐる。銷場税の徴收方法は、(一)前記の如く外國租界に於ては、之を賦課することを得ず、(二)貨物は消費地に於て課し、通過地に於て徴收することを得ず、(三)民船(Miners)に依り開港場に輸送したる内國產貨物は、所有者の國籍如何に拘らず、常關に申告すべし、(四)銷場税率は清國自ら之を決定し、必需品と奢侈品とに依り異なるも、同一種類の貨物に對しては、民船帆船又は汽船に依るを問はず、必ず一定の税率を課すとする(英約第八條第八項)。

日約及葡約に在つては、出產税及銷場税共に、獨り各國の條約に違ふこのみ規定し、(日約第一條葡約第九條)、米國は條約締結の際、常關の裁撤を主張するに同時に、銷場税出廠税等に關する規定を設けんとする支那政府の要求に對しては、支那の主權を干渉するの虞ありし、之を承知せざるも、後讓歩する所あり、條約中に「本條の規定は本條各項に抵觸せざる其他の課税を徴收する支那固有の權利を妨ぐることをなし」とし、條約中には、又出產税、銷場税等に關し明記せず、光緒二十九年(一九〇三年)八月四日、清國使臣呂海寰・伍廷芳より米國使臣「グットノウ」及「シーマン」に宛てた外交文書には、「中英新修通商條約に記する所の中國自抽の銷場税、出廠税及米國側と議定した出產税は、廢止された常關に於て課徴する通過税に抵代すべき旨を定めてゐる(註、一八)。蓋し是等内國税を英約等の如くに、之を條約に規定するは、合理的でないと同時に、米約の如くに當然自明のこれを規定するも、無用のことである。

二、常關の裁撤

「マツケー」條約は出產税、銷場税の賦課を約したと共に、常關は歴世の定制であり、其數も亦一定し、厘局に比し其弊少

く、殊に産銷税の徴收機關の一である關係上、之が存留を認め、且つ常關の位置變更及増設をも認め。(英約第八條第一項及二項)、米約は支那政府收入の保護の爲に、沿岸地方及海關所在地の開港場並に陸路國境地方に在るものを存續し、又支局の設置をも認めたが、只獨り内地常關を廢止することを約してゐる(米約第四條及附件第二)。其内地常關廢止主なる事由は、前記の如くに相互讓歩の結果に成り、土貨の通過數量が多くないと同時に、出產税の抵補があり、其影響する所が少い爲である(註、一九)。

三、出廠税の賦課

「マツケー」條約第八條中には、「清國にて機械に依り製造せられた棉絲及棉布に對しては、開港場に於て外國人に依り製造せられたるに、開港場以外に於て清國人に依り製造せられたるを問はず、出廠税を課し、其税率は一九〇一年の議定書に定めたる輸入税の倍額に相當するものとす」と定め、内外人間に區別を設けないうで一割に一律に一割税を課したのである。蓋し當初總理衙門の如きは三割の高税を主張したが、李鴻章は輸入税に相應せしめんが爲に、之を一割に低下せしめたこのことである(註、二〇)。

該税は輸入税の一割二分五厘と大差はないが、彼の原料品である内國棉花には、各種税金及銷場税を拂戻し、外國產棉花には輸入税の全額及附加税の三分の二を拂戻し、且つ出廠税を支拂ふたときは、輸出税、輸出附加税、沿岸貿易税及銷場税を賦課せざることを定め、出產税の拂戻又は免除を規定してゐないのは、如何の事由に基くか不明である。米約には各税を拂戻すことを定め、又輸出正税、同加税及沿岸貿易税を免除することを定め、銷場税を追記してゐないが如く、不統一である。日約及葡約は出廠税に關しても、産銷税と同様に、他國の條約に準すべきものと定めてゐる。而

して各條約を通して、獨り棉絲布に限つてゐるのは不備である(英約第八條第九項米(註、二一)約第三條日約第一條)

第四 加税の用途

加税に依つて得た収入は、固より廢厘の代償たるべきことは明で、若し之を他の費途に供するに於ては、地方重要な財源を喪失し、施いては地方制度の壞敗を來すの虞がある故に、「マツケー」條約成立の當時、即ち光緒二十八年七月十九日、清國の使臣呂海寰及盛宣懷より英國使臣「マツケー」に宛てた附屬文書には、左の如き規定がある。

各省の徴收する諸釐金は、(一)一部は抵當外債の償還、(二)京師及他省の政費補助、(三)各本省の經費に充當し來つたが、今回英國と協定した修改通商條約は、關稅増徴に依り、第八條に記載した各種釐金廢止の補償であるが故に、各省の釐金を擔保した外債元利を償還する外は、其增收關稅は各省に分配し、決して他の費途に流用し、又は新外債の擔保に供するを得ず、或は海關收入の一部に加算することも得ず記してゐる(註、二二)。

而して當時差當り償還する外債は、日清戰爭後一八九八年四分五厘續英借款一千六百萬磅に對するもので、關稅の外に不足額として所謂七處厘金五百萬兩を擔保したのである。故に光緒條約奏摺中にも、經前督臣劉坤一臣之洞查明一、馬凱所請加税之款意、在「不」得「下」抵「原」撥厘金五百萬以外之洋債賠款一及作中別用上、恐「下」各省再在「二」貨物一收捐上、業已先後奏明、此外似「下」別無「二」用意、一亦無中流弊上云々」を記してゐる(註、二三)。

第三項 廢厘加税の準備

先述の如く、同治より光緒に至り裁厘計畫を見たが、眞に其準備に着手し、之が對策を講じたのは、「マツケー」條約締

結以降に屬し、其間關稅改正問題の諸提議は勿論、現實五分稅改正の協定の如きも、亦其準備行爲に一步を印したものと謂ふべく、之が準備事項は「マツケー」條約に定めた裁厘加税並に其條件の實施に在り、又は同條約の規定を改訂し、其後の事情に適合せしめ、以て豫期の結果を收めんとするに存する。

左に廢厘加税の準備として計畫した抵補課稅其他方針並に意見等に就て、概説することにする。

第一目 上海委員の決議

「マツケー」條約並に米日葡三約の規定は、廢厘及加税の重大事項を包含する外に、從來最も困難の問題であつた産銷稅等幾多の條件があるので、光緒二十九年(一九〇四年)各省より委員を上海に派遣し、先づ産銷稅に關して決議する所があつた、其重要事項は下の如くである。

出產稅に就ては(一)常關稅の損失を抵補する爲に、其稅率を二分五厘とし(商約大)(二)土貨發送の際に問屋(牙行)の責任を以て納稅せしめ、(三)運送に當つては第一常關にて證明書(憑單)を交付する規定に基き、産稅公所より證明書を發給し、内地に販運するものは、該地の銷場公所に於て就地檢査し徵稅し、開港場に運搬するものは、該港の常關に於て檢査徵收することにし、又江西地方の如く、中途轉賣等の爲に、貨物に證明書を符合し難きものに就ては、證明書に代つて印花を貼布する案もあつた。

銷場稅に就ては(一)稅率は支那自ら之を定め、人民日用の必需品には輕減し、必需品に非るもの又は貴重品には加重し(商約大)(二)「ロバート、バート」の外交部に對する覆答には五分としたが、各省の決議に依れば、必需品は二分五厘、必需品に非るもの及爲貴品には一割乃至三割とし、(二)徵收は認捐(請負)に依るも、坐賣(店稅)に依るも、又局を設け吏

員を派し、其方法は各省より地方の状況を斟酌して共同決定すべきとし(同上)(三)輸出税未納の貨物に對しては、倍額の銷場税を徴收すべきものとした。

其他徴收決に關し、産銷兩税共通の辦法としては、(一)洋貨が仕向地に到着したときは、其證明書の検査及銷却の方法を定め、隱匿(杜贖)脱漏(夾帶)を防ぎ、(二)洋土兩貨類似したものは、證明書を以て其混同を避け、(三)洋貨を積載した船舶は、途中積卸を禁止し、(四)各省の境界である水陸の要口には、皆公所を設置し、輸出入通過證(運單)の引換記入に便し(委員趙椿年提出)、(五)茶、砂糖、煙草、酒の四品に對しては、別に税則を設け、其率を加重することとす(同上)。

第二目 支那政府の提案

支那政府は益々財政の支細を來したる共に、利權恢收に腐心し、光緒二十四年末(一九〇八年)、外交部より曾て各國公使に向け、協商の件を提議したが、英日公使は各本國政府は、支那政府が條約は盡すべき義務たる商標章程の制定國幣及度量衡の劃一、何れも完全に履行されないもので、協商に應じ難き旨を回答する所があり、翌年不當課税問題に關聯して、東三省總督より外務部に覆答し、裁厘加税を先づ奉天省に試辨せんとしたが實施されなかつた。次で革命に及び、政府は人心收攬策上、一層廢厘加税の必要を認め、關税を増加せば、厘金を廢止し輸出税を輕減するも、各年海關及常關收入四千四百萬兩より一躍六千萬兩に達し、外債の元利を支拂ふも、尙剩餘ある旨を宣明し、又各地商會及同聯合會並國家維持會等より迭次政府に建議し、乃ち民國元年(一九一二年)國務總理唐紹儀は、南京參議院に臨み、廢厘加税の政見を發表し、假大統領袁世凱は、北京參議院に教書を致し、外債償還の財源として廢厘加税の必要を説き、又財政總長熊希齡、工商次長王正廷等も、之が實行を主張し、財政部に於ては其詳細意見書を參議院に交付し、次で熊希齡が國務

總理なるに及び、國務員會議に向け廢厘加税案を提出し、同年九月七日可決せられたのである。又翌二年八月二十八日、稅務處内に關稅改良委員會を組織し、(稅務處會辦趙椿年を委員長とし)財政、外交、交通、農商各部收稅務處より會合を指定し、翌三年春まで開會し、其成案は財政部を経て、之を國務總理に轉咨し、國務會議に提出し、財政部に於ては同年四月以降關稅改訂準備として、裁厘方法加税の程度、通過稅、物價等に關し、調査研究に着手したのである。

第一 財政部の廢厘加税案

財政部の廢厘加税中、重要な事項を掲ぐれば、下の如きものがある。

(イ) 外國品輸入の場合

外國貨物の輸入は、英米條約に照らし、各國と談判の上、一律一割二分五厘に改むることとし、關稅は海關に於て之を徴收し、後は自由に内地に販運し、再び徴稅せざることとす。但し米麥雜穀を外國より輸入するとき及本國工場の製品にして、外國より其原料を輸入するときには關稅を免稅す。

(ロ) 土貨輸出の場合

土貨の輸出は従前の稅率を調査し、總て七分五厘に改む。而して其稅率は内地各稅及海關稅を合計したるものに係り、若し生産地より各稅關を經過して納めた諸稅の總數が七分五厘を超過したるときは、輸出海關に於て此旨を届出で、拂戻を受くることを得。但し左記例外を設く。

- 一、本國商人が機械を用ひて製造したる外國式貨物を外國に輸出し販賣せんときは、一律に之を免税す。
- 二、輸出大宗貨物の茶・生絲及江西磁器等の如きは、輸出税を減じ費用を節す。
- 三、織物原料の棉花麻皮毛等の類に對しては、輸出税は之を重課す。
- 四、本國の特産品にして外國必須の貨物に對しては、輸出税は酌量して之を重課す。
- 五、本國特有の美術品にして外國人の贊賞するもの、例へば北京の景泰藍(七寶燒)及湖南の繡貨(刺繡)等の類は、輸出税を酌量減輕す。

(ハ) 内國に於ける製造品の場合

内外商人が通商港に於て機械に依り製造したる各種の貨物には、輸入税の倍額に相當する出廠税を徵收し、其の納税後は輸出税は之を免するこゝにす。

大工場の製品に對しては、減免税の特典を附與すれども、外人に對しては、此例を援用せざるこゝにす。而して當時財政部内には、産銷税に關し種々の意見があつたが、大別すれば兩稅分徵說及兩稅併徵說とす。

兩稅分徵說に依れば、銷場税に關しては等級を分ち、日用必需品には二分五厘、普通品には四分、奢侈品には五分乃至七分五厘を課し、出產税に關しては、大宗産物を選び、例へば豆油、棉茶、綢緞皮毛礦砂等に對しては、出產地に於て一分乃至二分の出產税を課するこゝにす。

兩稅併徵說に依れば、各種貨物税を通過税銷場税及出產税の三種に分ち、通過税は厘金に、銷場税は落地税に該當してゐる。厘金は之を廢止すべきも、銷場税に關して之を擴張して可なるべきや詳細研究すべきものである。蓋し銷場税

は其手續が甚しく繁雜であるに由り、寧ろ土貨の税法を出產銷場兩税をなし、一式之を出產地に於て一回に併徵し、其後重徵せぬこゝにするを最善とす(註、二四)。

第二 關稅改良委員會の決議

關稅改良委員會委員の見解に依れば、廢厘加税は加税を先にし、免厘を後にせすは、以後交換の目的に乏しく、關稅を増加せんとして、前約の拘束があつて意の如くならず。新税を設ければ又商民の負擔を重くす、故に關稅を増加して後に免厘すべし、又、英米等の條約に依れば、一割二分五厘迄増加し得べきが、其增收は一箇年二千餘萬兩に過ぎざる故に、免厘の額に達せぬ、然れども外國貨物に對する負擔を重くせば、即ち土貨に對する負擔を軽くする、土貨が既に負擔の重きを免かれ、且つ厘捐の累を脱するを得は、則ち成本輕減して賣價低廉となる。其徵免を比較し、不足數は再び銷場稅產地稅等を設けて之を補はし可なりと云ふのである。而して同委員會は左記案件を議決し財政部に提出してゐる。

(イ) 商議の方法

前回商議の趣旨は尙普通の條約であり、國別談判の法を採り效を奏せざりしも、今次は兩法を擬定し、即ち第一は只加稅免厘を爲す目的を以て條約を議し、其他の通商事項は、各國の通商條約が改修期に達するのを俟つて提議すべき旨を聲明し、第二は既に調印したる英米、日三約及批准の葡約中、其條件の最も普通のものを基礎案件とし、各國に商議し、總て四約の範圍を出ざるを期す、是等兩法は辛丑公約(光緒二十七年)及長江通商公共章程内に、既に據るべき先例を存す。

(□) 加税の豫備

英約に記載する加税方法は、辛丑條約に根據し、輸入品は現貨五分に引直し、更に一倍半を増加するに在るも、今日光緒二十八年十一月一日、現行率實施後已に十年に及び、物價變易し、前の五分も二、三分に過ぎず、故に今次加税を行はんせば、先づ輸入税率を現貨五分に改め、加税の事を協議する準備に供す。

(ハ) 裁釐の豫備

加税に關し、各國に協議するに當りては、免税の件も一層準備すべきものとす。

一、銷場税は條約に依れば、販賣地に於て徵收し、通過の際に徵收することを得ず。所謂販賣地なるものは、貨物が民間日用の消費に供せらる、仕向地に運到し、始めて之を銷場と謂ひ、其他は通過なれば收税することを得ず。而して茲に謂ふ銷場は必ず城廂市鎮に限り、收税の場處は勢ひ偏設し難きが故に、只要地を擇び局を設け、其他は分所を置き、或は貿易の多寡に按じて請負納税に附するか、又は店舗徵收法(坐賣)に依るか、各省の事情に基き、之を決定すべきものとす。

二、産地税は貨物の生産地に於て徵收するが故に、産地は銷場に比して、一層散漫にして取締困難とす、簡要の方法としては、唯大數貨物生産の地にして、行商なきものには、問屋請負税法(牙行繳税之法)を採り、又は江浙の絲繭兩捐及江西義寧州の茶税をば、其餘行又は製茶業者が請負納税をなす方法を調査し、各省に配付し參考に供し、大數生産にあらざる貨物に對して、如何に辦理すべきや、各省をして方法を設けしむることとす。

三、各省の生産貨物は、其色目・多寡・産地等を分別調査し、詳細報告せしめ、並に産地税法に按照し、徵收方法を籌議し、併せて答覆せしむべきものとす。

四、各省の城廂市鎮は、各縣に命じて調査報告せしめ、其徵收局を設くべき要地は、貿易の多少に従つて分別酌議し、直接徵收法(實抽)又は請負法等の辦法は、總て法は簡にして費用少きことを主とし、銷場税及産地税の兩徵收所を設くる必要ある處は、即ち何れが一局を設け、兩税互に相兼るを最も簡便の法とす(註、二五)。

財政部は民國三年三月、右成案を國務總理に轉答し、國務會議に提出し、銷場産地兩税は廢厘後、必ず實施すべき旨を附言してゐる。

蓋し銷場税の如きは、普通の消費税に屬すれども、前記計畫に依るものは、厘金と同じく弊があるので、全國商會聯合會は反對の氣勢を揚げ、同年五月國務院に向つて請願書を提出した。其提議に依れば、産銷税は從來の通過税と同じ弊害の存するを以て、是等課税の代りに、收入の填補として別に新税法を制定し、就中所得税、營業得等を課すべき旨を述べてゐる。

第三目 其他の諸提案

當時廢厘加税の準備として新税の計畫に關し、其他諸種の提案があつた。

浙江國稅廳籌備處長胡文藻の免厘辨注意見書に依れば、財政枯渴の際なれば、裁厘加税の豫備を爲し、固有の税源を損失せざるが爲には、國産税を新設するを最良の法とし、國産税は重要産品である烟、酒、茶、糖、絲、繭、棉、紙、藥、材、竹、木等の各種物品に對して課徴することとする。

税法委員會の新税辦法意見書に依れば、新税として營業税、通行税、烟酒税、牙税及牙帖税、宅地税、所得税、出產

税及銷場税を設くべしし、就中營業税は支那の現情に照らし、米國制に倣ひ、特種營業税を採用し、小營業に關しては、英國制に従ひ、一般所得税中に包含し、課税標準は外觀的標準に依るべきものとし、所得税も同一事情の下に、一種の特別所得税を實施すべしとする。

江海關監督黃開文の稅務整理案に依れば、厘金を廢止せば、抵補べき財源不足するので、實行不可能であるを説く者あれども、厘金制は素に一時權宜の計畫であり、今日其積弊甚しきを以て、直に之を實施し、之が抵補して田房契稅、間架稅、出產稅、印花稅等を新設すべしとする。

殺虎口徵收局長毅驥の稅務整頓意見に依れば、今日「マツケー」條約滿期改訂時に當り、速に裁厘せずば、加稅の議は又遷引するを以て、直に廢厘を實行し、抵補辦法としては、一説には統稅、包稅、銷場稅又は產地稅等を課すべしするが、是等は同じく通過稅で、其害厘金と異なる所がない。又一説には地租及鹽稅の改訂すべしするが、其各機關の所要經費莫大である故に效果を見ず、廢厘の抵補を爲すことは出來ぬ。或は一説には所得稅、營業稅、印花稅、相續稅、登錄稅、其他諸種新稅を課すべしするが、現在支那の實情に於ては、未だ法制機關等が完備せざるを以て、之を實施しても、同じく其效を奏することは出來ぬ。故に過渡辦法として、最も適當の稅法は、國產並に外國製の嗜好品、例へば鹽酒等に加徵すべしと述べてゐる(註、二六)。

尙外國人の代表的見解としては、彼の支那海關の副總稅務司又は總稅務司代理であつた「サー、ロバート、ブレンドン」に依れば、(一)輸入稅に附加稅を課し、内地稅を廢止し、(二)從價七分五厘の加徵は、敢て高率に非ず、亦英國の貿易の爲にも、敢て堪へ難き苦痛に非ず、(三)英國は支那の協商に一致し、之を支持することを希望し、吾人も之が實現を期待するものと述べて居り(註、二七)、又支那政府の顧問であつた佛人「バドゥ」は、支那の借款及豫算に關する提案に於て、厘金は租稅中極めて原始的なる粗雜の徵稅とす。裁厘の最善の方法は、漸進的に辨理すべく、即ち第一段としては、重要なる道路、例へば鐵道沿線又は主要水路等に於ける課稅を廢し、仕向地及到着地に之を制限することにする。斯くせば通商上利便を受け、之に由て厘金收入の減退は、官設鐵道の增收より補償することに得記してゐる(註、二八)。

第四目 對外交渉

一方支那政府は直接廢厘加稅案を列國に提出するも、容易に其目的を達し難きを知り、先づ之が伏線として條約の規定に準し、現實五分稅の改訂を解決せんとし、一九二二年八月恰も「マツケー」條約の改正期に當り、外交總長陸徵祥より條約改訂の議を列國公使に向け發し、次で翌年十月民國政府は列國の承認を得るに際し、前例に依り、英國公使の忠言を相俟つて、又現實五分稅改訂の同文通牒を各國に交付したのである。

其後一九一七年對獨國交斷絶の結果、支那は參戰條件として各國の贊同を得、翌一九一八年以降上海に開會した關稅改正委員會に於て、輸入稅改定の外に、注意事項の一として廢釐加稅に關し、支那政府に勸告し、又同年十一月上海に開催した支英國商業會議所聯合總會に在つても、廢釐加稅の必要を決議し、將來廢厘後の保證に就て希望を述べた。又翌一九二〇年一月二十二日「ジョルダン」公使は歸國前に當り、支那政府に書面を致し、前記關稅改正委員會決議の趣旨並に商業會議所總會決議事項の實行に就て忠告し、支那政府は之に對し甚深謝意を表し、廢厘加稅を討議するが爲に、諸省の財政委員及天津・上海・廣東其他重要開港の商會代表者を招集して會議を開催せんことを述べ、且つ廢厘加稅實行の曉には、新輸入稅を課した時、國品に對しては、内地に於て直接又は間接に、再び通過稅を徵せざる旨を覆答し、次で同種文書を其他の駐支列國公使に送致し、各國公使は本件に關し、明かに支那の提案を支持すべき旨を回答したの

である。但し獨り日本の小幡公使は、廢厘には除去すべき多くの條件を存し、其實行は困難であり、又本國政府の訓令をも仰いでゐない旨を述べて承認しなかつたのである(註、二九)。

(註、一) 同治朝籌辦夷務始末卷六三、J. V. Gumpach, "The Treaty Right" pp. 63-68; Corresp. resp. rev. of the Treaty of Tien Tsin, pp. 71, 194-195, 204

(註、二) 同治朝同上書卷四七、皇朝經世文續編卷五六、廣東巡撫郭嵩燾詳陳厘捐源流利弊疏

(註、三) 光緒四年(一八七八年)總理衙門の海外使臣に對する通牒中、厘金に關して述べたものには、獨立の國家は國家の必要に依り課税を決定し、又獨り支那自身の決定に委すべき旨を記し、翌年薛福成の「籌洋芻議」内には、税源が洋關に偏置すれば、外人に自主權を撓まることを記し、彭玉麟の「防漏稅」には、三聯單のあるが爲に、中國自主權は洋人の把持する所となる旨を記してゐる。梁啓超は「論加稅」中に於て、「世界之内名」之爲「國者、無レ論下爲一強大一爲二弱小一爲三自由一爲中藩屬上、無下不三自定ニ稅則一之權上(中略)、約章者兩國之公權也、稅則者一國之私權也、中國通商之始情形未レ熟、英人陰謀以給レ我、盛氣以劫レ我、同將ニ稅則一載ニ入約章一、於レ是私權變爲ニ公權一、自主成爲ニ無主一、以致レ有ニ今日之事一(中略)、何厚ニ於日本一、而薄ニ於中國一」乎と論じてゐる。明治二十九年一月五日、李鴻章も總理衙門に於て、清國自主の課稅權に就て主張することがあつた。其他條約改正論に於て、自主權の獲得双務協定の急務を主張したものは、少くないのである。(皇朝經世文新編卷一二、皇朝經世文三編卷三六、飲氷室文集類編上、伊藤博文秘書類纂第一卷、日清通商條約談判筆記R. Hart, These from the the land of Siam, pp. 180; Chin Chu, The Tariff problem in China, pp. 76; Chong Su See, the Foreign Trade of China, pp. 370-1

(註、四) Morse, The International relation of the Chinese Empire vol. II, pp. 324.

(註、五) Corresp. resp. rev. of the Treaty of Tientsin pp. 283

(註、六) Morse, op. cit. pp. 374.

(註、七) 皇朝經世文三編卷三六、國朝柔遠記卷一

(註、八) Morse, op. cit. pp. 324-5, 374-5

(註、九) 皇朝經世文三編卷三六、皇朝經世文新編卷一二

(註、一〇) 光緒東華錄卷一三九、光緒政要卷二五

(註、一一) 約章成案滙覽乙篇卷一六、R. Hart, op. cit, pp. 125-5; G. Jamieson, Memorandum on the Question of Tariff revision in China with a view to the abolition of Iikin (June 7th, 1901), pp. 1-3

(註、一二) 光緒二十二年(一八九六年)梁啓超は、「論加稅中」に左記の如く述べてゐる。

償款議定國用困感、乃以ニ上相一、持レ節聘ニ列國一、修好之外兼及レ議下加ニ稅則一一事、改ニ值百抽五一爲中值百抽十上、此議若行、每年入款、可レ增ニ千餘萬一(中略)、請ニ於俄一、俄諾レ之、請ニ於德法一、德法諾レ之、向之論者以爲ニ事垂ニ於成一、而不レ意ニ沙侯之一言梗ニ全議一也、當ニ俄之諾一也、非レ有レ愛ニ於我一也、中國之商務、俄不レ過ニ二百分之一一、而所レ認ニ中國一一千六百萬磅之國債、以ニ關稅一爲レ質、其願ニ中國稅入之多一固宜也、當ニ德法之諾一亦非レ有レ愛ニ於我一也、彼固灼知ニ英人之必不ニ我許一則何樂而不下以レ此市ニ恩於我一而索レ我以中他種之權利上也(飲氷室文集類編上)。

(註、一三) 清國使臣の奏文に依れば、「マツケー」條約締結の際には、「臣等一面往復電商、皆以ニ加稅方能免一厘、爲ニ商約主腦一(中略)、計已磋商八閱月之久、聚議六十餘次之多、舌敝唇焦、不レ遺ニ餘力一」と云ひ、條約文の作成に關しては、使臣呂海寰、盛宣懷は洋文に通じないし、翻譯に關しては道員陳善言及知縣溫宗堯を任命したが、未だ詳かでないので、又洋文郎中として李維格、知府任光進及漢口稅務司加璧理等をして漢文譯に照し、逐次核對し、就中加璧理の譯本を標準とした旨を記してゐる(光緒政要)卷二八。

其他裁厘加稅問題に關する日清間の交渉に就ては、「光緒二十八年五月十三日、商約大臣呂海寰宣懷致外務部電、同二十九年八月二十一日、張之洞致外務部電、並商約大臣呂海寰宣懷致外務部電、同二十九年二月二十二日、呂海寰伍廷芳致外務部電等」に記載されて居る如くである（清光緒朝中日交渉。史料卷六六、六七）。

(註、一四) Morse, op. cit. vol. III, pp. 369-371

(註、一五) 米清條約に關し、清國使臣の疏には、「第四款曰、加稅免釐此爲全約主腦一、美使初祇允三加至二值百抽一、並請我裁二內地常關一、又不三提明二銷場出廠等稅一、以爲二中國主權所一保、不レ欲レ有レ所二干礙一（中略）、彼始允三加至二二十五一」と記してゐる（光緒政要卷二十九）。

(註、一六) 光緒二十九年八月清國使臣の奏文に依れば、「日約第一、第二兩款爲二加稅免釐一事一、既不レ能下照二英約一加至中二十五一、而僅允二值百抽一、十、並欲再將下由二日本一運進中國之煤炭棉紗及一切棉貨上概不乙加稅一、尤與二英約一相背、按日本進口貨物以レ此爲二大宗一、不レ得レ不レ亟與爭論一、每議必幾二於決裂一而後已（中略）、彼見二我堅持不レ下、遂變計將レ擬二定各款一、即作爲二定議一、迫二我畫押一、臣等見二日使如レ此辦法一、爲二各國從來所一無、公同商酌、惟有二嚴詞拒絕一、遂於二三月間一、暫行停止、允下俟二美約定一後再議上、此臣等在レ滬議而未レ定之情形也（中略）、適日本使駐內田康哉赴レ部晤商、欲レ提二出北京開埠加稅免釐米穀出口三條一、（中略）、專由二臣之洞一、與二內田駐使一、在レ京商辦、磋商三月餘之久、各款牽連並議與レ之言明、允則俱允、翻則共翻、期二一氣呵成一、（中略）第一款曰二加稅免釐一、彼雖レ未明允三許實加稅至二二十五一、而聲下明日本政府允認四按三照中國與二有レ約各國一共同定乙加稅之率一、一律照輪無上レ異（中略）、明知下日本意存レ取レ巧不中肯顯然承認上云々と記してゐる（光緒政要卷二十九）。

(註、一七) C. M. G., "Treaties" vol. II, pp. 618

(註、一八) C. M. G., op. cit. vol. I, pp. 762

(註、一九) 米清條約に關し清國使臣の疏には、其所レ裁內地常關之稅、任下我改二抽出產稅一以爲中抵補上、竊思內地常關不レ過二十餘處一、各省土貨未三必悉所二經由一、（中略）出口時仍須三徵足二七五之數一、是常關雖レ裁亦無二大礙一、今既任三我改二抽出產稅一、則從二源頭處一抽收較無二遺漏一、似二更合算一」と記してゐる（光緒政要卷二十九）。

(註、二〇) 伊藤博文秘書類纂第一卷

(註、二一) 支那工場品に對する出廠稅は、固より支那の國法に依り自主的に定むべきものなれど、外國人が支那に在つて、土貨の製造を爲すに至り、條約を以て之を定め、其他の内地課稅を免ることにした。

外國人に對し始めて土貨の機械製造を認めたのは、解釋上若干疑を存するも、一八五八年清佛天津條約（第七條）には、佛人の居住、貿易、工作 (Industrie) を認むることを規定し、其後光緒三年（一八七七年）外國人は汕頭に機器を輸入し、砂糖を製造し、或は芝罘に於ても、機器を輸入し、製絲の用とし、又は上海に於ては、棉布製造の目的を以て機器を輸入し、從價五分を課し、次で同二十年英國公使は、機器は禁制品に非るものとして、之が輸入を請願し、更に同二十一年（一八九五年）馬關條約第六條に依り、日本臣民は支那の通商港又は城市に於て、各種工藝製造を爲すことを認められ、支那内地に在つて、一切の課稅を免ることをも定めてゐる。

一方先に光緒八年（一八八二年）北洋大臣李鴻章は、上海に半官半民の織布局を設け、同局の製品に對しては、正稅五分を支拂へば、沿途稅厘を免し、次で同十六年胡廣總督張之洞も、武昌に機器織布局を設け、同一の特權を附與した。次で同二十二年（一八九六年）五月二十一には、總理衙門の奏上した機器製造酌定稅則に依り、内外商人を問はず、均しく離廠の先に、外國輸入の例に照らし、從價五分の正稅を徵收する上、再び一倍を加徵し、即ち一割を課し、内地厘金に抵代することに決したが、外人の反對があると共に、翌年張之洞は江蘇巡撫趙舒翹浙江巡撫廖壽豐と往返電商し、本案の實施を停止し、從來の五分稅を適用することにしたのである。「マツケー」條約に於ても、出廠稅を一割と定めたが、

列國の同意を得ない爲に實施されないのである。而して其後支那政府は輸入税五分を標準としたが、實際各關の取扱は區々である(黃序鵠海關通志上卷)。

(註、二三) 光緒二十八年七月十九日、清國使臣より「マツケー」に宛てた外交文書(附件第一)には、左の如く記してある。

竊查各省所收各項釐金款內以撥還息借洋款一、爲一宗一、撥解京協各餉一、又爲一宗一、其餘留供本省度支一、現與英國一、修改商約彼此議定加稅以補第八款所載應裁各項百貨釐捐一、除還下現在洋債按押本息外、自應分別撥補抵解一、免致各省爲一難、並不應得下挪作一別項之用一及將此款一抵中押新借洋債一、亦不致得歸入海關正項內一云々(C. M. C., op. Cit. vol. I, pp. 562-3)

(註、二三) 光緒條約奏摺、光緒政要卷二五

(註、二四) 賈士毅片國財政史上册四三六頁—四四三頁、四九二頁—四九四頁

(註、二五) 同上書同四九四頁—四九六頁

(註、二六) 稅務月刊第一號乃至第六號

(註、二七) China: Tariff revision and inland taxation question allied thereto, by Sir Robert Bredon, (1914) pp. 15-6

(註、二八) Padoux, G. The Consolidation of China's unsecured indebtedness and the Creason of a Chinese Consolidated Budget, 1925

(註、二九) Chin a year Book 1923, pp. 772-2

第四項 無條約國に對する國定關稅の規定

支那は漸次國際平等の原則に鑑み、不平等條約改正の輿論を喚起し、全國商界より政府に對し、關稅協定の解除を請願する所があり、遂に政府は一九一七年十二月二十五日、國定關稅條例を頒布し、無條約國の貨物に對して、國定稅率を

通用することにし、輸入外國品に對し、必要品には從價五分乃至二割、資用品には一割乃至二割、無益品には二割乃至三割、奢侈品には三割乃至十割を課することとした。

本條例公布後、對獨參戰の結果、先づ獨塊の貨物に對し、之が稅率を適用せんとしたが、總稅務司は海關記帳の困難を事由とし、承認しなかつたと同時に、之が實行の上は、獨塊貨物も亦他國商人の名義を藉りて輸入するから、増稅の目的を達し得ないものとし、之が實施を中止したのである(註、一)。

第五項 國際協助と廢厘加稅

第一目 巴里會議の提案

一九一一年年の秋の巴里平和會議に當り、支那代表は關稅自主權獲得に關し、希望條件を提出し、其事由として(一)中外相互間に交換なく、片務的條約なること(二)關稅に區別なく、一律五分稅なること(三)五分稅故に收入不足すること(四)改訂は有名無實に歸ることとし、而して平和會議に對し、同意を乞はんとする目的は、二年後に現行稅則を廢止し、代へるに無條約國の貨物に對する稅則を施行し、其間各國と協商し、更に下記新稅則を適用せんすることである。

(イ) 優待國と相互交換すること。

(ロ) 稅率を區別し、奢侈品に最も重くし、日用品は之に次ぎ、原料品は又之に次ぐこと。

(ハ) 日用品の稅率は百分の一二、五より軽くせず、以て一九〇二年及一九〇三年の條約に定めてゐる廢厘の損失を補填すること。

(三) 新條約中に指定した期限が到来せば、支那は自由に貨物の價目並之が稅率を改訂するに共に、之を廢厘の交換條件として、商務の障礙を除去すること。

尙當時支那は未だ高率の保護關稅を施行するの意なく、現行稅則が不公平にして、學理及時宜に符合せず、又需要に應ぜざるが爲に、修改を要求するに主張したのであるが、右議案提出後、平和會議の議長は、前記問題は平和會議の權限内に非ず、萬國聯合會に於て之が職權を行使すべきものとし、立案は列國の承認する所ならなかつたのである(註、二)。

第二目 華府會議と關稅條約

第一 華府會議に於ける支那側の提議

一九二二年十一月華府會議の第一小委員會に於て、支那全權顧維鈞は、關稅自主權恢復の目的を以て、左記事項を提案した。

- (イ) 現行五分の輸入稅をば、即時に増加して從價一割二分五厘にすること。
- (ロ) 支那は一九二四年一月一日以降裁厘し、各國は又同日より一九〇二年の英約、一九〇三年の米約及日約に載す所の輸出入附加稅を實施し、並に奢侈品に對しては、從價一割二分五厘の輸入稅の外に、別に附加稅を徵し、亦同日之を實行し、其他各項は、支那が各國と右各條約の條文に照し、之を履行すること。
- (ハ) 本協定締結後五箇年以内に、再び條約を以て新關稅制度を商訂し、輸入品に對しては、從價二割五分の最高稅率を設け、此最高限度内に於て、支那は自由に稅則を定め、此新稅實施の時期は、下記第五節に記する所の時期の到來を滿期にすること。
- (ニ) 現在陸路輸出入貨物に適用してゐる減收關稅制度は、即時に之を廢除すること。

(ホ) 關稅子口稅及其他稅目の徵收に關し、中外相互間に定めたる各條約は、本協定調印後滿十箇年を経過せば、即時廢止すること。

尙第五委員會に於て、顧全權は關稅自主に關する提案中に、支那財政上の必要よりして、英支條約通りに、一九二二年一月一日より輸入稅は從價一割二分五厘に増加すべき旨を述べてゐる。

第二 華府會議關稅條約の締結

前記支那側の提案に對して、九箇國支那關稅委員會(米、白、英、支、佛、伊、日、和及葡)に於て、數次の討議を爲し、關稅條約を議決したのである。本案は一九二二年十二月二十七日の委員會に於て、英國委員「サー、ロバート、ボードン」が提案し、翌一九二二年一月三日の第五小委員會に於て、米國委員の「アンダーワード」より又類似提案を爲し、其條文中(第一條)には、支那は急速に廢厘し、且つ一九〇二年九月五日の英支條約第八條に定めた條件を討議する爲に、支那及列國間に特別會議を開催すべき旨を記し、次で同年一月五日の第十七回本會議に於て、「アンダーワード」の説明があり、後「ルート」よりも亦同種草案を提出し、之を支持する所があつて、遂に二月六日本條約を議決したのである。其協定中の重要な事項は下の如くである。

- (イ) 現實五分稅に改訂すること。
- 改定稅率は其爾後二箇月を経たる上、成るべく速に實施することとし、改訂委員會は成るべく速かに上海に開催すべきこと(第一條)
- (ロ) 廢厘附加稅實施の爲め、特別委員會を設くること。

支那と英米日等の通商條約に定めたる附加税實施の目的を以て、廢厘其他條約上の條件を履行する準備として、速かに特別委員を開催するを要し、而して本委員會は本條約實施後三箇月以内に之を開催すべく、其時期及場所は、支那府に於て之を指定すべきこと(第二條)。

(ハ) 過渡辦法として二五加税を賦課すること。

廢厘加税實施前の過渡辦法として、輸入品には從價七分五厘を課し、奢侈品には從價一割を徵すること(第三條)

(ニ) 關稅率に海陸に於て總て均一なるべく、又本條約に基き行ふべき關稅率改訂又は附加税賦課の結果として生ずる關稅率引上は、海陸均一なるべきこと(第六條)。

(ホ) 子口税は廢厘加税實施まで從價二分五厘とすること(第七條)。

(ヘ) 本條約の效力を發するは、總ての締盟國が華府に於て、其批准寄託を了した日より後とすること(第十條)。

前記條約の規定は三段に分れ、第一段は現實五分税の改訂とし、第二段は二五附加税の課徵とし、第三段は英米日約の輸入税一割二分五厘税の課徵としてゐるが、賈士毅は中國々民心理は、久しく國際平等の説に酔つてゐるので、現實五分税に就ては、國民の一顧を博するに足らぬ、二五加税に就いては、奢侈品に雖も、總額一割に過ぎぬ、一九〇二、三年の通商條約で定めたものよりも輕率である。即ち二十年前の舊約にさへ及ばないから、國民の公意に違背すること最も甚しいものであり、一割二分五厘に増徵することは、二十年前の國民は固より満足したが、其後は時勢が變遷し、斯る均一税は關稅原則と相反する旨を述べてゐる(註、三)。

第三目 華府會議關稅條約の實施準備

華府會議關稅條約の規定に基き、一九二二年五月末より九月二十八日まで、上海に於て十四箇國委員より成る關稅改訂委員會を開催し、現實五分税改訂を決議し、翌年一月十七日之を實施した。

一方一九二二年九月五日、全國商會代表會議は北京に開催され、討議を遂げ、政府に向つて請願書を提出した。其要旨は「從來釐金の如き惡税が尙依然として存するのは(一)釐金收入は政府收入の一大宗として、若し之を裁撤せば補充すべきこと(二)裁撤せば必ず加税を要し、列國が若し加税を承認しないときは、裁撤後の經費に困難を來すべしとするも、それは杞憂に過ぎぬ、華府會議に基く關稅の修正に依り、關稅增收は六千六百餘萬元に上るべく、之に對して釐金は從來約四千萬元なれば、裁撤するも尙二千六百萬元の剩餘あるべく、且つ關稅增加後外國輸入品の價格は、必ず騰貴し、國貨の購買力は増進し、國產貨物は期して其發達を待つべく、國貨が發達せば、國家の稅源亦は自ら増加する」こと云ふのである。乃ち財政部に於ては各省より商會の代表者を召集するの外、外交・財政・農商各部稅務處全國財政討論會等より委員を選定し、臨時關稅研究會を組織し、財政部員李景銘を會長とし、農商部員王治昌を副會長とし、並に商會側よりは張維鏞を公選して副會長に囑託し、九月九日開會し、十一月初旬迄二箇月に亘り、華府條約の廢釐加税其他重要な問題に對する準備の爲に、研究討議する所があつた。

第一 財政部の免厘加税案

財政部の免厘加税提議案は、大體華府關稅條約に依る特別會議の題目をば四種に分ち、免厘加税、二五加税、預定章程及海陸界劃一關稅とし、之を基とし、關稅研究會に於て逐條審議したものである。

免厘加税に關しては、一九〇二、三年の通商條約を履行すべき義務あれども、今昔事情異り、國民の觀念も亦異なるを以

て、施行上は特別會議に提出して、之を相當修改すべく、殊に一般傾向は原約に符合せぬものがあり、或は原約規定の意義が不明のものもある。故に實行の際には、先づ辦法を定むべく、特別會議に提出して修正すべき事項は、下の如くである。

(イ) 稅權問題。條約に依れば、輸入稅及附加稅を納むれば、其外國品が内外人何れの手に在るも、又包裝の原狀に在るを否かを問はず、一切の課稅檢査等を免るることとし、只米約には特に中國の稅權に干渉せざる旨を附記してゐるが、實行上は困難を呈す、若し將來消費稅を新設し、店舗に就き徵收せば、通過稅に全然其性質を異にし、内國稅の一種となり、我に在つては、解釋上徵稅上の主權は妨害を受けず、彼に在つては、解釋上貨物は支那人の手に在り、已に分送するも重徵するを得ず、即ち子口稅納入後は沿途再徵するを許さずと主張する、又一步を讓つて再徵せざることも、洋土貨物相類するものあり、又は土貨の香港より再輸入するものある、是等に對して檢査の權を附せずは、區別することを得ず、然るに檢査は英米條約の禁する所なるが故に、本部は是等稅權を妨害するの約文を須らく修改すべきものとす。

(ロ) 監察問題。英約には各省督撫は、海關人員中より一人又は數人を選定し、總稅務司に協議の上、常關鎖場稅、鹽務、土藥の徵收事務を監察することに定めたるも、是等は外國人が稅務の監察をなすこととなり、中飽を杜絶する點は可なれど、若し國家の稅權より言はば、考慮すべき事項とす、今や土藥は既に廢除され、鹽務も亦專職に歸した、此條項は刪除すべきものとす。

(イ) 土貨加稅問題。英米の條約に依れば、土貨の輸出稅に増加して七分五厘をなし得べきと定めたるに對し、現在の輿論は、國產發展上土貨の輸出稅は減免すべきを主張するが、本部の意見は、各國土貨の輸出稅を免するは、他種課稅の多きを爲に輸出を奨勵し、其徵稅を免するに反し、我國の各稅は由來甚だ輕微なれば、土貨の輸

出稅を七分五厘とするも尙妨げなく、唯本部は之を絶対に主張せず、別種收入を以て補填するに至れば、免稅するも可とす、其他沿岸貿易稅問題も亦其論據は同様とす。

(ロ) 常關存廢問題。一般の輿論は廢止に傾くが、本部は英米條約に於て存留を認め、又鎖場稅の徵收機關なるを以て、之が存置を主張する。

(ハ) 鎖場稅問題。鎖場稅は原約規定の意義が甚だ不明瞭なるが故に、具體的辦法を作成し、特に聲明すべきものとす。英米の條約に依れば、海關稅の増加のみを以てしては、釐金廢止の損失を補ふに不足する爲に、土貨に對して鎖場稅を設け、之を充當することにしたが、鎖場稅は如何に辦法を作るか、條約には明言せず、従前總理衙門は總稅務司「ハート」に命令して辦法を擬定せんとしたが、數十年を経るも、未だ能く鎖場稅の辦法を明にせぬ、故に左に三種の提案を掲ぐ。第一案は、東三省の鎖場稅に準據するものとす、東三省は向きに釐金の制なく、只銷場稅法のみあり、毎月々末に洋土貨を論ぜず、其販出のときの總價值を以て標準をなし、等級を分たざるが、歩合を定めて之を徵收局に納付せしむ、是れ百貨の鎖場稅と爲す。

第二案は、佛米の消費稅に準據するものとす、佛の消費稅は貨物倉出の時之を徵收し、納稅濟の上は納稅證を貨物の上に貼布し檢査に便する、米國の消費稅は販賣の後に於て毎月帳簿を以て憑據とす、斯る消費稅は大概重要物品を指定し、一般貨物には適用せぬ。

第三案は、各省現行鎖場稅法に準據するものとす、即ち甲省の土貨を乙省に販運する時は、其通過する乙省の第一關卡に於て鎖場稅を納付せしめ、之に依つて釐局を裁撤し、後只常關を存して收稅機關とす、但し一省の中に常關は一、二箇處に過ぎない、又常關のなきの地もあり、此場合には何を以て徵收するか、是れ亦研究すべき問題とす。

第二 關稅研究會の討議

關稅研究會に於て討議された事項は、民國十二年(一九二三年)十月二十八日、財政外交兩部會呈大總統指令(政府公報第二七三八號)を以て公布し、其骨主とする所は、大體財政部の建議案に基くものである。其重要な事項は(一)常關の存廢に關しては、存廢兩主張あれど、調停して一種の折衷法を案出し、兩三年以内に所得稅、營業稅、出產稅、銷場稅等を同時に籌備することにし(二)土貨の輸出に關しては、現在各稅は輕微であるから、之が徵收を妨げないか、只原料品、競爭品、工藝品等貨物の種類を區別し、其稅率に差等を設け、又は免稅をも定することにし、而して官民共同の商會研究會を組織し、之を討議すべきこと、し(三)陸境關に關しては、關稅上の特權は之を取消し、特別會議は之を公平に辨理すべきこと、し(四)改訂年限に關しては、華府關稅條約は四箇年とし、從前に比し迅速であるが、改訂に當り、委員を派出し、評價を協定するは、遷引の虞があるに依つて、先づ財政討論會の議定した洋貨輸入評價法を公布し、政府より上海、漢口、天津、廣東、大連の五箇所に調査機關を設立し、平均の眞價を求め、臨時の修改に便することにし(五)加稅の實行期日に關しては、二五加稅は急速に實施すべきものとし、研究會は民國十二年下半年より十三年末迄之が期日とし、輸入稅一割二分五厘の實施は、十四年一月一日以降とし、同時に全國の厘金を裁撤することにす。

關稅研究會に於て討議した中、最も困難な問題は、同じく產銷稅に關するものであり、銷場稅に就ては存廢兩論がある。商會側では厘金と同性質と看做し、之が廢止を主張し、例へば農商部代表の陳揚鑣は、裁厘後に復た產銷稅を新設することには、「マツケー」條約に基くも、それは吾國の權利に屬し、自由にして之が處置を爲し得べく、而して產銷兩稅が管に厘金の變態あるばかりでなく、常關の利弊も亦厘金と同じであるから、共に之を全廢し、別に填補の財源としては、營業稅、

所得稅、財產稅、運輸交通稅、相續稅、土地增價稅、登記稅等の良稅を設くべしと説き、海關の「アグレイン」の如きも、又產銷稅に反對したが、財政部側は產銷稅徵收機關の必要からして、之が存置を主張し、產銷稅の徵收法に關して、財政部賦稅司は、辦法提議案及該細則案を制定し、出產稅は一律に従價二分五厘とするが、銷場稅は區別し競爭品及需要品は從價二分五厘、資用品は五分、奢侈品は七分五厘とし、全國にて徵收した產銷兩稅は、總て中央金庫に送附し、中央より各省に分配すべきものとした(註、四)。

奢侈品に就ては、華府會議の際、佛國は支那に對し、奢侈品の輸入多き關係上、同國委員の「マロウ」は必需品との區分明かでないことを事由として反對した(註、五)。關稅研究會に於ける李景銘の説明に依れば、奢侈品は原則として重課すべきものであるが、唯各國と密接の關係があるので、反對がないことはない、各國奢侈品の代表物である煙草の如きも不同である。但し從價十割とし、其範圍内に於て貨物の性質に従つて稅率に差等を設くべきものとした。關稅研究會審査會に於て奢侈品を審査し、民國八年農商部が擬した國定率中に競爭品一項を追加し、生絲、茶磁器等の如きは奢侈品に列する。稅務處員黃厚誠の奢侈品則案に依れば、奢侈品を十類に細別し、六十一種とし、煙草、酒類及砂糖は三十五種とし、稅收は全額の八十七「パーセント」を占め、其他奢侈品の分類表中には多くの貨物を列記し、其稅率をば八分、九分及一割に分つてゐた(註、六)。

前記華府會議關稅條約に定めた二五加稅の實施は、廢厘加稅の準備であり、「マツケー」條約に規定した輸入稅一割二分五厘の課徵は、廢厘の交換條件である。支那公使であつた故「サー、ジョン、ジョルダン」は、一九二三年十一月倫敦の支那協會に於て、二分五厘の加稅は廢厘の前提である、若し特別會議が厘金の輕減又は廢止を爲さないで、其加稅を決定せば、華府協約の精神を實現することが出來ぬと同時に、一九〇二年の條約にも背馳するに云つてゐるが、僅かに

二五加税の代償として厘金の廢止を計らんとするは、固より不可能であつた(註、七)。

第四目 關稅特別會議と其提案

第一 關稅特別會議の開催

前記華府會議關稅條約の結果、一九二三年五月、外交部内に關稅特別會議籌備處を附設し、王正廷を處長とし、財政總長張英華、農商總長李根源、稅務處督辦孫寶琦を名譽處長に、外交總長沈瑞麟を副處長に、稅務處督辦蔡廷幹を名譽副處長に、嚴鶴齡を主任とし、専ら關稅會議の準備事項を掌理した。次て一九二四年三月十日、支那政府は各國に對して、關稅特別會議の開催を提議督促する所あつたが、尙金佛郎問題が懸案中であつた爲め、列國は四月四日各別に同提議を拒絶した。然れども偶々段執政政府の出現となり、財政急迫の結果、特に金佛郎案解決に努力し、終に一九二五年四月十二日、之れが決定を見、後七月七日佛國下院は、華府會議條約及決議を可決し、同十日上院をも通過し、同年八月五日華府に於て同條約の批准寄託を了し、同條約は愈其效力を發揮するに至つたので、八月十八日の閣議に於て、十月二十六日より、北京に於て關稅特別會議を開催すべく決議し、即日駐支關係九箇國、並に西班牙、丁抹、瑞典等の諸國公使に對して、同會議に参加せんことを要請する旨の通告を爲し、同招請文は各國駐劄支那公使より、夫れく各國政府に手交し、我國に於ては、八月二十日張代理公使より通告書を受領し、次で各國孰れも支那政府に對して、回答する所があつたのである。

一方支那政府に於ては、八月二十四日各省軍民長官宛て、釐金廢止に關する意見を徴し、且國定稅率草案の起草に著手するに共に、九月四日關稅會議委員會章程十一箇條を發布して、委員會を組織し、九月五日執政令を以て特別會議委員



十二名を公布し、委員中六名即ち沈瑞麟、顏惠慶、王正廷、施肇基、王寵惠及蔡廷幹を、事實上の支那委員として會議に列席せしむべきものとし、九月八日第一委員會を開き、會議經費百萬元を可決し、出席委員其他に關し打合せを爲し、次て同月十四日舊外交部に於て、關稅會議支那側委員會の成立式を舉行し、委員十二名、秘書八名、高等顧問十二名、顧問四十八名、専門委員七十名の正式就任を見、其後更に外國人顧問には、總稅務司「アグレン」、鹽務署稽核所會辦「ウキルトン」、審計院顧問「バドウ」、土屋禎二、經濟討論處顧問「ドナルト」、農商部顧問「アンダーソン」、及交通部顧問「ベーカー」等があつた。

委員會の組織は、華府會議の例に倣ひ、三科に分ち、各科に委員二名、又は三名、専門委員若干名を任し、會議は、外交稅務、財政、交通及農商各部の共同責任とし、外交及稅務兩機關が主として其衝に當り、財政、交通及農商の三部は亦重大關係を有するを以て、各本部に於て特別委員會を組織した。(一)財政部關稅籌議處簡章に依れば、財政總長を處長に、次長を副處長とし、主任委員五名の外、副主任及委員若干名を置き、其所管事務は、加稅裁釐、國定稅則、稅制整理及公債整理の四部に分ち(二)交通部關稅會議籌備委員章程に依れば、交通次長を委員長とし、主任委員三名の外に委員若干名を置き、其所管事務は、債務、運輸、釐稅及庶務の四部に分ち(三)農商部關稅會議討論委員會章程に依れば、農商部次長を委員長とし、主任委員一名の外、委員若干名を置き、關稅會議中、本部に關係ある一切の事務を討議することにした。

支那側の對策に關しては、曩に八月各國に發した招請狀にも記載してゐる如く、關稅自主權獲得の意嚮があり、又同月下旬、王正廷が北京京報に發表した所に依るも、同一趣旨の意見がある。當初の目的は、殊に一般輿論を考慮して對内政策上、關稅會議に際し自主權を主張し、若し列國の反對を惹起せば、第二案として漸次に其目的を達成せんことを

期し、左の手段に出づることにした。

第一期 華府會議條約に規定せる二分五厘加税を實行し、其期間を二箇年とし、廢止準備を爲すこと。

第二期 廢止後は、華府會議條約に照し、關稅を一割二分五厘に増加し、四箇年間之を實施すること。

第三期 輸出税を自定し、輸入税を二割五分とし、其期間を十箇年乃至十五年とすること。

第四期 完全に關稅自主を取得すること。

現に二月二十九日支那政府より、北京外交團に對し、非公式に提示した會議の討議事項も、(一)支那關稅改正の目的は、國定稅率の確立に在ること、(二)其目的達成の爲め、一定の時期と條件とに關し、慎重に考慮すること、(三)更に自主權回收に至る迄の過程として、暫行的に輸出税の設定、釐清品の課税等に關し攻究する外、稅率に關しては、嚴格に之を現實に改むることとした。

其後十月三日の閣議に於ては、關稅定率條例十六箇條を附議し、同月二十四日之を發表した。本法は民國六年の無條約貨物に對する國定關稅法と異り、一般に適用せんとする準備案の一種であり、又一方十月二十三日開會の財政委員會は、關稅自主辦法大綱案を提出し討論に附したが、是れ亦自主權提唱の一準備である。

關稅特別會議は「マツケー」條約の場合と異り、國別談判の方法を採らずに、支那を含む十三箇國の合同會議とし、列國委員の外に顧問を任じ、各國委員としては日本は日置全權、芳澤駐支公使、英國は「マツクレ」公使、(巴里會議當時の)「ビール」公使、(財政顧問)「マ」及「スチユワート」(商業會議所會頭)、米國は「マクマレー」公使、「ストローン」(辯護士)、白耳義は「ロルチエ」公使、佛國は「マルテル」公使、丁抹は「カウフマン」公使、伊太利は「セルチ」公使、和蘭は「オーデンヂーフ」公使、諾威は「ミツチエレ」公使、葡國は「ビアンチ」公使西班牙は「ガリドー」公使瑞典は「ウイロフ」公使等であり、其他專問委員(顧問)隨員等は

七十餘名に達し、就中日本は最も多數を占めた。

會議は執政府の反對派たる吳佩孚其他の阻止運動があつたにも拘らず、豫定の如く、十月二十六日居仁堂に於て、各國全權・顧問・隨員及支那國務總理以下關係吏員及新聞記者等、總員五百餘名列席の上開會し、翌日議事日程委員會を開催し、支那全權王正廷を議長とし、會議は支那側の提案に従ひ、三委員會を組織することにし、即ち第一委員會は、關稅自主權問題に關し、第二委員會は自主權恢復に至る迄の過渡的暫行辦法に關し、第三委員會は、以上委員會に於て決定した事項に關係ある問題を討議することとし、各部委員長は國際慣例に従ひ、主催國の支那全權より選出することとし、前記の如く王正廷・顏惠慶及黃郛の三氏各委員長に選任せられ、外に起草委員會を組織し、顏惠慶を其委員長とした。尙極東諮議院細則起草に關しては、英國側より希望案を提出したが、支那側に於ては、内政干渉の嫌ありし、事態の變化を口實とし、極力反對した爲めに、本案は一時保留することとなつた。

議事の経過を見るに、正式に委員會を開催したのは、十四年十月三十日の第一委員會より十五年四月九日の第二委員會第六回會議の専門委員會に至るまでであり、其間本會議は第一委員會二回、第二委員會五回とし、小委員會は全部を通じて十回、専門委員會五回で、開會を含み合計二十五回である。而して非公式會議は、正式會議開催期間中は固より、十四年十二月下旬以來、十五年六月初旬に至る迄、會議の停頓期間を通じ頻繁に開會せられ、例へば債務整理に關しては三十餘回、關稅收入保管問題に關しても、亦八回の會合を見たのである。

十四年十二月以降、十五年二月十八日迄及同四月以降は、動亂又は政局の變動に因り、會議は停頓するに至つたが、尙非公式會議に依り、討議の進捗を計つた。即ち十四年十二月末、會議休會後は、各國委員の非公式會議は、毎月曜日

に開會すべき旨の打合せを爲し、其間討議された重要問題は、(一)過渡期間内附加稅率、(二)附加稅の使途、(三)内外

債整理、(四)陸境關稅、(五)互惠協定等に關する事項であつた。

附加稅率問題に就ては、外支委員間に、屢次非公式に會商し、各國代表每週和蘭公使館に於て、討議を重ねた。就中十五年一月に至り、附加稅率問題に關し、日英米等の互讓があり、又一月二十日日支互惠條約締結の交渉開始されたが、支那側の拒絶する所となつた。

四月會議の停頓に際しては、英國全權は米國全權を動かし、同月十九日日本會議打切の希望案を我國始め關係各國全權に内達し、意見を求むる所があり、更に五月英國全權「ピール」は、日本經由歸國の途に就き、列國は華府會議條約の二分五厘附加稅の實施に止め、或は現状の儘會議を停止すべしとの風聞を傳へ、關稅會議の前途甚だ暗澹たるに至つた。

支那政府は段氏下野後、一部委員の更迭を行ひ、四月二十九日顏惠慶・蔡廷幹・胡維德・楊永泰等出席會議を開き、次で五月十一日支那關稅會議委員會の名に於て、會議進行に關し、支那政府の意見を披瀝した通電を發した。其意見中主なものは、稅率、裁釐及償債に關するものであつた。一方我政府は、五月二十二日我兩全權に對し、既定の方針に基き、(一)華府條約に依る附加稅引上に關する件、(二)自主權施行前に於ける差等稅率に關する件、(三)自主權施行後に於ける特別協約設定に關する件、(四)増徴金の使途に關する件、(五)保管銀行に關する件等に就き、逐次協議の上、解決に努力すべきことを訓令した。

次で五月二十九日前記支那委員は、二分五厘附加稅及商品分類表に關し開議し、六月五日吳佩孚は自主權恢復の目的貫徹を聲明した。然るに同月十日列國代表は和蘭公使館に非公式全權會議を開き、英國全權「マクマレー」は附加稅即行案のみを以て會議の打切を主張し、日本委員は一般條約に附加稅即行案の不可分を力説したが、支那正式政府の確立は到底逆睹し難き狀態であつたから、七月三日日・英・米・佛・伊・白・葡等の各國公使は、和蘭公使館に會合し、關稅

會議停止に關する共同宣言書を發表し、主席公使より之を外交部に通告するに共に、各國代表亦各聲明する所があつた。

右聲明に對し、四日支那側特別委員の顏惠慶・王寵惠・蔡廷幹・及楊永泰は會議を開き、對策を攻究し、關稅會議は支那政府が自動的に召集したもので、停會の如きは、支那政府に於て決定すべきものであるに依つて、各國代表の通告に對しては重きを置かず、先づ支那政府自身で委員の補充を行ひ、各國に對し會議の繼續を通告することに、した。

又翌六日吳佩孚は再聲明書を發し、若し列國が關稅會議を破壊せば、支那は自動的に關稅自主を宣言すべき旨を公表し、次で七月十四日、支那は臨時國務院會議を開き、關稅會議委員會章程修正案を決定し、同時に關稅會議全權及委員十二名を任命し、會議に出席すべき全權委員を蔡廷幹・顏惠慶・王寵惠・張英華・顧維鈞及王蔭泰の六名とし、其他の委員は楊文愷・張志譚・梁士詒・潘復・馬泰及夏仁虎の六名とし、次で十五日居仁堂に新全權委員の第一回會議を開き、會議の續行に就て方針を定め、次で十六日外交總長蔡廷幹は、口頭を以て關稅會議の續開を列國全權に通告し、又各全權個々に對し秘書を派し、口頭を以て委員の任命を報告し、且續開に關する意向を探究せしめた。越えて十九日蔡總長は各國全權に對し、同月二十三日より關稅會議非公式全權會議を開催すべき旨を通知した結果、支那側は蔡總長を始め五代表、日・英・米・佛・伊・葡・西瑞の列國よりは、全權又は其代理者會合し、支那全權より新代表を紹介することに、會議の繼續を説述したが、列國代表は孰れも、的確な意思表示を避けた爲め、有效な打合を見ないで散會し、斯くて關稅會議は、事實上無期延期に至つたのである。

其後民國十六年夏北京の國務院に於て、外交内務及財政各總長並財政家が參集し、總稅務司代理の「エトワード」を招請し、意見の交換を爲し、關稅會議再會の促進に努力せるも、其目的を達成しなかつた。

第二 關稅特別會議の提案

一、自主權と廢厘の決定

自主權の回復に關しては、前記巴里及華府會議に際し、支那全權の提議があり、何れも其目的を達しなかつたが、關稅特別會議に當つては、支那政府は一般輿論の趨向に伴ひ、開會前より之れが對策に付、豫め準備し、十四年十月三日の閣議で、關稅定率條例十六箇條を附議し、同月二十四日之を公布し、一般に之を適用せんことをした。本條例に依れば、最高從價四割最低七分五厘とし、煙酒に就ては從價五割乃至八割を課することにした（關稅定率條例第二條、菸酒進口條例第二條）。同年十月二十六日、開會式に於ける段執政の歡迎辭及沈議長の演説は、何れも關稅の拘束を去り、自主權回復の希望を吐露するがあり、殊に全權王正廷は自主案を提出し、左の如く陳述した。

一、參加國は支那共和國に對し、正式に支那の關稅自主權を尊重すべきことを宣言し、且現行諸條約中に存する一切關稅上の制限を撤廢することに同意すべきこと。

二、支那共和國政府は、支那國定稅率の實施と同時に、厘金を廢止することに同意し、右國定稅率は、遅くも民國十八年（一九二九年）一月一日迄に效力を生ずべきこと。

次で同月三十日の自主權問題を討議すべき、第一委員會第一會議に於ては、日本全權は「支那國定稅率を定め、之を一般に適用するに同時に、特殊貨物に對して特殊稅率を適用し、以て關稅自主に對する道程を進むべき旨」を説き、丁抹及伊太利代表は「自主權の回復は、廢厘を條件とすべきこと」を主張し、尙同日提案した王全權の廢厘計畫中には、一九二八年十二月末之を完成すべき旨を述べた。

而して日英米三國全權は、十一月二日米國公使館に於て關稅自主權問題に關し、各自意見を開陳して打合をし、翌十一月三日の第一委員會第二會議に於ては、王全權より自主權承認の聲明を要求し、之に對し英國全權は、本國政府の回訓に依り、華府條約實行の條件として自主權を承認すべしとし、且英國は關稅條約を履行することが、支那に採り自主權取得の第一歩なる旨を附言し、我日置全權は「支那は一定の期間内に厘金の廢止を實行した上、國定稅條例を實施する」の原則を提案し、尙「支那國以外の締盟國は、支那が國家主權に基き、完全なる關稅自主權を享有すべき原則を承認することを茲に嚴肅に聲明し」且暫行規定の一として「支那は直に國定稅法を制定し、其聲明に従ひ、三年以内に厘金を廢止した後、同法を實施す」と述べた。斯くして自主權の取得は、少くも原則としての承認せられたるものである。十一月十三日の第二委員會第二會議に於ては、葡萄牙・丁抹及瑞典等の全權は、尙「支那の關稅自主權は原則として、未だ承認せられず、單に本國政府に請訓するに過ぎぬ」と發言し、英國全權は自主權を後廻はしめて、附加稅問題の討議を提言したが、其際王全權は、廢厘の可能を高調し、自主權と廢厘とは別の問題であることを主張し、翌十四日の同上第三會議に於て、王全權は附加稅問題に先立ち、左の提議をした。

一、關稅自主は明白に之を條約中に規定すること。

二、廢厘は支那の自動的提議にして、自主の交換條件に非ること。

三、自主問題解決後に附加稅問題を討論すべきこと。

是に於て、各國全權の質問及抗議があり、英國全權は廢厘後、自主を承認せんことを固執し、日・米亦之に同意し、最後に蘭・瑞等の代表より調停辦法として、小委員會の組織を提議し、即ち十一月十七日同小委員會成立し、日・支・英・米・蘭の五委員出席し、王全權は再び左の提案をした。

(一) 各締盟國は中國が關稅自主權を享有し、各國と中國との間に存する關稅上の束縛を解除することを承認し、一九二九年一月一日に其效力を發生すべきことを容認すべきこと。

(二) 中國政府は厘金廢止と國定稅率條例とは、同時に施行すべきことを聲明し、併せて同じく一九二九年一月一日に厘金の全廢を宣明すること。

之に對し英國代表は、固く廢厘條件説を主張したが、日本全權は遂に無條件自主權の享有に賛意を表し、其前提として、自主權及廢厘に關する決議、其他今後會議に於ける各種問題の規定を、十三箇國協定中に包含せしむべき旨を提議し、米・蘭兩全權も我提案に賛同するに至り、英全權獨り明答を與へなかつたが、爰に支那案は決議案として採決せられ、十九日の委員會に附議すること、なつた。

十一月十九日第二委員會第四會議に於ては、王全權は小委員會を代表して、前記小委員會に於ける自主權提議草案の經過を陳述し、同決議案を朗讀した。之れに對し各國全權は異議なき旨を表示し、本案は正式に可決採擇せられ、王全權は改めて支那側を代表して、謝意を表し、米國全權は「本案が條約として效力を發生するには、本國政府に於て批准を要する旨」の保留をした。

斯く容易に支那の自主權享有が無條件に決定を見たのは、頗る奇異の感あれど、自主權の回復は、巴里及華府會議以來、支那側の宿願で、殊に輓近支那の輿論は、此點を高調し、爲めに當時の内閣は其對内策の見地より、萬一自主權の無條件實現を見ない場合は、進て會議を決裂せしめ、自動的に國定關稅法を實施せんとする勢を示し、同時に米國其他列國中、支那に恩を賣らむとする傾向著しく、又我國は開會の當初より進んで支那に好意を表白し、依つて會議の指導的立場に立つに至つた等の事情は、遂に自主權問題に於て、斯る結果を見るに至つたのである。

是に於て十一月二十一日、釐金の専門分科會を開き、支那委員より廢釐に關する専門的説明を朗讀し、釐金の性質に付討議し、爾來我委員亦釐金に關する研究に従事し、支那側より釐金の起源其他に就き、調査書を提示したのである。蓋し自主權の承認は無條件であり、廢厘は相關的に同時施行すべき旨を定めたのであるから、若し支那側に於て廢厘を實行しない場合に於ても、單に外交上の談判を以て交渉するのみで、何等有效な拘束手段はない、又列國委員は固より、支那委員も雖も、僅か三年後に於て廢厘が完全に實行されるは事實上不可能であることを了知してゐることであるも、澎湃たる國權回復熱に煽られた結果云ふの外はない。但し前記決議を以て、尙條件同一視する者があり、或は少くも效力に於ては、同一であるを看做す代表的見解もある(註、八)。

二、加稅問題の討議

加稅問題には自主權恢復後に於ける稅率及國定稅法施行前に於ける稅率に關するもの二者がある。前者は本會議の議題とはならないが、支那側は夙に會議開會前より、前述の如き關稅定率條例及菸酒輸入稅條例を發布し、又一方特惠稅率を設くべきことも定めたのである。

(一) 第一次提案に對する討議

十四年十月二十六日、關稅會議の開幕に際し、王全權は自主權の享有に關し陳述するに同時に、加稅に關し左の如く聲明した。

支那が未だ國定稅率を施行せぬ以前に於ては、中國海關稅則は現行の從價五分稅の外、普通品に對しては五分の臨時

附加税を加徴し、甲種奢侈品(煙酒)に三割、乙種奢侈品に二割の臨時附加税を加徴し、右臨時附加税は條約調印の日より三箇月後に、徴收を開始することとする。

日本案

同開會式に於ける日本全權日置氏の聲明は、(イ)華府條約第二條は、本會議に於て支那と列國間の現存條約に規定する附加税を課するの目的を以て、右條約に規定する厘金の急速の廢止及其他の條件に付、準備をなすが爲め、直に適當の措置を執るべきことを定め、(ロ)同條約第三條は、厘金廢止に先立ち、適用せらるべき暫行規定を考慮し、從價一律二分五厘又は或る種の奢侈品には二分五厘以上五分を越えざる附加税の賦課を認むべきことを定む。

華府會議當時の算定に依れば、本附加税は約二千九百萬元の増收させられ、右は貿易額の自然膨脹と共に、遞増することには言を俟たない、其外海關收入を擔保する現存債務を償還した後は、毎年相當の關稅剩餘を生すべきである。

右は厘金の完全な廢止に至る迄の、中間的方法であるから、支那は先づ少くも厘金の一部廢止をなすと共に、支那と列國間の現存條約に規定する或種の條件を實行することを要すべしと述べ、暫行的措置として、二案を提出し、第一案は公正且合理的基礎に立つ國定稅率を定め、之を一般に適用し、別に特殊貨物に關しては、當該關係國との間に特別の稅率を協定し、之に依ることとし、第二案は平均一割二分五厘を越えず、且關稅條約第二條の規定と矛盾せざるが如き方法に於て、列國の満足すべき差等稅率を定むること。

次で十月三十日の第一委員會第一會議に於て、右第一案を優るものと主張し、日本全權は又十一月六日の第二委員會第一會議に於ては(一)二分五厘附加税は、本會議に代表者を有する總ての政府の同意したる所にして、本會議に於て之を決議せば、更に批准を要するも、之が目的を達することは確實なれど、若し此以上の附加税を實施せば、特に批准を

要する新條約を必要とし、其實行は不確實とす、且遲延の惧あり、緊急の所要に應ずることを得ず。日本全權は以上の理由に依り、暫行措置として二分五厘附加税増徴を以て、所期の結果を得る最も確實の方法と信ず、(二)二分五厘以上の附加税の急速なる實施は、支那と他國間の通商關係を著しく攪亂するの外、特に日本の産業及貿易に對し、甚大の影響を及ぼすこととなる。加之此の如き附加税に因る負擔は、輸出國たる外國人の負擔に歸すると同時に、結局支那國民自身之を負擔することとなるべき旨を説明したのである。

米國案

十一月三日の第一委員會第二會議に於ける米國全權の提案は、華府條約に定めたる二分五厘附加税を直に加徴し、稅率表の規定せらるべきは、奢侈品に對しては、五分の附加税を認むることとし、華府條約に従ひ(一)支那以外の列國は、一九二六年二月一日より總ての貨物に對して、二分五厘の附加税徴收を承認し、而して遅くも一九二六年七月一日迄に有效となるべき五分の奢侈品附加税に關する稅率表の作成を求め、關稅の増收は稅關機關 (Customs Administration) に依り保管し、本會議の決定する方法に依り處理せらるべく(二)新條約を締結し、本條約效力發生三箇月後、中間辦法として、國定稅率が效力を發生する迄、輸入品に對して現在の五分より七分五厘に至る迄の新稅率を實施し(ハ)陸境關稅率も、海關稅と同一にすることとした。

英國案

英國案は、當初より華府條約の限度を固守せんとし、何等暫行稅率に關して提案する所がなく、十一月十三日の第二委員會第二會議に於て「列國は一九二六年より、輸出港より輸送せらるる、凡ての輸入品に對し、二分五厘の附加税を課し、奢侈品に對し五分迄増加すること承認す」とし、新條約效力發生の日より三箇月後に於て、關稅自主權の實行に

至る迄、暫行辦法として、普通品に對し五分以上、煙酒の輸入に對し若干とし、稅率をは規定せず、陸境關稅率に關しては、米國家同様、海關稅率均一に改むべきものとした。

支那側は十一月六日の第二委員會第一會議に於て、王全權より華府條約の二分五厘稅では、支那財政上不足を告ぐるを主張し、次で第二委員長顏惠慶は、支那輸入有稅品に課せらるべき附加稅は(一)普通品に對しては五分、(二)第一種奢侈品(煙草六種、酒十七種)に對しては三割、(三)第二種奢侈品(絹、毛織物、皮、砂糖、紙、硝子製品、魚類、玩具、扇、傘、化粧品、時計、家具、電氣材料、蓄音器、寶石類、藥品等三十一種)に對し二割の稅を徵課すべき事由を述べ、更に蔡全權は、甲乙二種に屬すべき奢侈品の細目を發表し、左の要旨に依る理由を述べた。

煙草の輸入は、各國共に嚴重に制限し、其輸入稅は、日本は三十三割五分、伊太利は三十割、英國は原料に四十六割五分、製品に五十割、ブランドーに八十割を課し、支那は國內產煙酒に對し、八割を課するも、輸入品は五分、附加稅二分五厘とし、世界無比の低廉す。故に暫行期間に於て煙酒等の甲種奢侈品附加稅を三割とし、其他の奢侈品は外國に於ては十割以上のものもあり、華府條約の五分は低率に過ぐるを以て二割とし、而して品目は、日・英・白・佛諸國の例を調査し、且支那國民の嗜好並に習慣を參酌して之を決定する。

尙十一月十一日支那側より提示した附加稅計劃中には、支那政府は一箇年の使途約一億元を要するが故に、華府會議に依る二分五厘の加稅を以てしては、到底之に應ずること出來ぬを力説した。

其後同月二十三日の第二委員會小委員會第一會議に於て、支那全權蔡廷幹は、支那側の臨時附加稅率並細目表を提示し、普通品五分とし三千萬圓、甲種奢侈品三割とし三千二百萬圓、乙種奢侈品二割とし五千萬圓合計一億一千二百萬圓とし、毎年增收五千萬圓を計上した。尙乙種奢侈品は前提出に係るものを訂正し、十七種細目百五十二に分類した。

前記米國家に關する十一月三日の會議に於ける米國全權の説明に依れば、二分五厘の加稅を以てしては、支那の增收は三千萬圓に過ぎぬ、廢厘補償としても七千萬圓を要するので一層加稅の必要を認め、米國提案中には一割二分五厘稅案を立てたこともあつたが、日本側の反對を顧慮し、五分乃至一割二分五厘稅案に修正した云はれたのである。

(二) 第二次提案に對する討議

十四年十二月より十五年一月に亘る會議の停頓中、列國委員は、非公式會議を開き、打合せを繼續した。其間支那側に於ては、第一次普通品及甲乙兩種奢侈品稅案の通過し難きを慮り、之を撤回し、改めて差等稅率案を提出した。新案は七類百三十八目に分ち、其附加稅率を二分五厘乃至二割七分五厘とした。

然るに一方十五年一月十三日、英・米・日三國全權の一致した意見は(一)普通品は二分五厘乃至四分とし、之に輸入正稅五分及子口半稅二分五厘を加へ、一割乃至一割一分五厘とし、其最低二分五厘附加稅は必需品に適用し、日本棉絲布類は之に屬す。(二)乙種奢侈品は七分五厘とし、之に正稅及子口半稅を加へ一割五分とし。(三)甲種奢侈品は一割七分とし、之に正稅及子口半稅を加へ二割五分とし。

右最低率は、支那側の讓歩率に等しきも、最高率は尙一割の差異がある。(上海銀行週報十卷六號)然るに當時我國の第一次提案は、之が變改を要することとし、仍て佐分利委員歸國し、關係各省當局と打合せの結果、我對策に關し、左記成案を得た。

一、關稅會議終了に至り、華府條約所定の増率即ち普通品二分五厘、奢侈品五分を適用す。但し差等稅率條約案の效力發生時を以て限りとするべし。

- 二、貿易品を分ちて七種類とし、最低七分五厘より最高三割の間に於て、一定の差等税率を設け、各品目に依り適當の税率を課すること。
- 三、日本の對支重要輸出品たる棉絲布砂糖等の必需品に對しては、最低率の二分五厘税を適用す。但し加工綿布には、多少斟酌を加へて増率すること。
- 四、差等税率の承認と共に、當初提出の原案を撤回すること。
- 五、右差等税率の施行により、支那關稅收入は、現在に比し年額七千萬元の増額なるから、四千萬元を以て内外債不確實債務を整理し、二千萬元乃至二千五百萬元を以て廢厘基金に充當し、五百萬乃至千萬元を中央政費に充當すること。

六、支那の要求する鐵道・道路・港灣等の建設費に對する充當には應ぜざること。
 同上十四年十二月二十三日以來休會であつた正式會議は、十五年二月十八日、第二委員會第六會議を開催し、會議の劈頭、王全權は華府條約に依る二分五厘加税は、列國政府の批准を要しないものに付、速に之を實施せんことを要求したが、普通品と奢侈品との區別及實施期限に關し、議論區々に分れたので、佛・米委員より修正案を提出し、之を日・英・米・佛・和・支の六國委員の審議に付託することに決し、即ち同月二十日の六國小委員會第一會議に於て、前會王全權より提出した、(一)暫行附加稅收入見込額を九千萬乃至一億元とし、(二)華府條約第三條に依る普通品二分五厘を四月一日より、奢侈品五分を六月一日より即時實施に關する二決議案を審議したが、尙附加稅の實施期並に奢侈品の範圍に關し、支那側と列國委員との意見著しく相違し、何等の結果を見ないで散會した。

六國小委員の専門委員會は、同月二十五日第一會議、三月二日第二會議、同月八日第三會議を開き、支那側提出の奢

侈品に關する差等税率の分類並範圍其他に就き討議した。更に三月十二日の第四會議に於て、附加稅の實施期を七月一日の見當とし、到著主義を採ることに決定したが、三月十六日の同第五會議に於ける討議事項は(一)附加稅の實施期に關しては、日本案は各國委員の贊同を得たが、支那側が時期を早めんとした爲め、意見の相違があり決議に至らなかつた(二)輸入品々別表に關しても、支那側に於ては打合せをしたことがあつたか、報告の運びに至らないで、次回に譲ることとした。

然れども三月末支那側は、六國委員と妥協し、原案最高二割七分五厘を減率して二割とし、又原案甲類品目、最低税率二分五厘のものは僅かに八種であつたのを、日本の修正を経て三十種に増加し、爲めに我對支輸出品中綿絲布の如きは、同種類中に包含され、輸入正税と合し七分五厘に過ぎぬこととなつた。依つて附加稅收入額原案の一億二千萬元は、改めて九千萬元に減額せられたのである。

越えて四月九日専門委員會開催、日・英・米三國は、其協議に係る成案を提出したが、異見があり、既に支那案より改めて新税目表を作製し、之を専門委員會に附議することとしたが、偶々時局の混亂に依り、會議の停頓を見るに至り、爾來非公式會議を開催したが、大體の形勢は二派に分れた。即ち甲派は華府條約規定の二分五厘加税の實施を決議し、之を以て最終の結果とみなさんとし、乙派は從來の方針に依り、二分五厘加税實施の外に、國定税率の施行に至る迄の、暫定税率をも併せて解決せんとするものであつた。然れども其後の大勢は、前者の主張漸次有力となり、殊に英國は當初より之が代表的主張者であつた。次で五月十一日英・米・日三國の専門委員協定の結果、華府條約所定の二分五厘加税を實施し、之が増收のみを以て、廢厘準備の爲め、地方政府に分配せんとする成案を得た如くであるので、六月初旬全國總商會及上海總商會は、政府に對し二分五厘税反對を打電し、大に警告する所があつた。(銀行月刊第六卷第六號)

(三) 互惠協定率の提案

互惠協定に關しては、我全權は開會日を始め、十月三十日及十一月三日、再三提案する所があつた。蓋し日本の對支貿易は英・米等の其れと異り、輸出生産品は近年の例に見るも、二億數千萬兩を上り、日本の輸出總額の二割五分以上に當り、就中綿絲布は約二億圓を占め、其他砂糖・石炭・水産物等、亦多額に達するのであるから、支那國定稅率實施の曉に於ては、其打撃甚大なるものがある。而して支那よりの輸入は約二億圓で、棉花・鐵礦・其他重要原料品大部を占むるが故に、我邦が是等の中、特殊の貨物に關して互惠協定率を設置するは、唯一の救濟法と謂ふべきである。是を以て本案は爾來正式討議には附せなかつたが、我委員に於ては、十四年中之が草案を作成し、會議停頓中に在りても、十五年一月二十日前後、支那側に對し極力交渉開始を要求し、支那側は一月二十七日一應の答覆を與へた。其答覆に於ては、我草案の可否に言及しないで、只交渉開始に異議なき旨を述べたるのみである。

互惠協定に關し、支那政府の方針としては、既に會議開會前、國定稅法第五條(修正法案第二條)にも之を規定した如く、協定を豫測し、財政善後委員會に於ては、輸出入共相互交換的に之を協定すべき旨を發表した。又十四年十一月十一日、支那委員の日・米提案に對する考案中には、互惠協定は國定稅率法第五條の規定に依り、何れの國家も暫定期間又は其後に於て、支那と互惠協定の問題を討議するを得べく、現在より一九二八年迄に其協定が成立するときは、斯る協定は國定稅率の實施と同時に效力を發生するとした。

然れども支那側一般の意嚮は、互惠協定は主として日本の輸出貨物は互惠の利益に浴するもの多きも、支那の輸出品は、之れに反するを以て、眞の互惠でなく、實は片務であること、日本の輸出品は、工業品を主とするを以て、互惠

協定は同種工業の支那に興起することを阻害するに云ふ事由を以て反對したのである。

三、釐金の限界に關する討議

釐金の範圍に付ては、從來締約國側が廣義に解釋せんとするに對し、支那側は狹義に解釋せんし來たが、何れも其限界は明確でない。關稅會議に際しても、十月三十日提示した王全權の裁釐計畫案には、單に「釐金及釐金の性質を有する課税」のみ記載した。

而して會議開會前の十月二十三日提案した、財政善後委員の決議した自主辦法大綱第二條には、「内國稅に關するものは、出產、銷場、出廠稅等の廢除を聲明すべし」と謂ひ、其第三條には「現行釐金、常關稅、復進口稅(沿岸貿易稅)及正雜稅捐中、國內通過稅の性質を有するものは、中國は自ら裁撤を行ふに記してゐる。(收回關稅自主權要綱草案)尙關稅會議開會當時發表せられた、同上委員會の定めた裁撤厘金常關及國內一切通過稅辦法大綱草案には、左記の規定がある。

第一條 左記各項各國內通過稅は、其中央の收入たるを、又は各省の收入たるを問はず、悉く之を廢止す。

一、釐金、統捐、統稅、貨物稅、鐵道路損又は其他異名同實の通過稅

二、商埠五十支里内、五十支里外及其他の常關稅

三、正雜各稅捐中、通過稅の性質を有するもの

前各項に依り撤廃すべき通過税は、其發送のとき、又は中途に於て、若くは到達の時徴收するを問はず、通過する貨物に對する課税は總て之を含む。

第二條 海關に於て徴收する子口半税・復進口税、及甲港より乙港に至る出口税(内國輸出税)も亦一律之を廢止す。

第三條 國內通過税撤廢後、總て常關、釐金局、各税廠等に於ける、從來徴收の他種説税にして、確實に通過税の性質を含まざるものは、財政部に報告し、核定の後、他の徴收機關に併合して、之が徴收を繼續す。

第四條 各機關をして、前三條の規定に依り、通過税と通過税に非ざるものとに分ち、各存廢すべきものを定め、其數目の詳細は、期限を定めて報告せしむ。

十月三十一日我委員は、内部的に釐金問題専門委員の打合會を開き、産銷税又は落地税は、釐金に包含せらるゝや否やを明確ならしむる爲に、支那側に質問すべき旨を決定し、十一月一日の同上第二回打合會に於て、前記支那側の廢釐大綱草案の内容に關し討議した。其決議事項中主要なるものは左の如くである。

一、右大綱案が、確定案なりや否やを確むること。

二、(イ) 第一條中通過税の意義及範圍、殊に通過税の性質ある生産税及落地税を含むや否や、明確なる説明を求め、若し含まざれば、之を含ましむること並に崇文門税の存廢を質疑すること。

(ロ) 第四條中通過税、非通過税の區別に關しても、明確なる説明を求め、同時に非通過税にして現に課税せられ居るものを明にすること。

(ハ) 常關の意義を明にすること。

(ニ) 正雜各税の意義を明にすること。

(ホ) 釐金及其他類似のもの、確實なる廢止を期せんが爲の方法として、左の通り決定すること。

A 本法中に別に一條を設け、内外品の通過(發送・途中及到着を含む)に對しては、如何なる名義を以てするを問はず、一切課税することを得すこの原則的规定を設けしむること。

B 外國輸入品に對し、非通過税にして課せられたるものが、事實上通過税なりしときの有效確實なる救済方法に付、條約上の保障を設くること。

三、支那政府が釐金を全廢せんとする誠意あらば、釐金の種類及徴收額、徴收手續等に關し、明細且的確なる材料を有すべきは勿論なるを以て、會議に於て先づ此等に關する詳細なる説明及明細表の提示を求むべきこと。

四、第三條中

(イ) 税廠の意義不明なること。

(ロ) 支那は釐金局・常關等を當然撤廢するものと認むるに付、其實行方法を質問すること。

(ハ) 本條に所謂釐金局・税廠等の「等」の字義を明瞭ならしむる爲め、「其他」を改むること。

五、第四條中

(イ) 所謂各徴税機關及徴税監督機關の組織税限を明にすること。

(ロ) 報告の公正明確なるを期する爲め、別に辦法を講ずる必要あること。

尙同月二日の打合會に於ては、更に王正廷の提出した廢釐計劃覺書の討議中、釐金の性質を決定するに付、左の如き委員會の組織に想到した。

釐金(通過税)非釐金(非通過税)の判定を要すること、し、之に關しては、司法調査委員會の例に倣ひ、外國委員の參

加を要求すること、而して其調査期間は原案通り六箇月とする。

其後英・米等の提案にも、亦釐金の限界を明示してゐるものなく、例へば十四年十一月三日の委員會に於ける米國の提案中には、釐金及類似の内地税の廢止を謂ひ、同月十三日の委員會に於ける英國の提案に於ても、釐金其他内地税の形式に依るもの謂ひ、漠然の文字を使用してゐる。

一方支那側の前記廢厘大綱草案に於ては、通過を條件とするも、比較的廣義の釐金廢止計劃中に包含せしめたが、十一月二十一日、裁釐補償問題に關する専門委員に於て、釐金の範圍に關し、外支委員間に質問應答があり、當時主席會宗鑑は、

一、廢釐の標準は、民國八年の豫算に依り、同豫算になきものは民國五年の豫算に依る、右兩豫算に計上せざるものは、中央政府に於て之を決定すること。

二、廢止すべき釐金の範圍に關しては、通過税の性質を有すべきものに限り、生産、銷場、落地等の税は之を包含せ

ずべき。

を説明し、賈士毅も亦其著に於て同様に述べてゐるが、前記支那側草案に矛盾してゐる(註、九)。

今支那側の調査した釐金に關する説明の要領を擧ぐれば、左の如くである。

一、廢止すべき釐金の種類

(イ) 中途釐金 Transit Tax 本税は各地通過の貨物に課するもの。

(ロ) 統稅 Consolidated Tax 本税は各種釐金を單一の統一的課税に變形したるもの。

(ハ) 統捐 Consolidated Likin 同上。

(ニ) 貨物税 Merchandise Tax 本税は前記統稅又は統捐に類似したるもの。

前項(ロ)(ハ)及(ニ)の名目の下に課税せられ、釐金の性質を有せざるものは、本問題より除外し、別に之を處理するもの。

(ホ) 鐵路貨捐 Tax on Railway Goods 本税は特に鐵道に依り輸送する貨物に課税するもの。

以上の各種目を除き、全然釐金に屬せざるものに、慣例に依り釐金局又は其課税系統内に在るものに、左記の課金を存す。

(イ) 坐釐 Stationary Likin 本税は商店又は商社に對し、貨物の販賣數量に應じて課税するもの。

(ロ) 商捐 Merchant Tax 本税は商品の現在市價に従つて課税するもの。

尙支那側より提出した釐金の専門的解釋に關する草案を見るに、前記解釋に大差なく、釐金を分ち

一、本來の釐金 Likin proper

二、統捐又は統稅 Consolidated Duty or Tax

三、貨物通過税 Transit Dues on Goods

四、鐵路釐捐 Goods Tax on Railway

にしてゐる。

然るに一方十五年一月二十一日、英國委員より、日本委員に送致した釐金特別補償稅案に於ては、釐金は一九〇二年「マツケー」條約及一九〇三年の米・支條約に在る釐金及其他生産地・通過地及到着地に於ける其他の課税を包含するものみなし(生産税及釐金補償税を除く)、此等課税の廢止に依り、貨物通過税の全廢を期し、惹いて凡ての稅局・稅卡の

裁撤を馴致せんとするものであるが、産銷税の限界並に釐金と産銷税との關係に付ては、明確な決定を示さないことは、「マッター」條約又は米・支條約及之が外交文書に記載せられたものと異なることがない。

四、廢釐方法に關する提議

(一) 一般の提案

廢釐の根本原則は、前記委員會の決議に依り、民國十八年一月一日迄に完成すべきことに決定したが、其暫行辦法に關しては、十四年十月三十一日、第一委員會に於ける、「ストロイン」の質問に對し、王正廷は裁釐の時機に關し、一九二五年十二月より六箇月以内に、各省をして報告書を作成せしめ、同時に中央政府は、調査員を各省に派遣し、調査に従事せしむ。右調査報告書は、次の六箇月以内に、財政部及財政整理會に於て之を討議し、一方一年間釐金の補填をなすべき額を準備す。斯くして一九二八年二月末迄に、裁釐計劃を完全に實行す。答へ、又釐金の補填準備に關しては、中央政府は、各省の收入減に付調査し、各省廢釐を實行したる後、毎年不足額を二期に計算し、第一期は關稅附加税の増徴内より各省に送附し、第二期は關稅自主實行の際、關稅收入中より之を分配す。聲明した。當時支那側より提示した、自主權回復に至る迄の過渡期間暫行措置の概要を擧げ、廢釐計劃の地位を示せば、左の如くである。

一、附加税の處理

(イ) 債務の調整 一九二六年四月一日より同七月三十一日迄四箇月間

(ロ) 公債の募集 (釐金廢止・債務整理及建設費所要額調達の爲)、一九二六年八月一日より、同十一月三十日迄四箇月間

(ハ) 中央政府及各省に對する補償分配 一九二六年十二月一日より一九二八年二月二十八日迄十五箇月間

二、内地通過税の廢止

(イ) 調査期間 一九二五年十二月一日より一九二六年五月三十一日迄六箇月間

(ロ) 討議及決定の期間 一九二六年六月一日より一九二六年十一月三十日迄六箇月間

(ハ) 廢止實行期間 一九二六年十二月一日より同三十一日迄一箇月間

(ニ) 鐵道貨物税 一九二七年一月一日より、同二月二十九日迄二箇月間

(ホ) 常關稅(五十支里外及内地)の廢止 一九二七年三月一日より同六月三十日迄四箇月間

(ヘ) 其他の釐金の廢止 一九二七年七月一日より、一九二八年二月二十八日迄八箇月間

次で十一月二十一日釐金専門委員會にて、支那側の説明した計劃に於ては、裁釐の順序を述べ、

第一段 民國十五年より一箇年内に、釐金の性質を分別し、通過税に關するもの、確數を調査する。

第二段 民國十六年より裁釐に著手し、關稅增收三千萬元の支出中より之を補填し、同時に營業稅、所得稅、或は出

産稅、銷場稅等を以て其一部を補填し、尙其不足分に對しては、三年間の分配額に應じ、裁釐公債を發行す

をいふ。

第三段 民國十八年後關稅自主を實行し之を補填し、又營業稅、所得稅及其他の稅收に依り補足を爲す。

した。(註、一〇)

尙之に對する暫行措置に付ては、支那全權は普通輸入品に五分、奢侈品に二割及三割の附加税を課し、調印後三箇月を以て實施せんを聲明した。

日本全權は十四年十一月三日、第一委員會第二回會議に於て、支那の聲明に基き、三年以内に釐金を廢止することに同意し、次で同月六日第二委員會に於て、「モラトリアム」の方法に依り、三年間整理公債の元利支拂を猶豫し、其資金を以て補償の用に充當することを提案し、暫行措置としては、二分五厘及五分の附加税案を聲明した。

米國全權は十一月三日、支那は釐金及協定せらるべき類似の内地税を廢止し、一九二八年五月一日、關係國代表者會議を開き、釐金廢止の事實を認定し、且必要なる協定をなすことを提案し、尙暫行措置としては、第一期は一九二六年二月一日より、總ての輸入貨物に二分五厘、同年七月に至る迄に、奢侈品に五分の附加税を課し、第二期は條約實施後輸入税は五分乃至一割二分五厘、輸出税は五分乃至七分五厘を課することを提案した。

英國全權は、十一月十三日第二委員會に於て、

- 一、一九二六年又は其後輸入品に對する附加税二分五厘、奢侈品には五分を課し、増稅收入は海關に保管すること。
- 二、釐金及其他内地税廢止後、支那は國定稅法の實施方を協定し、新條約效力發生の日より釐金廢止により、關稅自主權實施迄、一律に普通輸入品に五分以上の一定率を課すること。
- 三、中間期間たる關稅增加後、釐金廢止完成期前までは、外國の輸出入品は内地税を課せられざる様に規定を設け、中央政府が之に違反したときは、海關に對し償還を請求することを得

を提議した。

(二) 厘金特別補償稅制度の提案

厘金特別補償稅法案(Memorandum on the levy of a special Compensation tax for the purpose of financing the abolition of likin)は、英國委員の提案に係るが、會議前年(一九二四年)總稅務司「アグレン」の子口稅制度改正案(第五章第一節 第三款參照)に一步を進めたものである。佛國の提案は厘金補償附加税(Surtax de Compensation des Likins)を名けてゐる。

英國案は民國十四年十二月中、英國委員より再三内示する所があり、同十五年一月本案に關する詳細の覺書を作成し、同月二十日に之を我委員に呈示し、更に修正の上同月二十一日、各國委員に送附し、二十三日及三十日英國公使館に於ける各國全權の會合に於て、之に對する質問及意見の交換を爲し、各國共大體異議なきものとし、更に英國側より支那側の意見を求めたが、其の趣旨に關しては、大略同意を得たのである。

補償稅賦課の趣旨は、厘金廢止までの過渡的準備措置で、其間に於ける外國輸入品並に内外人の手に在る内地生産品を、内地課稅より保護することを存し、其收入を厘金廢止の代償として、地方官憲に配付するのを目的とする。即ち(一)課稅物件は、原則としては、外國輸入品又は生産税を課せらるべき支那内地の内外人の生産品であるが、又其他の貨物(輸出原料品又は地方製品)も含むのである。但し前者の場合は、強徵主義であるが、後者の場合は、任意主義である。(二)稅率は輸入税(正税及附加税)の三分の一、即ち輸入税及補償税を合したものの、四分の一とするも、外國輸入品及生産税を支拂ふ内地生産品以外の貨物、其他、内地より開港場に移出する總ての貨物に對しては、輸出税の二分の一とする。(佛國案は總て子口税と同じく、輸入税又は輸出税の二分の一としてゐる)。(三)徵收機關は海關とし、輸入税又は生産税と同時に

課税する。但し酒煙草等に付、特別協定の成立した場合は例外とする。(四)補償税を支拂つた貨物は、開港場の周圍百支里内は通過證を要せず、全然其他の課税より免かるも、右區域以外の内地に移出する場合は、通過證の交付を受け、一切の厘金、通過税、落地税、銷場税及其他一切の國內税を免除する。(五)通過證は海關に於て發給する。但し酒及煙草等に付特別協定の成立した場合は例外とする。通過證の種類は二種に分れ、第一は内地通過證(Inward transit pass)であり、補償税を支拂つた貨物、即ち外國輸入品及生産税を支拂つた内地生産品に對しては、無償にて之を發給し、其他の貨物に對しては、前記の補償税(輸出税の二分の一)を支拂はしめて之を發給する。第二は外向通過税(Outward transit pass)であり、輸出の有無貨物所有者の國籍如何を問はずに、内地より開港場に移出する貨物に對して、請求に應じ、同じく補償税(同上)を支拂はしめて之を發給する。(六)稅收は支那政府の指定する上海所在銀行に保管し、之を「厘金補償基金」として積立て、之が配付に關しては、内向通過證を受くる貨物の支拂つた補償稅收入は、通過證に記載した貨物の仕向地に依り、徵收機關より直接其地方官憲に配付し、外向通過證を受くる貨物の支拂つた補償稅收入は、前法に準し、貨動發送地の地方官憲に配付し、開港場附近に於て消費され、通過證を受けない貨物の支拂つた補償稅收入は、厘金補償基金として積立て、各地方が厘金を廢止する程度に應じ、厘金補償委員會より各地方に配付する。厘金補償委員會は上海に設置し、中央政府徵稅機關の代表、各省及特別區域の財政廳、各省議會の代表及全國商會聯合會の代表を以て組織するのである。佛國案の厘金補償附加税は、一九二七年及一九二八年の二箇年間は、嚴密な意義の厘金補償附加税を課せず、子口稅制度と同じく任意的のものとし、其收入を厘金の補償として、地方に分配することにし、又固より之が特典を支那商人に及すことにした。而して一九二九年以降は、輸出入税以外に本税を強徵するものとする。(民國十五年一月四日、佛國全權事務所より提示した佛國側提案)米國側の起草した華府條約附加稅實施取極案に於ては、沿岸貿易稅の廢止と共に、又子口稅收入の地方配付を規定した

ものがある。即ち急激な廢止に對する準備手段として、通過證に對し支拂はれた稅收は、海關より到達地通過地又は仕出地にて徵收した稅額に比例し、省官憲に分配するものとし、其額は附加稅收入中から支出し、一箇年五百萬元迄とした(註、一一)。

五、廢釐に對する使途計劃

釐金廢止に充當すべき金額に付ては、當初顏惠慶より我委員に對する内談に依れば、六千萬元乃至七千萬元を以て足るゝとしたが、其後十一月十九日の第二委員會並に二十一日の専門委員會に於ては、何れも増額して九千萬元とした。其算出は左の如くである。(單位千元)

種 類	第二委員會分	専門委員會分
一、各省及特別區域釐金	七〇,〇〇〇	七二,〇〇〇
二、常關稅	一六,〇〇〇	六,〇〇〇
三、津浦鐵道貨捐	四,〇〇〇	六,〇〇〇
四、釐局吏員解備費用	〇	一〇,〇〇〇
計	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇

而して支那側は、三箇年を通じて、前記金額を要すべきものとし、附加稅收入を三等分し、債務整理及行政費と共に、釐金廢止にも亦三分の一を充當せんことを提案した。

當初列國は、使途計劃に關しては、右支那側の提案に付、詳細討究することなく、廢釐補償は年額約三千萬元を要するものとし、之を關稅總收入中より充當せんとし、或は支那側の廢釐の實行に連れ、初年を少くし漸次増加し、結局三

年間に九千萬元を充當する等の案考慮せられ、成案に至らなかつたか、終に英國側の補償稅案の提出さるに及んで、之を基礎として計劃を立つることとなつた。

(一) 英國案

十五年四月二十三日、英國委員「ヌチユワート」より日本委員に送致した提案に依れば、釐金特別補償に充當すべきものとし、其配當額を本稅を含んだ入稅の四分の一とし、左の如く算定した。(單位千元)

一九二七年	約 三一、〇〇〇	一九三〇年	約 四〇、〇〇〇
一九二八年	三五、〇〇〇	一九三一年	四三、〇〇〇
一九二九年	三七、〇〇〇	一九三二年	四四、〇〇〇

(二) 米國案

同四月二十九日米國委員より日本委員に回付した提案に依れば、廢釐充當額を同じく輸入稅の四分の一とし、左の如く算定した。(單位千元)

一九二七年	約 三三、〇〇〇	一九三一年	約 四三、〇〇〇
一九二八年	三七、〇〇〇	一九三二年	四五、〇〇〇
一九二九年	三九、〇〇〇	一九三三年	四七、〇〇〇
一九三〇年	四〇、〇〇〇	一九三四年	五〇、〇〇〇

(三) 日本案

日本委員は使途問題に關し、屢次討議を重ね、四月三十日修正案を決定しが、廢釐充當額を英・米案と同じく輸入稅の四分の一とし、左の通り算定した。(單位千元)

一九二七—二八年	約 三七、〇〇〇	一九三一—三二年	約 四四、〇〇〇
一九二八—二九年	四一、〇〇〇	一九三二—三三年	四五、〇〇〇
一九二九—三〇年	四二、〇〇〇	一九三三—三四年	四六、〇〇〇
一九三〇—三一年	四三、〇〇〇	一九三四—三五年	四七、〇〇〇

以上各國案の算定には多少の相違あるも、畢竟各年次輸入稅の自然增收、又は一九二六年の價格改訂の見積額に相違あるに因るものであるが、只輸入稅の四分の一とする點は一致してゐる。

第五目 新條約の協定

國民政府は民國十六年(一九二七年)四月、南京遷都以來、厘金の廢止並に關稅自主の計畫を樹るに共、に二面翌十七年七月以降十二月迄、十七箇國との間に、多くは關稅自主の承諾又は關稅に關し相互均等の待遇を約し。殊に英・米・佛・和・瑞典・諾威に對しては、厘金其他内地通過稅の廢止を約し。就中英國公使「ランブソン」より王正廷に交付した英支條約の附屬文書第三の中には、國定稅率は一九二六年關稅會議に於て討議し、假りに協定した稅率と同一なること、右稅率は英國貨物に對し課すべき最高稅率として存續すべく、且つ右稅率の實施に當つては、二箇月の豫告を與ふべき旨

を提議し、又一輸入貨物に對して厘金常關稅沿岸貿易稅其他一切の課稅に關し、其通過たるは又は到達(落地)たるを問はず、確實に之を廢止すべく、必要の手段を速かに執るべき意思を聲明した所の一九二七年七月二十日、南京中華民國政府の發表した宣言に對し、注意を喚起し、且つ新國定稅則若しくは續訂國定稅則に於て課せらるべき稅率に従ひ、海關に一度輸入稅を支拂つた貨物は、前記宣言に列舉せられた如き種類の課稅を、成るべく速かに免除さるべきことは、國民政府の意嚮なることを、國民政府の名に於て保證さるべきを希望する旨を記して居る。次いで佛約第一條に於ては、他の諸國の例と同じく、輸出入に關する稅率、戻稅、通過稅(子口稅)及噸稅等は、之を廢止すべしと規定し、別に佛公使「マルテル」より王正廷に交付した附屬文書中には、佛支經濟關係發達の爲に、商品が過重の稅率を負擔せざることを必要とし、厘金の廢止が兩國政府にこり、望ましく思考せらるゝは、右の目的に出るものとし、同じく厘金に代はるべき關稅に對する地方稅の附加稅も、亦取引を妨害すべき性質を有するが故に、佛國政府は、國民政府が新關稅制度施行後出來得る限り、短期間に厘金を廢止し、且つ前記地方稅の制定を確實に禁止すべきことを疑はずと規定して居る。

又佛及和兩國に對する各附屬外交文書を以て、特惠稅を約して居る。(國民政府十七年條約一四五、一五二—三五頁一七七乃至一八五頁、銀行週報第一三卷第二號、外務省條約集第七集第四卷)

越えて民國十九年五月六日の日約第三附屬書中にも、中國は通商促進の障害を爲す厘金、常關稅、沿岸貿易稅及通過稅(子口稅)並他の同種一切の租稅及課金を、成るべく速かに廢止するの意嚮を有する旨を記し、且つ第一附屬書中に於て、一年又は三年の期間特惠稅率を約して居る。

(註、一) 賈士毅關稅與國權四七—四九頁

(註、二) 同上 四九—五六頁

(註、三) Willoughby, Foreign Rights and Interest in China, vol. II, pp. 788-8-5, China at the Conference, a report, pp. 55-107.

賈士毅關稅與國權五六—六三頁

(註、四) 中國關稅問題建議二四—三〇頁(擬訂常關改徵產銷兩稅辦法大綱提議案)

(註、五) Willoughby, China at the Conference, a Rep. est, pp. 67

(註、六) 中國關稅問題建議三二—三七頁及同附錄七一—二二頁

(註、七) The China weekly Review, vol. XXVII, No. 4, (1923)

(註、八) 裕孫の「關稅特別會議通過自主案之觀察」中には、表面は自主と裁厘とは分つて兩裁とし、列強は又裁厘を以て自主の交換條件と爲さないか、其間には連鎖があり、若し民國十八年一月一日以前に、自動的に裁厘せざれば、國定關稅條例も同日に至つて實施することは出來ぬ。故に裁厘は自主案の交換條件に異なることがないと説明し、(上海銀行週報第四二七號九頁)馬寅初も關稅會議の論文に於て、自主と裁厘とは全く兩事である、自主は國家の有すべき主權であり、裁厘は内政の改善を表示するものである。而して政府の公布する條文には、明かに裁厘と國定稅率とを同時に施行することを規定し、並に一九二九年一月一日に厘金を切實に裁撤する旨を聲明してゐるが、條文の意義が甚だ曖昧の點があり、裁厘を自主の交換條件と爲すことは、隱然逃避することは出來ない事實であると記述してゐる(馬氏演講集第三集二九七頁)。葉景莘は自主論に於て我が國の代表が裁厘を宣布したのは、原と交換條件ではないが、事實は若し裁厘せずば、即ち國定稅則を施行することは困難である、此點に對しては、全く我國自己の努力であり、更に商民の一致促進すべきことであると述べてゐる(北京銀行月刊第五卷第一一號)。

裁厘の實行難に就ては、例へば馬寅初は、政府の裁厘は其難各衙門の裁員に十倍し、又は厘金に依つて衣食する者は百五、六萬の局員もあるから、三年内には到庭裁厘することが出來ぬと記し(馬氏同上書二八八頁)。又銀行月刊(第五卷一—

號)に於ては、政治尙未だ統一せず、三年短期の内に截去せんことは、三尺の童子も亦其不可能を知ると論してゐる。

(註、九) 賈士毅關稅與國權三三四頁

(註、一〇) 同上書三二五頁

(註、一一) 臺灣總督府調査課南支南洋調査第一三四輯拙著支那關稅特別會議の經過三七—八頁、二二八—二四六頁、賈士毅關稅與國權補遺一四八—一五四頁、楊汝梅民國政財論一一—三頁。

第二款 二五附加税と内地税の實施

二五附加税は、前記華府會議條約に規定して以來、關稅特別會議の討議事項に入り、關稅自主前の過渡的暫行辦法として條約に根據するも、北京政府が自主的に實施した關稅附加税である。之に對して、所謂内地税は、其の實質に於て二五附加税と異なるものでないが、廣東國民政府が條約を無視し、實施した不當課税の一種である。

廣東政府は既に民國十二年以降、數年間に亘つて、自由に酒類、煙草、「セメント」石油等に對し、特税を新設した後、國民黨は同十五年八月三日、北京政府の關稅會議に向つて、反對宣言を公布し、其中に「關稅自主を裁厘の條件とした爲に、二五附加税の増徴を承認せば、關稅自主は永遠に其目的を達せられざることを主張し、二五附加税の賦課に反對せるにも拘らず、一方同年九月國民政府中央政治會議第二十六次會議に於て、主席譚延闓より提案した内地税法を議決し、同月十八日外交部長陳友仁は、廣東英國總領事に對し、覺書を以て對英罷工は九月末又は十月十日迄に自發的に之を解決し、之に要する資金は、輸出入貿易に對する特別課税を新設する旨を通告し、十月九日に至り、同じく廣東各國領事に對して、同月四日附國民政府よりの命令書を通達した。其趣旨は兩廣と中國他省又は外國との間に、通商を目的

とする輸入貨物に對しては、暫行の消費税又は生産税を課徴するも、新税は政府固有の徵稅權に基き之を決定し、絶対に海關の附加税に非るが故に、海關稅の拘束を受けず、専ら稅務督辦の管理に屬すると同時に、現在の海關行政に關しては、固より干渉の意なしとす。是を以て新税は附稅と曰はず、之を「出產運銷物品暫時内地税」とし、十月七日に公布した。其規定を擧ぐれば下の如くである。

第一條 中國各省或は外國貿易の貨物は、生産品と消費品(運銷品)とを論せず、一律に暫時内地税を徵收す。

第二條 本税は普通貨物に對しては、海關又は常關の課稅する半數二分五厘を加徴し、奢侈品に對しては、一倍五分を加徴し、煙酒・煤油・汽油等の特税を支拂ふものは本税を免す、(是等貨物は百分の三十を課す)奢侈品の種類は、別に附表として定む。

第三條 本税は財政部に於て、便宜上各海關及常關の分關又は其附近に於て之を徵收す、詳細の徵收規程は、財政部より別に定む。

第四條 凡そ各項の貨物を賣買又は經理する者にして、本税の規定に従つて納付せざるときは、其貨物を沒收するの外、三年以下の禁錮に處し、或は貨物の價格に對する十倍の罰金を科す。

第五條 本法に不備の事項あるときは、隨時之を改訂す。

第六條 本法は民國十五年十月十一日より之を施行す。

本税の計畫に依り、毎年稅收豫算をば一千萬圓に見積り、民國十五年内に實行し、將來繼續し年限を限らぬことにし、其用途は全部實業の開發と共に、失業工人の救済に充當し、別用に充當せざることにす。

外交部長の各國領事に對する公文には、本税の徵收に關しては、海關にして若し本政府の新稅官員と共同聯絡せば、

相互に誤解衝突する虞なし」云々。又海關監督より稅務司に對する書面に依れば、海關内の一室を借用し、少數職員を使用して徵稅せんこと述べた如くに、大膽の遣り口に出でた。而して實際其の徵稅事務所は、廣東西堤大新公司側に設け、海關の納稅告知書を利用し、極めて平易の手續に依ること、し、廣東に於ては十月十四日より、陳村の支關に於ては同月二十七日より徵收事務を開始した。

本稅に對する列國側の態度を見るに、既に十月七、八日外交團は、和蘭公使館に會議を開き、新稅徵收に對する方策を討議し、各國利害を異にし、主張を區々にしたが、要するに各國は嚴重抗議せずば、各省に於て之を模倣するに至り、貿易の發展を阻碍し、各國商人の被る不利大なるべく、又北京政府に抗議するも固より效果なく、又若し廣東政府に抗議するときは、同政府を承認する結果を來すの虞あるを以て、各本國政府に請訓することに決した。獨り英國側は五卅事件(民國十四年五月三十日上海英)以來、國民革命に基く、十六箇月間に亘る排英省港罷工事件の打撃に懲り、廣東海關稅務司英人「ベル」は、(支衝突事件)財政部長宋子文の帷幕に參し、却つて本稅實施の促進を援助した形跡があり、又曩に關稅特別會議に於ても、二五加稅の承認を主張した因縁を有し、自ら罷工事件解除の交換條件として、之を默認した如くであつた。従つて北京外交團は、主席和蘭公使の名を以て青島案を合體し、一方濟南及廣東領事に通牒するに同時に、外交部に對し、十一月五日附公文を以て「最近數箇月以來、貴國廣東、山東其他地方官吏が、外國品に對する輸入稅に、突然附加稅を徵するは、北京各國公使は、何れも直接條約違反の行爲を認め、該附加稅は適法の課稅に非ざることを聲明す」を抗議した。之に對し廣東の陳外交部長は、「我政府は北京駐在關係國の利益を代表する首席公使に對しては、其存在を承認せず、北京政府は既に國家の權力を喪失せる爲めに、職權を行使することを得ず、且つ目前國民革命的及建設的勢力は、既に吾政府に移轉したり」云々旨を覆答した。

斯く英國對支政策の軟化と共に、公使團の紙上抗議は何等の効果もなく、實際商人側も、其附加稅をば消費者に轉嫁し得、著しき苦痛を感じることもなく、一面米國政府の内訓があり、「アンダープロユース」に於て納稅すること、なつた。殊に當時外國商人に對しては、支那商人に對する場合と異り、嚴重の督促を見なかつた爲に、連脱が多かつたのである。本稅加徵當時の成績を見るに、例へば民國十五年十二月中、兩廣に於ける十關局の總收入は四十二萬四千餘元を占めた(註、一)。

本稅は廣東に於て之を實施して以來、兩廣各地方開港の多くは、同年内に課徵し、國民政府の漢口進出と共に、十五年十二月三十日、財政部令を以て、十六年一月一日より之を徵收することとし、海關内に「出產運銷物品内地稅局」を設け、徵稅を開始し、以て九江、長沙岳州等に之が徵收を開始し、福州、廈門等に於ても、同年二月以降之を徵收し、更に諸地に於て同年中輸出稅、沿岸貿易稅又は子口稅の附加稅、並に奢侈品附加稅等に對し、又漸次之を實施したのである(註、二)。北京政府に在つても、廣東に於ける實例に鑑み、民國十六年二月一日以降、二五附稅を實施することにし、其課稅の根據は、國民政府が實施した内地稅の場合と異なるを以て、特に之を「海關進口附加稅徵收章程」を名け、其實施の事情は、同年一月二十日、財政部稅務處の通令を以て、民國十一年華府會議の九箇國間に締結した中國關稅稅則條約第三條の規定に依り、裁厘前に關稅を納付する輸入貨物に對して附加稅、一律從價二分五厘を、奢侈品には從價五分を、海陸邊界同時に分別徵收することとした。而して其徵收方法は、附加稅徵收處を稅關内に附設し、海關監督が其事務を司り、各關に對し、財政部より專任者一名を派し、會同辨理せしめ、海關監督の存在せぬ海關に對しては、該省の省長をして之に當らしめ、徵收事務は海關收稅銀行をして代收せしむることとした。

然れども其實際の徵收は、總稅務司罷免問題の紛糾があり、外交團の反對等あつた等の爲に、漸く二月十六日より之

を開始したのである(註、三)。

一方北京政府は、本税の開始と同時に、民國十八年一月以降、國定稅率を施行すべき旨を各國使臣に照會する所があり、而して二五附加税は保管委員會を設けて之を保護し、裁厘内外債整理各省建設費等に充當することに決したのである。

右北京政府の閣議前、既に同年一月二十日以降、當時の五省聯軍總司令孫傳芳は、討赤軍費調達の爲に、關稅會議の決定を俟たずに、江蘇浙江及安徽等の省に於て、輸入品に對し二五附加税を徵し、上海に於ては、江蘇省政府は江海關兼上海附稅局長朱有濟に令し、徵收處を中國銀行に設け、同行をして代收せしめた。

上海の例に倣ひ、中央政權より獨立の地位に在る雲南唐繼堯の如きも、贛越、蒙自及思茅三關に令して二五附稅を徵し、省の建設事業費に充當することにし、之を中央に解交しなかつた爲に、各關の稅務司より、之を總稅務司に報告したことがある。

北支諸港に於ては、多くは十六年二月以降之を徵し、例へば天津に於ては、交通銀行内に徵收處を設け、同年二月六日より徵收を開始し、山東は青島及芝罘兩海關に於て、同年二月以降二五附加税及奢侈品附加税(五分)を徵することにし、安東に於ては、四月以降二五附加税を徵し、又奢侈品稅をも徵した。但し本附加税は汽車に由り輸入し、内地に轉送する貨物及汽車又は汽船に由り輸入し、日本居留地内の日本商人に仕向くる貨物に對しては、之を適用せざることにした。而して大連及安東に輸入する外國品は附加税を免るか、同年二月以降、奉天省は洋土各貨免徵專照を廢止した結果、内地に於ては、銷場稅を支拂ふことを要した。

北京政府は同年七月より南京政府と殆んど競争的に北支各關に於て、奢侈品附加税を徵收したのである。

民國十七年一月總稅務司代理「エトワード」は、北京政府に對し、關稅統一案を提出し、當時又外交次長吳晉も同種意見

を提出した。「エトワード」案に依れば、第一步として先づ外交團の同意を求め、現行の二五附加税を海關に於て徵收することに改め、第二步として外交團に對し、國家稅則成立の宣言を爲す以前に、各種輸入品に對し、一律に一割二分五厘に増加することに共に、二五附加税を廢止すべき旨を交渉すべきものとし、次いで「エトワード」は南下し、南京政府外交代表郭泰祺及財政部長宋子文と會見し、南北稅則會議の開催を交渉し、一方北京政府よりは、二月二日關稅自主委員會を組織し、「エトワード」に對し、過渡稅實施の斡旋方を命じたが、南京政府との協商は、不調に終つたので、北京政府は三月六日、單獨に關稅自主委員會を組織し、過渡的辦法として七種差等稅率を實施し、翌年一月一日以降、自主權の恢復を計らんがしたが、反對があつて、本提案の實行を見なかつた。従つて北京政府は二、五附加税の擴張を爲すに止まつたのである。

一方國民政府は、曩に民國十六年四月十六日、南京遷都以來、上海に於て行はれてゐた前記輸入二、五附加税を踏襲した上、七月一日輸出二、五附加税を、同月四日より輸入奢侈品稅を徵し、同月十七日よりは噸稅附加税(五割)を課し、物議を起した(註、四)。

國定輸入關稅暫行條例の實施期である同年九月一日よりは等附加税を廢止すべき筈であつたが、本條例は實施されなかつたと同時に、東南管轄區域擴張に従つて、民國十七年一月五日、新に内地稅法を公布した。其規定は(一)總ての輸入外國品及輸出内國品に對しては、二分五厘の内地稅を徵するの外に、沿岸貿易稅並に子口稅に對して一分二厘五毛の内地稅を課し、(二)奢侈品には五分の内地稅を課し、(三)是等内地稅を支拂ひたる内外貨物は、海常關に於て重徵を免し、(四)内地稅局に於て、輸入内地稅を支拂はざる貨物は、原貨輸出の時に、内國品輸出稅率に従つて二分五厘の内地稅を支拂ふを要し、内國品の沿岸貿易にして、既に一分二厘五毛の内地稅を支拂ひたるものは、再び輸出するも、内國又は外國に輸出するを論せず重徵を免す。但し戻稅を爲さず、獨り絲品は別に之を辨理することにし、(五)各汽船用の石炭

には免税し、(六)原貨を積戻し輸出するときは、若し原包装を改めざるときは戻税すること、す(註、五)。

内地税の収入は、民國十六年度(十六年六月一日より十七年五月三十一日まで)各省よりの報告を従へば、二十三税局を合計して三千二百餘萬元に達するも、同年度國民政府の實收は、關稅及内地税九百七十三萬九千餘元、二五附稅四十三萬三千餘元及百六十萬二千兩に止つてゐる(註、六)。

國民政府は民國十八年二月一日以降、新輸入税率を實施することを決定したので、内地税に改廢を爲すの必要を認め、自ら左記の如く、内地税局の裁撤及内地税制の變更を實施したのである。

(イ) 内地税局の裁撤。内地税制定當初は、專局を設立し、財政部に直屬し、財政部より各局に局長又は副局長を派し、事務簡なる局は、本關監督をして兼任せしめ、事務繁多なる局は、專任局長を任し、沿江沿海の各港には、前後して專局を設け、稅收の多寡を以て八等に分ち、收稅事務を處理したが、民國十八年二月一日、海關新稅則施行後は、全國各地の内地税局は之を裁撤し、其經費を節約し、内地税の事務は、一部は各關稅務司に、一部は各關監督に改歸し、處理すること、した。

(ロ) 内地税制の變更。財政部關稅署は一月二十二日附總稅務司に對し、二月一日新稅實行後、各港内地税局を裁撤した後、内地税局の徵收に關しては、左記の如く處理すること、を命令した。

- 一、輸入外國品の二分五厘附加稅及奢侈品稅並内外國品の子口稅の附加稅は、一律之を免除すること。
- 二、内國品の輸出二分五厘附加稅及沿岸貿易稅の附加稅は、從前通り之を課徵すること。
- 三、洋式機械製品は從前の稅率に依つて、輸出正稅の外二五附稅を同時に支拂ふこと。
- 四、五十里(支)内常關の附加稅は、本稅の半分を徵すること。

五、常關に於て附加稅を徵するときは、其他の常關を経由するも再徵せざること。

六、各種免税貨物は、稅局の證明あるものは、原案に照らして處理すること。

右六條頒布後、一月二十四日、財政部は更に左記の如く、洋式機械製貨物稅法を適用すること、す。

洋式機械製貨物は、現行辦法に照らし、輸出申告の時は、全稅を免し、其の國內に消費するものには、輸出正稅及二五附加稅を同時に徵し、總ての課稅品は民國十一年の輸入税率を支拂ふか、又は從價五分稅を支拂ふかは商人の選擇に任す。但し棉製品は舊率(前清咸豐稅率光緒二十八年及民國八年の輸入稅則中の棉製に對する稅率)に依つて徵收す。現在の工場品特殊消費稅施行前に於ては、各種國內消費の洋式機械製貨物に對しては、同年二月一日新稅率實行後、其の支拂ふべき輸出稅及二五附加稅は、尙暫時現行稅法に依つて之を辨理すること、す(註、七)。

(註、一) 銀行週報第一〇卷第三九號、四一號、四三號、四四號、五〇號、賈士毅關稅與國權補遺二八—三二頁、拙著臺灣總督府支那及南洋調查第一五二輯、支那の國民革命と國民政府第二編第五章第五項、G. M. C., Annual Trade and Returns (1926)

(註、二) 銀行週報第一卷三號、八號、二五號、四六號、"Annual Trade" Shanghai, Ningpo (1927)

(註、三) 北京政府の二五附加稅案は、當初我が邦の強硬なる反對に由り、遂に外交團の同意を得なかつたが、財政支繼に迫り、一月二十八日、總稅務司「アグレン」に對し、決定通り二月一日より之が徵收を各稅關に通達すべ命令したにも拘らず、「アグレン」は直に其命令に從はなかつたので、北京政府は二十九日「アグレン」を罷免し、「エドワード」を代理總稅務司に任命したのに對し、二月十日債權國を代表する外交團會議に於ては、總稅務司に命し、二五附加稅徵收令を發布せしめざることに決した如くに、問題は紛糾を來したが、公使團主席和蘭公使の仲裁に依つて、二五附加稅は海關以外の機關にて徵收

し、總稅務司は外交團の正式承認まで徵收命令を發しないことにし、「アグレン」罷免令は北京政府の威信上撤回し難きを以て、「アグレン」は自身辭職し、支那政府より表賞し、後任として「エドワード」を代理就任せしむべく決定し、「エドワード」は十一日に就任し、其結果漸く二月十六日より徵收を開始した。但し外交團の正式承認あるまで海關に於て徵收せず、臨時辦法を設け、之を保管銀行の中國交通兩銀行内に於て徵收することにした。(雜誌上海第七一八、七一九號) 民國十六年七月七日、上海内地稅局は同月十一日より噸稅附加稅五割を増徴する旨を布告したので、各國官民は強硬な反對を爲し、船舶運航の必要よりして、廣東に於ける二五加稅同様に「アンダープロテクト」にて納稅したが、八月以降佛日英米等の汽船は、噸稅正稅のみを各領事館に供託し、海關より出港許可を取付ることなしに自由に出港し、恰も太平亂當時、一八五四年上半期米船等が無稅出航したと同様の情勢を現出したのである。之が爲に上海内地稅局長俞飛鵬は八月六日に、同月八日以降噸稅附加稅の半減を公告する所があつた。

(註、四) 賈士毅同上著三二三四頁銀行週報第一二卷四號、C. M. C., Decennial Reports, 1922-1931, vol. I, pp. 261 4:39, v10. II, pp. 11, 165, 272, 283.

(註、六) 賈士毅民國續財政史(一)一一九頁 (The China year Book, 1929-30, pp. 648)

(註、七) 賈士毅同上著四六一五〇頁

第三款 裁厘と抵補稅

第一項 裁厘經過

國民政府は廣東政權時代より特稅、内地稅其他不當課稅を徵收するに同時に、條約國に向つて關稅自主の正常な要求を



爲さず、自動的に厘金の裁撤並に國定稅率の實施を計畫した。換言すれば其計畫は條約上の裁厘加稅時代を經過して、國法上の裁厘抵補時代に進んだのである。

裁厘の抵補辦法としては、(一)國定關稅を増徴し、或は厘金又は厘金に代るべき稅種を國定關稅に併入し、(二)厘金を解體して普通の消費稅又は收益稅に還元し、新稅を創辦することにしたが、特殊な支那の國情からして、其實際上の效果は、裁厘後の現在に雖も、之を擧ぐることは出来ない。

國民政府は南京奠都後、間もなく、民國十六年六月二十二日以降二十七日迄、中央財政會議を開催し、裁厘財政計畫を討議し、裁厘の過渡的辦法として、厘金を中央政府の收入に改め、後日裁厘に當り、各省財政に影響を及ぼすことなからしめんとした。即ち厘金稅は主として財政部が直接管理することに決し、一方同月二十五日、中央政治會議に於て、財政部長古應芬は、曩に關稅特別會議の際に協定した民國十八年一月一日の到來を待たずに、下の如く關稅自主厘金裁撤を決議し、之が實施準備に著手したのである。

「八月一日を期し、國民政府勢力下に在る廣東・廣西・浙江・福建・安徽の六省に於ける厘金及厘金と同性質の一切の通過稅を撤廢し、同時に輸入關稅は普通品に對しては、從價一割二分五厘、奢侈品に對しては三割以下に増稅すべく(但し烟酒は特定稅)其他の各省は、其統一を俟つて、順次本稅法に照らして改正施行すべし云々」。

次で七月十日の中央政治會議に於ては、古應芬の提議に基き、裁厘委員會を特設することを決議し、依つて同會は直に財政當局の提出に係る、(一)裁厘加稅と現行通商條約との問題、(二)裁厘と抵補稅の新設、(三)百貨稅率の改正問題等を討議し、専門委員は同月十三日より十六日迄連日開會し、(一)海關輸入新稅條令、(二)厘金撤廢條例、(三)出廠稅增收條例等を議定し、且つ原定の八月一日を一箇月延期し、九月一日を期して裁厘することに決し、其結果同日十八日開

催の中央政治會議第百十五回會議に付議せられ、下の如くに議決公布した。

(イ) 財政部提出の國定輸入關稅暫行條例及奢侈品物表、國內通過稅裁撤辦法、出廠稅條令、國定稅則委員會簡章等の草案全部を可決通過し、國民政府をして公布せしむるこゝ。

(ロ) 九月一日を以て裁厘期とし、同時に關稅自主を宣告す、即ち右六省の一切の通過稅を全廢し、輸入品は國定稅率に依つて徵收し、工廠の製造貨物は出廠稅條令に照し徵稅するこゝ。

當時國民政府は、最短期間に厘金撤廢を實行し、並に關稅自主を宣告する事に決し、通過稅の性質を有するものは、其名目の如何を問はず、一律撤廢すべき旨を布告し、財政部は前記六省内の厘金局其他是等通過稅徵收の稅局を裁撤すべき旨を發令したのである(註、一)。

七月二十八日開催の中央政治會議第百十回會議に於ては、財政部の立案に係る「改革稅制大綱草案」を議決通過の上公布した。本案に於ては輸入外國品、内地工場製品、捲烟特稅、特殊印紙稅、石炭特稅、麥粉特稅、内地煙酒稅、特殊物品出產稅等の改廢處理に就て規定する所があつた(註、二)。

然るに列國の壓迫と南京政府實力の失墜とに因り、八月十三日蔣介石下野し、二十日外交財政兩部の聯席會議に於て、裁厘の無期延期を決し、更に八月三十日國民政府は對内對外共に不利の情勢と商勢の陳情とに鑑み、關稅自主に伴ふ諸條例を一時延期することに決し、外交部長伍朝樞は其の旨を外國代表者に傳達した。但し九月一日より實行の筈であつた關稅自主政策は、依然有效に之が維持を爲すべきの義は、毫も變更せざることを留保的に聲明したのである(註、三)。次で十七年六月、國民革命軍の北伐完成を告ぐるの結果、同月上海に於て全國經濟會議を開催し、更に同年七月南京に於て全國財政會議を開催し、關稅自主及裁厘計畫に一步を進め、財政統一の方針を定めた。財政會議に於ける裁厘案

中、財政部賦稅司の提出に係る「裁撤國內通過稅改辦特種消費稅施行大綱」及浙江財政廳の提出に係る「浙省首先實行裁厘並開辦營業稅以資抵補案」は、最も重要な事項を定めてゐる。

七月八日財政會議の決定に基き、翌九日裁厘通電を發し、同時に裁厘委員會組織大綱及著手準備標準をも定めた。裁厘期に關しては、財政部の十七年度施政大綱中には、厘金の裁撤は財政部に於て裁厘委員會を設立し、同年十月に一律裁撤し、遅くとも、年末を越ゆることを得ずと決し、財政會議に於て議定した前記裁撤國內通過稅に關する規定中には、裁厘期を同年九月より年末迄としてゐる。

然れども列國に對し、條約其他の交渉に關し、利害が相異なるものもあり、尙短期間では解決の望がないので、財政部は更に延期し、翌年六月後に裁厘すべきことに決したが、國民政府は同年十二月六日に至り、各國に對し、翌十八年二月一月より新關稅則を實施すべき旨を通告し、次いで同月十四日以降十九日まで四日間、財政部に於て五省(江蘇、浙江、福建、安徽及江西)裁厘會議を開催し、更に翌年二月四月及六月開催の三回會議に於ては、裁厘と同時に、特別消費稅の實施を決定した。五省中、例へば福建は、十八年一月十五日より裁厘し、同十六日より特種消費稅を徵收することに決し、重要生産品十種を選び、産地にて一回徵收せば、全省に通過して再徵せざることにしたが、實際は其後産地にも、亦消費地にも非る内地通過途中に設局し、従前に比し一層高率の課稅を爲し、殊に茶稅の如きは、厘金に倍加したので、十八年六月上海商整會より之が撤消を財政部に請願したのである。翌十九年には閩安關では茶類落地稅を徵し、軍閩は上流地方で尙兩起兩驗をも實施したのである(註、四)。

江西省は十八年八月迄に、厘局二十三箇處を裁撤し、同月より特種消費稅十五種を徵收することにし、後改訂する所があり、十九年二月現在に於ては、統稅(厘金)時代の稅局四十八處に對し、消費稅局は總局四、分局十、驗局一、分徵處

六に減した(註、五)。

浙江省は已に十七年十二月中央第二次裁厘會議辦法に依り、十八年二月中に一部の厘局を裁撤し、之を代へて特種消費税の實施を決し、次で十八年一月八日より十日まで、同省財政廳に於て開催した第一次裁厘會議に於て、裁厘並に特種消費税の實施に就いて討議した(註、六)。

江蘇省は五省裁厘會議前の民國十七年七月、裁厘抵補の豫備として百貨中大宗物品を選び、産銷税を改辨せんことを計畫し(註、七)、裁其後十八年一月、同じく裁厘の準備として新税を計畫し、調査員を各縣に特派し、實地調査せしめたのである(註、八)。

安徽省は漸く十九年五月二十二日、特種消費税委員會を組織し、審査を爲し、二十六日第一次委員會議を開催し、裁厘の抵補辦法として特種消費税を徵するも、尙百萬元の不足を來すので、次いで七月二十三日財政特派員公署に南中部二十

一厘局長會議を開催した(北部は交通不便の爲に參加せず)。(註、九)

右五省以外に裁厘計畫を立てた代表的地方は廣東である。

十八年八月廣東省は特稅舉辨程序を定め、現に稅制整理委員會第二次會議に於て、之を議決通過した。其成案に依れば、(一)十八年十月内に第一次裁厘を爲し、先づ絲繭の厘税を廢止し、同時に絲繭消費税を實施し、(二)十八年十二月内に第二次裁厘を爲し、油・茶・漆・海味・藥材・陶磁等の厘税を廢止し、同時に各物品の消費税を實施し、(三)十九年二月内に第三次の裁厘を爲し、全省完全に裁厘し、並に各特税を規定し、一律に之を實施するものとす。而して各品に先後順序を設けたのは、各品の輕重稅收上及商業上の情勢に依つたもので、例へば生絲及蠶繭を先にしたのは、廣東の最重要生産品の爲である(註、一〇)。

次で十九年五月國民政府の命令に基き、廣東財政局特派員兼財政廳長范其務は、下の提案をしてゐる。

廣東に於ける厘税は(一)行厘及廠厘、(二)各行商坐厘、臺砲經費、(三)厘金類似の府縣各税の三種に大別することを得る、右(一)及(三)をば分別裁撤し、抵補を行ひ、(二)は營業税と同一性質を有するが故に暫時留保し、別に辦法を安むる方針とし、行厘は多くは商人の請負に附して居る、之れを三期に分ち裁厘し、即ち前述の如く、第一期は絲類特税(註、一一)、繭類等厘金を十月に廢止し、第二期は油茶海味・陶磁・藥材・漆類等を二十年四月に廢止し、第三期は紙類木植其他礦産、黃豆、皮毛、錫箔等の特税を二十年十月に廢止し、糖類、織物、出廠税三項は財政部の辦理すべきものとす、即ち廣東財政特派員公署に於て徵收し、同年内に實施すること、した。

坐厘等は貨物受渡の時に、買人より之を徵收し、不足するときは、該行より補足する。本税は特別營業税に屬する故に、後營業税實施と同時に考慮するものとす。

厘金類似の府縣税は、同じく三期に分つて廢止すること、する(註、一二)。

國民政府の裁厘計畫は、十八年六月に至るも、實現を見ないので、七月全國商會は財政部長に對し、第二次裁厘會議の開催を電請する所があり、當時政府は翌十九年二月一日より裁厘に決したが、亦内亂の爲に延期し、次で十九年一月十七日には、同年十月十日又十即より裁厘する旨を公布したのである(註、一三)。

殊に前述の如く、又同年五月六日には、最後に日支關稅條約を締結し、關稅自主と共に、裁厘を約する所があるに依りて、之が準備に著手し、財政部よりは參事李基鴻を上海に派し、裁厘委員會辦事處を設け、各省主管厘金代表者を召集し、全國財政會議の議決案に基き、討議すること、に決し、一方全國各省に對し、(一)厘金の實施現狀、(二)毎年の統計、(三)裁厘の順序、(四)裁厘後の補填法、(五)各地方の特殊事情等を報告せしむること、した。其調査の結果に依れば、

全國裁厘後中央は常關を、各省は統稅を裁撤し、收入の損失は約一億三千萬元に達する。之れが抵補辦法としては、關稅の増徴三千萬元各省の特種消費稅其他の統稅等三千萬元を以て補填し、其他の七千萬圓の不足稅に對しては、中央より補助することにし、第一年は全額を、第二年に半額を、第三年は更に減額して補助し、其後は地方に於て營業稅を試

辨し、又は田賦を整理し、其他地方稅を以て抵補に資することに、した(註、一五)。
然るに閩馮に對する北伐軍事起り、殊に其管轄地方より厘金に關する答申なき爲に、五月以來準備した裁厘計畫に關しても、上海に於て一部の代表を以て、數回豫備會議を開催したのみで、八月十五日に舉行すべき全國裁厘會議は開催されず、以て同月二十六日政府は、十月の豫定期には如何なる事情あるも、必ず裁厘すべき旨を聲明したか、實際十月に於て、亦實施困難の事情がなつた爲に、十月六日には、更に延期して二十年一月一日より裁厘を實行することに決し、各省財政廳に對し、裁厘前に營業稅の試辨を爲すべき準備を命令したのである。

乃ち財政部は十九年十二月十五日、各稅收機關(各省財政特派員、財政廳、各鐵路貨捐局、各市)に對し、全國の厘金及厘金より變化したる統稅、統捐、專稅、貨物稅、鐵路貨稅、郵包稅、落地稅及正雜各稅中厘金の性質を有するもの、又は五十里外の常關稅及其他内地常關稅(陸路邊境の輸出入稅を徵收する處を除く)子口稅、復進口稅等は、悉く之を民國十九年十二月三十一日より永遠に廢止す。と通令し、次で同月二十三日財政部長宋子文は各關係方面に對し、大要下の如き通電を致したのである。

「本部は中央執行委員會全體會議の議決に依り、厘金及厘金類似の一切捐稅の裁撤を督勵實施せんし、既に裁せんとする項目は舉げて各機關をして辨理せしめ、且つ各方面に通電を發す。蓋し前清の厘金は、原ミ地方收入にして田賦は國家收入とし、前政府も之に由つて辨理せるが、國民政府は改革して厘金を國家收入とし、田賦を地方收入とし、已に前年國地稅を規定したるに明白に劃分す。原ミ厘金を裁撤し、其の損失は之を中央に歸入し、以て貫

徹を求めんとするの決心を爲し。茲に前掲の項目を計算せんに、裁撤を實行せる後、本部毎年の損失數目は厘金八千萬元、常關七百七十五萬元、復進口稅五百四十五萬元、子口稅三百六十萬元、鐵道貨捐百五十四萬元、郵包稅百七萬元、總計九千九百三十六萬元にす。現在金融恐慌の爲に、國庫空虛の際、軍需政費の收支は、最も緊急を要するを以て、日々之が支辨に努む。一旦大宗の款目が驟かに皆無となり、新稅を設定するは、最も經濟原理に適合するに共、商工の發展にも障礙なき様十分の準備を爲すべきものとす。同時に田賦の整理、營業稅の實施を積極的に施行し、以て國庫收入の不足を補はん。

厘金の廢止は重大な財政上の革命であるので、蔣介石は同月二十六日、各省府各市長に對する通電中に於て、「厘金爲ニ我國近數十年來病レ商害レ民の惟一稅政」此裁厘能否ニ實力奉行、實爲下革命與ニ反革命、軍閥與ニ非軍閥一之試金石上、ミ力説し居る(註、一五)。

當時財政當局の公表してゐる各地厘金の稅局及人員の裁撤表を見るに、厘金の種目は、厘金ミ名くるもの以外に、同性質の統捐統稅、特稅、專稅、貨物稅、過境銷場稅、產銷稅、火車貨捐等で、其の區域は十八省東三省及綏遠、熱河、察哈爾、新疆等の稅局又は北平及津浦火車貨捐局に亘り、其裁撤數は本局七百二十八の外に、分局卡は約千を越え、吏員三千百九十名及巡役等三千四百七十四名にして居る(註、一六)。

裁厘に伴つて海關に於ける内地通過稅たる子口半稅及沿岸貿易稅も、同時に廢止することにし、外國品の輸入に對しては、同日以降常關稅の賦課を禁じたが、子口半稅廢止後、内地に移入する外國品に對しては、一時五十支里内の常關稅を賦課することに、した。(一九三〇年十二月十九日及一九三一年一月九日上海々關告示)但し五十支里内常關は、同年六月一日、新輸出稅率實施と同時に、之を廢止した。(一九三一年五月二十日附)

内地通過税廢止と共に、一月二日以降新輸入税率を適用することにしたのである。(一九三〇年五月三十一日)新輸入税率は十七年十二月二十九日に公布し、十八年二月以來實施した舊率に比し、概して増加したのである(註、十七)。

國民政府の裁厘計畫に關して、各省中其勢力範圍外の地方は勿論、管轄内の區域に雖も、抵補辦法を缺き、又新税を徵收するも裁厘を補填するに足らない爲に、中央に向つて補助を要求し、或は從來湖北の如く、便宜鹽稅又は特種消費稅等を地方に委讓せしめんと企つるものがあつたので、行政院は夙に十九年十二月十三日、各省市政府に對して、鹽稅特別消費稅等は財政の統一を阻害するの事由を以て、地方に於て辦理することを許さざる旨を通令したのである(註、一八)。而して裁厘の實施期後に於て、各省中明かに裁厘を聲明し報告するものあれども、名實相伴はぬものあるばかりでなく、其試辦する新税は、従前の厘稅に比して、一層弊害の多いものもある。又事實上裁厘困難の爲に、湖北・東四省又は山東等の如くに、延期を計畫し、又は申請したものがあつた。

裁厘に伴ふ厘局常關等廢止の結果を考察するに、廣大な沿岸地域に於ける密輸の取締を缺くことになり、且つ民船に依る外國貿易の管理及民船貨物に對する輸出入稅徵收の規定なきが爲に、政府は海關をして此種事務を辦理せしむることにし、年末には百四十八箇處の分卡が海關の直轄に歸し、其他長江上流には巴東・巫山・夔府・雲陽・忠州鄆都・涪州及長壽等八埠は、獨り支那船舶の貨客積卸港として開かれ、徵收事務は重慶・萬縣・宜昌等の關より分別し、近きに就き辦理し、而して葫蘆島及復州灣兩埠も、亦先後して分關を設立し、秦王島及山海(牛莊)兩關に隸屬た。且つ關稅自主恢復後、税率の増加に依り、密輸は各地を通し廣汎に行はれ、其防止は財政上最も緊喫の問題となつた。之が爲めに二十年春總稅務司署内に緝私科(取締係)を新設し、同時に取締章程を實施した。其重要規程は(一)百噸以下の汽船及發動機船の直接外國貿易に従事するを禁止するもの、(二)船舶入港の登録及申告書提出に關するもの、(三)海關の民船航海管理に關す

るもの(四)甲板貨物の噸稅徵收に關するもの、(五)外國輸入品に對する戻稅廢止に關するもの、(六)保稅貨物の便宜増進に關するもの、(七)通關業者取締に關するもの、(八)海關取締の爲に十二哩以内を領海とするもの等である。

尙地方的に重大な影響を及ぼした一例は、彼の帆船貿易を管理し、厘金を徵收し來つた拱北海關である。蓋し厘金及常關の裁撤と共に、珠江三角洲各地の貿易は著しく衰退し、貨物の輸送は同所を経由せず、直接江門又は廣東を経由して目的地に達し、尙又内地稅の廢止に伴ひ、常關事務は海關分關の民船取扱所に移り、即ち拱北の代りに廣東關所管の陳村及江門所屬の石岐廣海等に於て徵稅することに改まつたので、拱北の貿易統計に甚しき反映を來したのである。(註、一九)。

又最近民國二十二年五月に、光緒二十四年(一八九八年)の規定を修訂した長江通商暫行章程を新に施行したのは、長江沿岸一帯の稅厘局卡廢止の結果、船舶の取締機關を缺加した爲に、密貿易防遏上、海關の監督權を擴張統一する目的に出で、即ち汽船は上海又は吳淞關に届出で、航行の許可證を受くべきことに定め、戎克其他帆船に就ては、江陰に於て其事務を取扱ふこととしたのである(註、二〇)。

- (註、一) 銀行週報第一卷第二四號、第二五號及第二七號
- (註、二) 同 報同 卷第二七號
- (註、三) 同 報同 卷第三四號、第三六號
- (註、四) 同 報第二四卷第一三號
- (註、五) 同 報第一三卷第四七號
- (註、六) 同 報同 卷第一號、第二號
- (註、七) 同 報第一二卷第三〇號

- (註、八) 同 報第一三卷第五號
- (註、九) 同 報第一四卷第二〇號
- (註、一〇) 同 報第一三卷第三號
- (註、一一) 絲類特稅章程は民國十八年十二月廢厘計畫と共に公布したのである(民國十九年一月七日) 廣東財政報告第一期
- (註、一二) 銀行週報第一四卷第二〇號
- (註、一三) 同 報第一四卷第七號、第一三號
- (註、一四) 同 報同 卷第二六號、第二八號、第三〇號、第三三號
- (註、一五) 同 報同 卷第五〇號
- (註、一六) 賈士毅民國續財政史(一)三〇四—六頁
- (註、一七) 二十年一月一日以降、實施した新關稅則は、從價稅率は舊率に比せば著しく増加し、例へば「ライフレス及ビストル」は舊率は各二割二分五厘及二割七分五厘か各四割に、「カーベット」及陶器は七分五厘か各四割に、自動車及部分品は、二割二分五厘か三割に、「チヨコレートコア及コーヒー」は一割七分五厘か三割に、棉布は七分五厘か一割二分五厘に、化粧石鹼は一割か三割に上り、而して最高の從價稅率は五割とし、酒・酒精・飲料・煙草・礦物・清涼・飲料又は或種の絹製品等に通用し、又從量稅としても、酒煙草の或種類に對しては、現在市價を標準として五割以上となる、割加稅率は主として内國品との競争品又は奢侈品等に適用し、反之内國に製造されるもの又は内國工業發達上缺くべからざるものは増率せず、從つて鐵道材料及機關車等は、一割を五分に減率し、又機械類をも減稅した如くである(China year Book, 1931, pp. 387-9)
- (註、一八) 銀行週報第一四卷第四八號
- (註、一九) C. M. C., Foreign Trade of China, 1931, Part I; Report and Abstract of Statistics, pp. 2-3
- (註、二〇) 民國二年五月十六、七日新聞報 British Chamber of Commerce Journal, Shanghai, May 1933, pp. 104-6

第二項 抵補辦法

第一目 國內通過稅廢止計畫

裁厘の抵補辦法は、關稅を増徴することに同時に、新舊課稅を改廢し、殊に國內通過稅を裁撤するに存する。國內通過稅廢止の先聲は、曩に北京關稅特別會議の際に、北京政府の提案に係るも、國民政府は裁厘の根本政策として、之が實行に努力し來り、民國十六年七月南京奠都後、裁撤國內通過稅を立案し、同年九月一日以降、之を實施する計畫を立てた。裁撤國內通過稅法は(一)中央收入(二)地方收入を問はざる(第一條)、裁撤すべき國內通過稅の種類は(イ)厘金、統捐、統捐、貨物捐、鐵道貨稅、郵包厘金、(ロ)商埠五十里内外常關稅及内地常關稅(但し陸路邊境常關の徵する國境進出口稅は此限りに非ず)(ハ)正雜各稅捐中の通過稅性質を有するもの(第三條)(三)海關に於て裁撤すべき通過稅は(イ)子口稅、(ハ)復進口稅、(ロ)此口より彼口に到る出口稅(第三條)且つ、(四)落地稅も通過稅に一樣に裁撤すべきものとした(第四條)。

翌十七年財政部は軍需逼迫の爲に、右裁撤國內通過稅を改めて緩進辦法に依り、同年七月全國商會聯合會、上海總商會等の商業團體及財政當務者を招集し、全國裁厘委員會に於て、裁撤國內通過稅改辦特種消費稅施行大綱を議決した。該法は國內通過稅の裁撤順序に關して下の如く定めたる。

- 第一、左記各項は各省より期を按し裁撤し、九月に各局卡を分別し裁撤し、或は合併し、遅くとも十一月末以前は、各種局卡は一律に裁撤すること。
- (一)厘金、(二)厘金改辦の各種貨物稅、(三)内地正雜各稅捐中の通過稅性質を含有する者、(四)落地稅

是等四種は九月より起り、各省財政廳及裁厘委員會分會に於て、毎月々末日局卡を裁撤歸併し、其の情形は財政部及裁厘委員會に報告すること。

第二、左記各項は財政部より期を按んじて裁撤し、(一)(二)(三)の三項は、十一月末迄に裁撤し、(四)(五)(六)(七)四項は、十二月末に至り裁撤すること。

(一)鐵道貨捐、(二)郵包厘金、(三)商埠五十里外常關稅及附稅、(四)海陸新關の子口稅及附稅、(五)海陸新關の復進口稅及附稅、(六)海陸新關の此口より彼口に到る出口稅及附稅、(七)商埠五十里内常關稅及附稅
陸路邊境常關及沿海常關の國境進出口稅を徵收する者は、裁厘の列に在らざること。

本辦法は北京政府時代の提案に大差なく、其裁厘の範圍は、依然明瞭を缺き、即ち新舊兩案共に、厘金自體の中に通過稅に屬せぬものを包むと同時に、其他列舉の稅目中には、一種の通過稅である落地種をば、通過稅に非ざるものにして、裁撤の列に加へてゐる。

第二目 抵補稅の課徵

第一消 費 稅

一、出 廠 稅

出廠稅は「マツケー」條約に規定したものは實施されず、其後輸入稅を基本として實施することにして居たが、各海關の實例は一定せずに從價五分に依り、或は輸出稅表に依る等、區々に亘つた爲に、民國五年九月財政部は稅務所會議訂し、

翌六年四月總稅務司の提唱に係る機器仿造貨給運單免稅辦法を公布し、各關の課稅法を一定し、同八年十月二十九日、稅務所令に依り、棉製品の徵稅法を改訂し、更に九年七月二十八日の財政部の訓令を以て、機製洋式貨物現行辦法を發布し、次で十三年修正法を以て、貨物の種類を限定し、從來の濫用を防止したのである(註、一)。

翌十四年冬北京關稅特別會議の初に規定した、財政部の出廠稅條例草案に於ては、出廠稅納人の貨物の外國輸出に對しては、戻稅の特典を設けてゐる。

民國十六年七月國民政府は、前記裁撤國內通過稅辦法と共に、出廠稅法案を公布した。該法に依れば(一)中華民國境内の中外各工廠製造の貨物は、出廠稅を徵收し、本法に定むる工廠は、電力汽力或は水力發動機器を用ひ、工人十人以上のものを指し(第一條)、(二)稅率は製造品の性質及種類に依り、輸入稅率を適用し、輸入稅表に掲載せざる貨物に對しては、類似の貨物稅率に依り(第二條第三條)、(三)出廠稅の徵收は、財政部より派員して之を徵收し(第四條)、(四)出廠稅を支拂ふ貨物は、國內に於ては再徵せず、又外國に輸出するときは輸出稅を免し(第五條及第七條)、(五)出廠稅を支拂ふ貨物にして原料に課稅するときは、戻稅することにした(第六條)。

本案は國民政府は裁撤國內通過稅と共に、戰費の調達に腐心し、且理想に走つた急進辦法であつて、實行不可能に終つたものである。

蓋し出廠稅は裁厘加稅の一手段として、華府會議以來、之が改廢に對し論議されたが(註、二)、國民政府は裁厘後外國人の工場増設を防遏せんが爲に、規定する所があり、本國人の工場に對しては、獎勵を設くる方針を採つた。

二、特別消費税

前記裁撤國內通過税改辦特種消費税施行大綱には、特別消費税に關し、下の如き規定を設けてゐる。

甲、改辦特種消費税の原則

(第一) 本國貨に屬するもの

一、裁厘を以て特種消費税を改辦するものは、其税額は原有の税額よりも高きを得ず、但し奢侈品は此限りにあらざるべし。

二、特種消費税を改辦するときは、努めて節々設卡を避け、再び重徵留難等の弊なきべし。

三、特種消費税の徵收方法は、財政當局より先づ商業團體の意見を諮詢すること。

四、獎勵或は保育の物品あれば、財政工商兩部より商業團體の代表に會同し、別に獎勵或は保育法を定むること。

五、民生日常の必需品、例へば米・麥・雜糧・糖・土布・柴草・木炭等は必ず免稅すること。

六、手工製造品は本大綱已に列するの税目を除くの外は、餘は均しく免稅すること。

七、農業用の肥料は必ず免稅すること。

八、農業及工業用の各種機器は必ず免稅すること。

九、本大綱に列せざる徵收款目の機製貨品は必ず免稅すること。

十、教育用品及文化發揚品は必ず免稅すること。

十一、出産多からざるの零星物品は必ず免稅すること。

(第二) 外國貨に屬するもの

一、關稅自主前に在つて、遇々本國課稅貨物に同じき物品は、日本の例に照らし、海陸新關進口税を除くの外は、尙消費税を課すること。

二、將來關稅自主實施以後は、互に一物一税の制に倣ひ、再び徵收せず、或は尙前項辦法に照らし、時に及んで酌定すること。

乙、改辦特種消費税の種類

(第一) 財政部は左記消費税三種を舉辦する。

一、糖類税 二、織物税 三、出廠税(麥粉、絲類、棉紗の三種)

右三種を舉辦するときは、財政部より各省財政廳に通牒し、區分して規定すること。

(第二) 左記各種の中の若干種は財政部より各省財政廳に委託し特種消費税を舉辦すること。

一、油類 二、茶類 三、紙 四、錫箔 五、海味 六、木植 七、磁陶 八、牲畜(耕種用の牲畜及家禽を除く) 九、藥材

十、漆 十一、皮毛(皮革、皮裘、毛羽に限る) 十二、大宗礦產物(只鐵に就いて徵收す) 十三、繭(絲税を徵收するときは繭税を拂戻す) 十四、絲(繭税を徵收するときは絲税を拂戻す) 十五、黃豆(油税を徵收するときは黃豆税を拂戻す) 十六、棉花(紗税を徵收するときは棉花税を拂戻す) 前記消費税の種類は、各省財政廳

より各地方情況に就て之を選定し、財政部に報告し許可を得、其原則は下の如くすること。

一、右各種消費税は出產物に就て徵收し、一税の後は全國に通行し、如何なる課税をも再徵せざるべし。

二、凡そ所轄境内の大宗出產品に非れば徵收せざるべし。

三、各省舉辦の特種消費税は財政廳の管理に歸し、同一性質の貨物に關しては役局合併し、經費を節約すること。

次で同年十二月右大綱を根據して特殊消費稅條例を定めた。該條例に依れば(一)各省區の大宗貨品に對して財政部が特殊消費稅を課することを決定し、其貨物は前記糖類以下棉花まで十九種とし、糖類織物及出廠品は、財政部が直接辦理する外、其他は各省に於て地方情況に従つて選出し、奢侈品、半奢侈品及日用品に區別して等則を定め(第一條及第二條)、(二)其稅率は奢侈品は從價一割二分五厘乃至一割七分産とし、半奢侈品は從價七分五厘乃至一割とし、日用品は從價二分五厘乃至五分とし(第三條)、(三)蠶絲稅、絲織品稅、棉紗稅及豆油稅に關しては、各原料課稅を拂戻し(第四條)、(四)徵收機關は各省財政特派員公署に於て之を主辦し(第六條)、(五)徵收手續は貨物の生産地消費地に於て併徵を便利とするものは、一次に徵收し、分徵を便利とするものは、亦生産地及消費地に於て折半分稅し(第九條)、(六)特殊消費稅を納付した貨物は、如何なる課稅をも再徵せざることを、す(第十條)、(註、三)。

國內通過稅裁撤期は、十七年十二月に定めたが、各國に對する關稅交渉の爲に延期し、財政部は前記の如く、十八年六月末裁厘を決定したので、特殊消費稅も亦江蘇・浙江・安徽・江西・福建の五省より同時に之を舉辨することにし、十八年度豫算には九百八十三萬餘元を計上した(註、四)。

特殊消費稅は特殊の內國生産品に對し課稅し、支那當局は舊式の一般内地稅に對し、之を新式内地稅と稱してゐる。曩に民國十五年關稅特別會議當時特殊出產稅草案を制定し、各省區の大宗消費品に限り、從價一分乃至一割を課することにし、國民政府も亦民國十六年七月公布した前記財政部改革稅制大綱に於て特殊物品出產稅を定め、本稅は江蘇・浙江・安徽・福建・廣東・廣西六省の財政廳に命し、各省に於ける主要土產物中、日用必需品を除くの外、重要消費品及奢侈品に限り、消費品は從價二分五厘、奢侈品は從價五分を課稅することにした。而して出產地に於て一稅を徵收した後は、再徵せざるものとした。

特殊消費稅は前記の如くに、出廠稅をも包含し、稅種を十九種に限り、固より百貨厘金に優るものあれど、(一)一類中に包含するものでも、多數あると共に、生活の必需品をも捕捉することに、(二)稅率の決定及課稅品の選定に對しても、工業上に及ぼす影響を考慮に加へぬこと、(三)施行省區の内外又は甲乙兩地間に稅率に輕重があり、負擔の公平を缺き、又重徵に傾き、一物一稅主義を貫徹せぬこと等は、其不備の主なるものである。新稅は惡稅として反對多く、其課稅法は生産地又は消費地於て併徵し、或は分徵することにあるので、産銷稅に同じく、自ら之を厘金の變相と名け、或は能く歐洲中世紀に行はれた一般内地稅(Tax)に比せらるゝのである。是を以て二十年四月三日、國民政府は特殊消費稅を停止し、登記稅の新設を命令し、又行政院令を以て各省に對し、裁厘を實施せざるものの報告を徵する爲に、調査員を派することにし、同年五月財政部の請に依り、中央政治會議より特殊消費稅を廢止し、已に徵收せる省は之を停止することにした(註、五)。

河北省に於ては、特殊消費稅を停止することに同時に、同一性質の特殊物品産銷稅をば二十年五月二十一日より實施することに定め、其貨物の種類十二種(皮毛、山貨果品、棉織、木植及其產品、牲畜及)に對し、課稅することにし、稅率の如きは特稅に比し輕率としたが、平津地方の各商界より同じく變相の厘金とし、殊に他省に於て廢止したるに、獨り河北のみて實施するを不當とし、激烈の抗稅運動を起し、其後監察院委員邵鴻基、高友唐の如きは、河北の産銷稅は橫征暴斂にして、其章程の嚴で、稅則の重きは厘金に比して十倍乃至二十倍に上るに彈劾をした。斯くして遂に九月に至り、本稅の徵收を停止したのである(註、六)。

湖南省に於ては、十九年統稅裁撤後は、抵補辦法を缺くので、特殊物品出產稅を二十年六月二十四日より開徵することに決し、(第五期海關十年報告書には)其稅種は同省出產の石油、竹木、紙張等十類に分ち、稅率は從價二分乃至五分としたが、其徵收は極めての少額に止るを以て、其後同年十一月三日よりは、特殊大宗物品は外省よりの輸入或は本省の

輸出或は本省内に於ける消費を問はず、均しく産銷税を徴し、其後は全省を通して再徴せざることにした(註、七)。

江西に於ては、主として剿匪經費を支辨する爲に、二十一年六月一日以降、特種産銷税を開徴することにし、其税種は瓷器、夏、竹木、紙張、茶葉等五項に分ち、財政廳は之が爲に、各項の出産地及輸出地に分局二十五處を設けた。本税は匪亂の爲に収入の見るべきものもなかつたと同時に、商會の反對陳情があり、七月十九日行政院は同省政府に對し、之が取消命令を發し、又監察院は之が爲に主席熊式輝を彈劾したのである。本税徴收の結果、景德鎮の陶磁業者は、一齊に罷市し、製品は拂底し、其市價は暴騰し、商況極めて不振に陥つたのである(註、八)。

浙江省に於ては、十九年統稅取消以前は、收支の適合を見たが、二十年一月一日、統稅裁撤後は、反つて毎月収入激減し、營業稅、特種産銷稅等は統稅の半額にも過ぎなかつた(註、九)。

陝西寧夏地方に於ても、裁厘後特種消費稅を徴收してゐたので、國民政府は二十一年六月之か廢止を命じた(註、一〇)。雲南省に於ては、二十年十月二十一日に裁厘を實行し、四十四箇處の厘局を裁撤したが、特種消費稅局を新に十四箇處に設置し、同年の稅收約百五十六萬元(同地紙幣にて)に達したのである(註、一一)。

甘肅省に在つては、最近二十二年七月一日の商工半月刊の記載に依れば、特別消費稅の豫算百七十七萬八千元に對して、實収入は百六萬七千元を占めた居る(註、一二)。

三、特稅及統稅

甲 裁厘前の制度

特稅又は統稅は、前記特種消費稅其性質を異にするものでない、一部特定の貨物に課稅する消費稅の一種である。

而して特稅は統稅と固より別種のものでなく、特稅は其名稱を統稅に改めたものがあり、又は專稅其他の名義を使用することもある。唯茲に云ふ特稅統稅等は、清末以來厘金を改名したものと其發達の事情を異にし、主として裁厘抵補の手段として、漸次に施行された新稅である。近年國民政府の既に實施したものの以外に、計畫中に屬して未だ實施されざるもの、又は地方政府が實施したものがあれど、左に抵補稅として重要な捲烟、石油及麥粉の三種國稅を擧ぐるに止む。

(イ) 捲烟稅

捲烟稅は民國四年(一九一五年)前には、其名稱なく、只捲烟に對し海關稅從價五分、手口稅二分五厘を課したが、同十年北京烟酒事務署は、英米烟草公司と訂約し、捲烟に對し始めて專稅(特稅)を徴し、國家の収入は頓に三、四百萬元を増加し、次で北京關稅特別會議當時、英米烟草公司是、支那政府の捲烟稅重課の計畫を慮り、意見を提出し、之に基き、米國代表は關稅會議に於て、輸入の捲烟に對し、關稅自主前には高率の奢侈稅を徴せず、正稅の外に、附加稅として從價三割を課し、土產品に對しては三割八分を課すべき旨を主張した。

浙江省に於ては、既に民國十二年各國の例に倣ひ、捲烟吸戶捐、即ち捲烟特稅として從價二割を徴し、同十二年十二月之を請負に附した。其他廣東安徽湖北雲南等の省に在つても、之を重要財源と認め、次第に開徴したが、民國十四年頃迄は、稅率其他徴收法も、區々統一を見なかつたのである。

國民政府に至り、捲烟消費の増加に伴ひ、浙江廣東等の成績に鑑み、民國十六年六月中央政治會議に於て、國內製造並外國輸入の紙烟は、廣東浙江兩省を除くの外、一律に捲烟統稅を賦課することに決したが、同年七月一日以降、全國捲菸(烟)統稅暫行簡章を公布し、總局を上海に置き、廣西・安徽・福建等にも設局することにし、其稅率は内外品を通し、從價五割とし、從來の特稅其他の烟捐は總て之を廢止することにした。而して稅率加重の爲に、商界の反對に因つ

て、之を三割に輕減した。次で同年七月二十八日、中央政治會議の議決した財政部立案の改革稅制大綱に於ては、九月一日以降捲烟稅は裁厘と共に之を廢止し、外國輸入品に對しては海關に於て、輸入關稅奢侈稅を適用し、土產品に對しては出廠稅を徵收することに決定したが、翌十七年一月二十七日降開徵に決した捲烟稅條例に於ては、改めて(一)一切の捲烟及其烟葉製成の貨品は、國內土製の烟葉烟絲を除くの外は、均しく捲烟稅を徵し、(二)捲烟稅は國稅とし、財政部は全國捲烟稅總處を置き、各省には捲烟稅局を設けて之を徵し、(三)一切輸入の捲烟及烟葉製成品に對しては、輸入正稅及二五加稅を課し、後之を後價二割に改め、土產品に對しては、從價二割二分五厘を課することに定めてある。同年七月全國財政會議の審査報告に依れば、前記捲烟稅は二月より之を開徵し、先づ江蘇・安徽・浙江・江西・福建の五省に限り、右條例に定めた稅率を適用したが、土產品は別に原料に對し、五分の海關稅を徵するに依り、外國輸入品は輕重がないのである。而して英米烟草公司の上海工場品は、土產品と同一取扱を受け、全國需要の大部を占め、舶來品は一部の優良品に過ぎぬ。又全國烟草工場の約九割は上海租界に存するので、其脫稅の取締は困難である。次で同十七年冬捲烟稅率は之を從價三割三分五厘に上げ、七等級に分ち、施行の結果煩瑣に過ぎ、亦均衡を失したので、十九年十月改めて三級制としたのである。

捲烟稅の收入は十六年度(十六年六月一日より十七年五月三十一日まで)に特稅二十三萬二千餘元、統稅六百萬五千餘元のもが、十八年度財政報告には、其收入三千六百五十六萬六千餘元となり、十九年度同報告には、四千五百九十五萬八千餘元にしてゐる(註、一三)

(ロ) 石油及麥粉特稅

煤油(石油)特稅。浙江等に於ては、民國十三年七月一日より輸入の石油に課稅し、廣東に於ては十四年末公賣制を設け、

市價騰貴の爲に、十五年六月石油一箱に付二元を課稅することに改め、湖南に於ても同年本稅を實施し、次で國民政府は十六年六月中央財政會議に於て、石油一箱に付一元一角を徵することに定め、杭州、上海、鎮江、蕪湖、長沙、天津等を通じ、逐次之を開徵し、十六年度(十六年六月一日より十七年五月三十一日まで)の收入は二百七十五萬五千餘元を擧げた。而して一九二九年二月一日、新關稅率實施と共に海關に併合し、自ら各省に設置した煤油稅局を合成して組織されてゐるが、同時に裁撤したのである(註、一四)。

麥粉特稅。從來各地に於て麥粉に關する課稅は、統一されてゐなかつた爲に、國民政府は十七年六月十四日、徵收麥粉特稅條件を公布し、之を關稅とし、機製土產小麥粉及外國輸入小麥粉にして、營業稅の性質を有するものに對して、特稅を徵することにし、主要産地に特稅局を設け、蘇浙(安徽を含む)直魯(山西を含む)鄂豫區(江西を含む)吉黑の四區に分け、土產品は出廠のときに、外國輸入品は倉入のときに徵稅するものとし、蘇浙區稅局は同年七月一日より之を實施し、天津方面に於ては同年十一月一日より内外製麥粉に對し、一律に每袋銀一角を徵稅することに定め、其の稅率も同様であつた。民國十八年度豫算には六百四萬九千餘元を計上し、同年度收入は三百九十二萬四千餘元、十九年度收入は四百八萬四千餘元を占めてゐる(註、一五)。

乙、裁厘後の制度

民國廿年一月一日、裁厘後統稅に關しては、從來の捲烟麥粉の外に、棉絲燐寸及び「セメント」の三種新統稅を設け。即ち同年一月二十九日に之を公布し、二月一日より實施することにした、其規定を示さば、下記の如くである。

- 一、國內に於て製造し又は外國より輸入する棉絲燐寸及「セメント」に對し、均しく統稅を徵收す(第一條)
- 二、是等貨物の統稅は、何れも國稅にして財政部統稅署に於て之を徵收す(第二條)

三、統稅率は下の如し

(イ) 棉絲統稅率

(甲) 本色棉絲二十三番手未滿は、每百斤銀二弗七十五仙ミズ

(乙) 同 二十三番以上は、每百斤三弗七十五仙ミズ

(丙) 其他各種棉絲は海關評價々額の百分の五を徵す

(ロ) 燐寸統稅率

(甲) 長さ四十三「ミリ」を越えず、又一箱七十五本未滿は、大箱每個銀五弗ミズ

(乙) 長さ四十三「ミリ」以上五十二「ミリ」未滿又は一箱百本未滿は、大箱每個七弗五十仙ミズ

(丙) 長さ五十二「ミリ」以上又は一箱百本以上は大箱每個十弗ミズ

燐寸大箱は每個平均五十個の中箱を包み、中箱は每個百四十個の小箱を包み、即ち大箱は小箱七千二百個を包むことを得

ミを得

(ハ) 「セメント」統稅率

「セメント」一樽の重要三百八十封度は一樽銀六十仙ミズ、但し容器を包む重量三百八十封度を越え又は越えざるものにして、其差額十分の一以上のときは、重量に比例して課稅す

四、外國より輸入の棉絲、燐寸「セメント」は、海關に於て輸入稅を徵收したる上に、前記各項の統稅を課す

五、統稅徵收後の棉絲、燐封「セメント」等は、國外に輸出のときは統稅を免す

六、統稅納入後の右三品は、各省に移入するときは之を免稅す

斯く財政部の規定に依つて統一されたが、其間施行の時期又は徵收法等地方に依つ異なるものがある。例へば東三省は同年五月以降之を施行し、廣東の如きは政局不安の爲に、外國輸入品及統稅未施行の省分より輸入する貨物に對し、同年五月十六日以降、海關に於て、徵稅すべき中央政府の命令を無視し、其收入をば省政府に收めたのを始めし(註、一六)、或は財源捻出の爲に、同年八月煙草公賣章程を公布し、公賣價格は卸賣價格の五割ミズし、省内販運の捲烟は内外品を通じ、公賣局より之を賣收することを計畫したが、九月二十一日、第二十四回國務會議上程の結果、本案を撤回し、改めて附加稅を徵することにし、燐寸に關しては從來關稅小箱五十「グロス」に付、三元餘の外に、統稅其他新稅を課し、一物三稅の負擔ミ爲つた結果、商民は之が爲に取引を停止し、又七月には稅務分局は財政部特派員公署の訓令に依り、二十一日以降、内外産の燐寸に對し、現行率(二十年五月十六日上海々關稅率)の三倍に當る課稅を實施することにし、唯國産品に對しては其原料三分の二を拂戻することにした(昭和六年二月二日六月十日及七月二十七日汕頭駐在日本領事報告)。

捲烟稅の徵收法に關しては、二十年の輸入稅則中に於て從價五割に増加し、輸入品統稅をば關稅に併入し、金單位に依つて徵收せば、斯業に影響し、稅收を減退せしむる虞があるので、政府は變通辦法として、一時本品の輸入に對して、統稅を原定輸入稅五分の四を徵する代りに、其稅率を從價四割に増加し、次で同年十一月に至り、始めて輸入統稅を取消し、輸入捲烟稅として、金部金單位に依つて徵收することにし、而して一方統稅時代の高級捲烟は、主として外國輸入品に係るので、國産捲烟の稅率を重ねて改訂し、兩級ミし、二十一年三月二十一日より實施し、次で同年八、九月薰烟、麥酒、洋酒をも統稅に改辨し、其後専ら增收を目的とし、二十二年十二月五日以降、又捲烟稅率を増加したのである。

捲烟稅率は前記舊制に依れば、每五萬本價格二百六十元以上を第一級ミし、九十五元を課し、二百六十元未滿を第二級ミし、五十五元を課し、新制は每五萬本價格三百元以上を第一級ミし、百六十元を課し、三百元未滿を第二級ミし、

八十元を課することにしたが、其等級の種別少く、從價税の本質に反し、又内外品間に權衡を失うるので、寧ろ從前の三級制(五百四十元以上を一級、百五十元以上五百四十元以下を二級、百五十元以下を三級とする)に復活する主張するものがある(註、一七)。

統稅收入は最近關稅の増加に相俟つて、裁厘抵補として又借款殊に内債の擔保として重要な財源を成し、民國二十一年度(二十年七月一日より二十一年六月三十日まで)以降、其收數を激増し、豫算額は八千八百萬元を越え、關稅收入の約二割四分を占め、就中統稅の同年豫算額は六千二百萬元を突破し、統稅總額の約七割餘を占め、殊に一九三一年九月十八日、奉天事變後、日本品の輸入減退の結果、之が反動として國産品を増加し、統稅局の報告に依れば、統稅收入は過去數箇月間に比し、一箇月平均二百萬元の増進を示し、九月は七百六十萬元に達した如く、二十二年豫算は九千六百九十七萬餘元を計上してゐる。而して尙前記新統稅に依つて年額二千萬元の增收を見込んだのである(註、一八)。

最近民國二十三年一月二十六日、財政部稅務署の發表した蘇浙皖區、粵桂閩區、湘鄂贛區及魯豫區の民國二十一年度統稅收入は九千二百三十萬四千餘元に達し、紙卷煙草稅の五千八百二十八萬一千餘元を主とし、棉絲稅の二千二十四萬四千餘元之に亞ぎ、其他六種統稅は一千三百七十九萬餘元(小麥粉稅五百三十五萬二千餘元、燐寸稅四百二十六萬四千餘元、葉卷煙草稅二百七十萬二千餘元、セメントは八十六萬七千餘元、麥酒稅五十八萬五千餘元、洋酒稅三萬一千餘元)とし、尙右收入中に包含せられない河北・廣東・東北・陝西・四川・熱河等の紙卷煙草稅收入約一千五百七十萬元ある(註、一九)。

四、烟 酒 稅

烟酒稅は酒類及烟草に對する課稅である。酒稅は漢代以降之を實施したが、烟稅は清代に入つて之が開徵を見たのである(註、二〇)。兩稅共に近年に至り、其收數を増加したのである。烟酒稅は消費稅たるべき烟酒稅の外に、營業稅に

屬すべき烟酒牌照費及專賣に屬すべき烟酒公賣を存し、又烟酒稅中にも消費稅以外の特許稅をも包み、而して其の徵收法には厘金と同じく、通過に課するものが少くない。

烟酒稅は前清時代は地方稅に屬したが、民國二年財務部は國家稅地方稅劃分草案中に、烟稅及酒稅を國家稅に列し、同三年には烟酒牌照費を、同四年には烟酒公賣制を實施し、重要財源に供し、翌五年十二月八日、財政部は各省財政廳に訓令し、烟酒厘稅をば公賣に統一することに決したのである。然れども烟酒稅は各地極めて不統一で、例へば(一)出入口稅として一部外國品の輸入稅(主として海關稅とす)の外に、多く土貨の輸出稅があり、(二)出產稅として各省には烟葉稅又は釀造稅があり、或は烟絲稅、條絲稅、熟烟稅等が存じ、(三)特許稅として製造販賣の二種があり、製造稅は各省の菸包捐燒鍋課等とし、販賣稅は各省の牌照公賣費である、(四)通過稅として各省の厘金常關稅等があり、(五)銷場稅として各省の賣錢捐、買貨捐、門銷捐等があり、(六)原料稅として各省の麵稅があり、(七)落地稅として各省に輸入烟草が内地に運到したときに之を徵收する課稅があり、(八)各省に加稅がある。

又課稅法も各地區々である、例へば容器、數量、貨物の種類賣價等を標準とし、或は商舖を標準とするものある。稅卒の如きは固より著しき異同があり、公賣費も地方に依り輕きは從價一割なれど、高きは五割に達するものがある。而して其徵收機關は常關、厘局其他の稅局又は知事公署、公賣局、公棧等に分れてゐる。

北京政府は民國十四年十月二十四日、烟酒の輸入規程を公布し、(一)外國輸入の烟酒に對し從價五割乃至八割を課し、(二)課稅價額は前年の平均卸賣市價を標準とすることを定め、國民政府は同十六年六月中央財政會議に於て、江蘇・浙江・安徽・福建四省より徵收する中央政府の收入をば五百萬元に見積り、又國家稅地方稅劃分標準中國家稅に烟酒特稅を掲げ、同年六月財政部は烟酒公賣暫行條例を公布し、公賣費を從價二割とし、從來の半賣捐、開瓶捐、通過稅、銷場

税等は、一切之を廢止することに決し、同年七月二十八日、第一百十八回中央政治會議の議決を経て公布した裁厘後稅制改革大綱に依れば、雑多の烟酒課税を統一し、公賣費として從價二割を徵收する外に、烟酒販買取締の便宜上、別に舊牌照稅制度に準し牌照費を徵收するとし、次で翌十七年七月全國財政會議の際に、稅務組より「審査整頓菸酒稅收大綱案」を提出し、其稅制の統一、豫算の確定、中央收入の歸屬、產銷稅の調査等を計畫し、同十九年度よりは土產麥酒にも烟酒稅を適用し、同年及二十年の兩年度には、地方請負制を取消し、直接中央政府の徵收機關に統一することに決定し、又裁厘後財政部は各省に對して厘金類似の不法課稅の廢止を嚴令し、就中廣東、甘肅、青海の烟酒稅は通過に屬するを以て、一律之が撤廢を命じたのである。二十二年三月印花烟酒稅會議を開催し、增收に關し討議した。其決議に依れば、土酒には改めて定額稅を課し、土烟葉には特稅を課し、同年七月以降之を實施することに、したが、其施行區域は江蘇・浙江・安徽・江西・湖北・河南・福建七省に限ることにした。

蓋し從來土酒稅率は右七省間にも著しき差違を存し、低きは每百市斤に付浙江の一元四角より、高きは河南の九元八角に至つたので、定額稅に改めたが、商人の反對があり、上海市商會の財政部に對する上申中には「浙江の紹興酒は原料米を江蘇より供給し、每石六元とし、兩石に付製酒六百斤を得べく、昔は其稅金五角六分であつたが、新稅は三十二倍に増加する」旨を記してゐる、又土烟の特稅も、一律に每百市斤四元一角五分に改めたので、商民の反對が多いのである。烟酒稅收入は革命當初數箇年を通し、毎年豫算の一千餘萬元に對し、中央專款は其約三分の一に過ぎぬ。民國八年度豫算の三千六百萬餘元に對し、實收は一千四百三十八萬元に止り、其後實收は増加の傾向を示したが、中央に對する實解數は極めて少額であつた。例へば民國十年以降三箇年平均の全國收數約一千五百餘萬元に對して、實解數は百三十萬餘元とし、就中十二年の實收一千五百八十三萬餘元に對し、實解數は八十八萬九千元に過ぎぬ。

國民政府に至り、民國十六年度(五月一日より翌年六月三十日まで)の烟酒稅は實收一千二百二十二萬元を占め、十八年度豫算は二千六百五十一萬餘元を計上したが、其收數は主として軍事内亂の爲に六百八十三萬元に下つた。而して十九年度收入は八百六十一萬餘元であり、二十年度豫算は三千三百二十三萬餘元を越えたが、其實收は僅かに七百六十二萬五千餘元に過ぎぬ。二十一年(二十一年七月一日より二十二年六月卅日まで)度豫算は又三千二十一萬六千餘元を占めたが、同年度主計處の査定額は二千三百五十四萬餘元に止り(註、二一)、最近二十三年一月二十六日稅務處署の發表した民國二十一年度實收は九百十七萬九千餘元に過ぎない。

第二 印花稅

印花稅は證券印稅である。其沿革は古く、周代に溯ることを得るも、其發達は清末に存し、外國法を參酌し、民國二年以降は之を國稅とし其增收を計つたのである(註、二二)。北京政府は關稅特別會議前の民國十四年八月十五日以降、各省印花稅處の代表を召集し、本稅の改訂に就て討議し、整理印花稅大綱を定め、(一)租界内支那人の貼用印紙は關係各省に於て、民國八年の辦法に照らし實施し、各省區は同年九月一日より分期し、次第に新案を實行することに、(二)警察機關を利用し、檢査事務を實施することに、(三)各省處長をして從前の稅價格百分の七乃至二十を一律に百分の十に改めしむることにした。

國民政府は民國十六年七月、國家並地方收支劃分案に於て、又印花稅を國家稅と定むる同時に、同年十一月二十二日、印花稅暫行例を公布した。該法に依れば、印花を四類に大別し、第一類は十五種に細分し、其中七種は各印花一分とし、六種は價格一元以上十元未滿は印花一分とし、十元以上は印花二分とし、二種は毎年印花各一角とし、第二類は十四種に細分し、價格一元以上十元未滿の印花一分より價格五萬元の印花一元五角に至り、五萬元以上は再び印花を貼用

せざるに、し、第三類は四十五類に細分し、印花一角又は一分より三元に至り、第四類は四種に細分し、印花一分より十二元に至り、又は價格の二割又は三割にしてゐる。

印花稅收入は民國四年又は十年以降十三年までは、各年三百萬を越え、十年度(十年十月一日より十一年九月卅日まで)に於ける印花稅賣出額面數三百四十七萬餘元中、中央に對する實解數は、僅かに七十二萬餘元に止まつたが、民國十六年度(十六年六月一日より十七年五月卅一日まで)收入は百十三萬八千餘元を占めた。而して國民政府は民國十七年上海租界に本稅を施行し、又十八年末包商制(請負)を禁絶した結果、漸く其收入を増加し、十八年度豫算は一千十一萬九千餘元に上り、收入は五百四十二萬六千餘元(註、二三)、最近二十三年一月二十六日、稅務署の發表した民國二十一年實收は五百九十五萬七千餘元を占めてゐる。

第三 營業 稅

支那の新營業稅は諸國の制度を參稽し、申告制に依り、或は外觀的標準を加味したものがあれど、其國情及民性からして未だ到底所得稅類似の收益稅としての實質を具備しなばかりでなく、請負制が行はるるこゝ、或は私設稅局の存するこゝ、或は厘金と同性質である通過稅の實現を見るが如く、著しく缺陷があり、所期の效果がないのである。

支那に於ける營業稅の由來は、他の課稅と何しく、歐洲諸國に比して遙かに古きものがあれ(註、二四)、革命當初は尙一般營業が未だ發達しない爲に、前清時代の特許營業稅である前記牙稅、當稅又は烟酒稅の一種等、特種課稅實施するに止つたのである。而して裁厘抵補として營業稅を創辦したのは、民國十三年(一九二四年)國定稅率委員會の計畫に係り、次いで十四年末關稅特別會議當時、財政部に於て之を擬定したものである。該法は營業資本を標準とし、七等級

に分ち、申告制を採用したのである。

國民政府が民國十六年七月十九日、公布した劃分國家收入地方收入暫行標準案には、將來地方收入として營業稅及普通商業註冊稅を掲げ、次で十七年七月、全國財政會議に於て又將來地方稅として營業稅を賦課すべき旨を提案し、更に財政部は全國裁厘委員會に於て、各省征收營業稅大綱を決議し、各省の營業稅は裁厘後實施するこゝを定め、乃ち二十一年一月一日以降、一律裁厘するこゝを同時に、中央政府より各地方に對し、營業稅の實施を命じた。營業稅大綱に依れば、營業稅の徵收標準は、營業收入額を以て計算し、特種の營業に對しては、資本額又は其他に依り、稅率は千分法を用ひ、奢侈營業及取締を要す性質のものを除くの外、最高千分の二を越ゆるを得ずし、營業稅實施後は牙帖稅、當舖稅、屠宰稅、並に其他營業と同一の性質を有する諸稅は、一切之を廢止するこゝにし、更に補充辦法に於ては(一)營業稅大綱の規定に掲ぐるもの(中央に對し所得稅を納入する會社及中央より特種稅を徵收せらるるもの)の外に、銀行特殊會社及免許を得たる酒、煙草業者は各省營業稅の範圍外とし、(二)營業資本五百元未滿のものは營業稅を免じ、(三)營業稅は本人に於て納稅し、他人の請負に附するこゝを得ずし、(四)各種營業品は内外品を通し同一率とし、(五)稅率は營業收入額を標準とするものは、大綱に定めた千分の二以下とし、資本額を標準とするものは、千分の二十を越ゆるを得ずし、其他の標準を以てするものは、財政廳より稅率を定め、財政部の許可を得べきものとし、(六)各省營業稅を實施するときは、中央國家地方の收入區劃標準に従ひ、附加稅を課するこゝを得ずしした。

而して既に決定した營業稅徵收の範圍は、製造業・印刷業・銀行錢莊業・保險業・運輸業・菜館業・旅館業・牙行業・照相業・娛樂業等の十餘種とし、稅率は前記千分の二を標準とするも、最高は千分の五十を越ゆるこゝ得ずしした。又國營或は地方政府の營む所の事業は免稅し、又資本二百元或は毎月の營業額五十元に滿たぬものは、均しく之を免稅する

ここに於て一般營業税を裁厘前に計畫したのは浙江を先驅し、既に十六年八月營業税條例を公布し、總て店舗を有するものは、新舊を問はず營業の種類を十七種に分ち、税率は大部の營業を通し資本額の十分の二とするも、資本額又は營業額の千分の十乃至五十のものがある。

廣東省が十八年に計畫した營業税は、其課税標準に營業の種類資本額の外に、建物の賃賃價額、使用人數等を以てした。裁厘後前記中央政府の定めた方針に基き、江西・山東・廣東・河南・福建・安徽等は、逐次之が計畫を立て、又は實施し、課税標準は専ら各業の資本額又は營業額を以てしたが、廣東の如きは、舊法と同様に、其他報酬額と共に、家屋の賃賃價額従業人數等をも加へたのである。而して税率は殊に差違があり、低きは資本額の千分の二、營業額の千分の一に屬するも、高きは營業額の千分の五十(福建の例)又は千分の三十(廣東の例)資本額の千分の三十(同上)或は報酬額又は家屋賃賃價額の千分の七十に達するものがある(同上)。

各省中浙江の營業税は最も合理的のもので、營業の種類は十一種に限り、其税率は資本額の千分の二乃至二十、營業額の千分の一乃至十に止り、重複課税を避けて居るが如きも、其他多くの省に在つては、税率の高きに過ぐる外に、卸賣小賣の區別も立てず、又他の税種を重複する等負擔の公平を缺くと共に、新税であるか故に反對が多く、廣東の各商界は新營業税の負擔は、厘金に百倍する迄愁訴したのである。

二十年五月財政部は、營業税徵收範圍を規定し、廠又は公司にして、統税又は特種消費税を納むるもの及鹽業を專管し、已に中央に對し鹽税を納むるもの及烟酒業を專管し、同じく中央に對し、烟酒税を納むるもの等は、營業税を免し、或は交易所には交易税を徵し、營業税を免することとし、而して同年六月修正した營業税法に依れば、(一)課税標準を三種に分ち、其税率は營業總收入の千分の二乃至二十、營業資本額の千分の四乃至二十一、營業純收益額の百分の二乃至十とした。

(純收益額が資本額に對し百分の十五未満のものには、純收益額の百分の二乃至五、百分の十五より二十五未満のものには、純收益額の百分の五乃至百分の七・五、百分の二十五以上ものものは、純收益額の百分の七・五乃至十とする) (二)營業總收入額一箇年千元未満、營業資本額一箇年五百元未満、營業純收益額一百元未満のもの、其他政府の公有營業又は營利を目的とせぬ合作社或は貧民の工廠等には、營業税を免することとし、(三)營業税には附加税を課することを得ずとし、(四)營業税の請負課税を許さざることとし、(五)牙税、當税、屠宰税、其他法に依り取締或は禁令すべき種類のものは、營業税に改徵することにし、(六)營業總收入額資本額又は純收入額等不確實のときは、營業税評議委員會を組織し、之を評定することにした。

各省に在つては營業税開徵以來、民國二十一、二年を通し、漸次之が改訂を行ひ、専ら税率を輕減し、重徵の弊を去るに努めたが、創設以來其收入は極めて少く、厘金抵補の目的を達し得ないので、中央政府に對し烟酒牌照税其他中央政府財源の移讓、或は補助金の配布を要請することがあり、一方安徽・江蘇・福建等の如きは、營業税名義を藉り、或は其他新規に通過税を課徵するものがあつた。

一般營業税の成績が、未だ豫期の如くに達しないのは、世界的不況に加へ、支那國內の水害戰禍の影響を蒙つた爲であるが、主たる原因は、營業額又は資本額の隱匿、偽申又は滯納等が甚だ多き爲である。就中江蘇の最近二十二年の實收は百二十萬元に止り、豫算額六百萬元の四分の一以下であり、浙江の二十一年の各種營業税總額は五百十七萬餘元に達するも、一般營業税は百九十六萬餘元に過ぎない。其他一般營業税の比較的多き地方は、河北山東等である(註、二五)。

第三目 稅務機關の統一

厘金抵補の國家稅徵收機關としては、前記裁厘後新統稅實施の必要に伴ひ、民國二十年一月捲烟統稅處を擴張し、統稅署に改め、從來組織の三科をば六科とし、且つ統稅署の下に蘇浙皖、湘鄂贛、粵桂閩、魯豫の四區局を置き、其下に各分區管理所を分設し、上海方面は統稅本署の直轄とし、徵稅法は捲烟統稅處時代と同じく、各商人をして直接署に到り納稅せしむることにした。次いで同年三月以降統稅署を各省の印花菸酒稅局と共に、新に組織した稅務署と合併し、他の關務署及鹽務署と共に三大稅務機關を組成したのである。財政部長宋子文の第三中會に提出した報告中には、其事由をば「稅務は劃一稅制を採り、各項稅收を歸併し、繁を去り簡に就き、印花、捲烟、麥粉、棉絲、セメント、燐寸等の稅を總て稅務署の管理に歸し、劃一の實を擧げ、從前の局處林立、章制紛亂、苛細煩瑣の制度を改めて、關務、鹽務、稅務の三大機關を確立す。蓋し吾が國の情形は、他國と異り、直接稅は完全に採用することに得ず。乃ち本部に於ては(一)稅收の種類を減少し、(二)劃一稅率を實行し、(三)各種二重稅を裁廢し、(四)各項稅收機關を關務、鹽務及稅務の三大機關に歸併し、(五)冗員を裁減し、(六)文武官制及保證制を實行し、服務人員の俸給地位を穩固ならしめ、黜陟昇遷は一に其功績を以て標準とし、興革を實行し、尙少からざるも、千百年來の積習相沿ふの稅政弊端、今日に於て已に八九を剷除し、特に風紀整飾を期するのみならず、民衆の度支を司る者に對する信任は、亦之を因つて逐次増加すべし云々」と述べてゐる(註、二六)。

(註、一) 民國六年四月制定の機器仿造洋貨發運單免稅辦法に依れば、(一)棉絲布に關しては(イ)咸豐八年(一八五八年)の輸出稅則に掲ぐるものは、同表に依り、(ロ)同表になくして新輸入稅則に掲ぐるものは、同表に依り課稅し、何れの稅表にも掲げぬものに對しては、從價五分を課することとし、(二)其他の工場製品は新輸入稅表に掲ぐるものは、同表に依り課稅し、然らざるものは、從價五分を課することとし、而して是等製品は一度本稅を完納せば、其他の課稅を免し、通商港

間の場合には、特別免徵證(D.F.C.)を給し、通商港と内地間との輸送には、運單(C.O.)を給し、後者は主として厘金其他通過稅等の免除に對し通用せらるものである。本稅施行當時より内外工業品は、次第に其範圍を擴張し、其機械製品中最も多きものは綿絲布類であるが、其他は麵粉・機械類・製麻・石鹼・蠟燭・燐寸・毛布・化粧品・樂器・紙類・化學・材料・煙草・砂糖・酒類・藥品・油類・牙粉・傘等數十種を占めた。次で同八年十月二十九日の稅務處令に依り綿製品の徵稅法を改訂したが、又同九年七月二十八日財政部令を以て、機製洋式貨物稅辦法を發布し、更に同十三年同修正法を施行した。同法の要旨は、同年三月財政部命令に依れば、該法實施以來數年を経て、中外商民の申請に基き、其工業品製造の數を著しく増加し(製造會社數は財政月刊に掲ぐるものを見るに、民國六年以降數年間に二百餘に上り、其後不斷に増加したのである)、製品中精良のものは外國品と競争し得るが、劣貨の多くは之を採用し、幸に稅厘を免れて利益を計るものがあり、之に制限を加へざれば不公平のみならず、國家の收入にも影響すること少からず、故に製品の選擇に考慮を加へ、即ち化粧品、藥材類又は奢侈品に屬するもの、或は利益多くして再び特典を附與せざるものを除き、獎勵すべきものは教育品、機械布疋、棉紗、毛織物其他各種の工藝品等に制限した。同法に依れば、機製洋式貨物にして外國へ輸出するものは、一切稅厘を免除し、國內に之を輸運消費するものは、經過の第一關局(厘局を包む)に於て、正稅を一次徵收し、運單を交付し、其他金徵を免し、只京師崇文門落地稅は之を徵收することとした。尙國內に販運する場合には、民國八年の新稅則に依り課稅するか、或は從價五分の標準を以て課稅するかは、商人の便宜とする。但し棉貨に對しては、舊法たる咸豐八年の輸出稅則及光緒二十八年の輸入稅則中の棉貨に對する稅率に依つて課稅することにしてゐる(民國六年四月二十六日政府公報、同十三年四月財政月刊第一二四號財政部訓令八則)。

(註、二) 華府會議關稅協約が免厘加稅を準備して以來、各方面に出廠稅問題に關し先後討論された。其意見を大別すれば、大概「甲說」は内國人の設廠製貨には出廠稅を免すべしとするもので、江蘇商會の主張に係る。「マツケー」條約は内外人を同様

の取扱としてゐるが、外國人は内國人に比し大資本を有し、工業に勢力を有し、優勝の地位を占むるの外に、所得税、營業稅等も免除されるの特権がある、故に之に對抗する爲に、内國人の工場には出廠稅を免除すべしとするのである。「乙說」は出廠稅は一割二分五厘に上ぐるも、内國人の設廠には別に獎勵法を設くべしとするもので、江西商會の主張に係る。外國人は支那の原料を使用して製造するときは、内國人に比して著しく優勢である、故に内國人の爲には獎勵法を設くべしとするのである。「丙說」は舊時の五分稅を課して「マツケー」條約に定めてゐる一割稅と交換條件に戻稅を取消すこととするもので、稅務處の主張に係る。内外品平等にして、内國工場製品は不利の如きも、外國品の輸入には、裁厘加稅後は一割二分五厘の重稅を課するを以て可なりとするのである。「丁說」は出廠稅を廢止して營業稅、所得稅に改辦するもので、關稅研究會の主張に係る。其理由は各國には工場特別納稅の規定がない爲に、營業稅所得稅を實行し、内外商の區別を問はず、同種法令の下に、所在國の内地稅を支拂はしむる故に稍妥當である(賈士毅關稅與國權三七四—三七八頁)。

- (註、三) 民國十七年全國財政會議彙編、賈士毅關稅與國權補遺一五四—一七五頁
- (註、四) 賈士毅民國續財政史(一)四七〇頁
- (註、五) 銀行週報第一五卷第一三號 China year Book, 1932, pp. 487-8; The Chinese Economic Bulletin, vol. XVIII, No. 16
- (註、六) 銀行週報第一五卷第一九、第二〇、第二三、第二六號、民國二十年九月十二日及十六日天津益世報
- (註、七) 銀行週報第一五卷第三一號、民國二十年十一月四日上海民國日報、C. M. C., Decennial Reports, 1922-1931, vol. I, pp. 534
- (註、八) 銀行週報第一六卷第二二號、一九三二年七月十六日上海「タイムス」、民國二十一年八月七日新聞報、昭和七年十一月二十日上海發行「週報」
- (註、九) 工商半月刊第五卷第九號

- (註、一〇) 民國二十一年六月二十二日天津益世報
- (註、一一) C. M. C., Decennial Reports, 1922-1931, vol. II, pp. 353
- (註、一二) 商工半月刊第五卷第一三號
- (註、一三) 銀行週報第一一卷第四九號、第二二卷第五號、第一五卷第一〇號、第一七卷第一號、民國十七年七月內國財政會議彙編、同年九月國民政府賦稅司章制彙編、工商半月刊第五卷第一號、賈士毅民國續財政史(一)二一〇—二三三頁、China year Book, 1933, pp. 428, 404
- (註、一四) 同上財政會議彙編、同上章制彙編、銀行週報第一一卷第四一號、第四二號、賈士毅同上著三〇九頁、China year Book 1929-1930, pp. 646; C. M. C., Decennial Reports, 1922-1931, vol. I, pp. 534 vol. II, 65; "Annual trade" 1928-29
- (註、一五) 銀行週報第一二卷二三號、同上章制彙編、賈士毅同上書四七—三三三頁、C. M. C., "Annual trade," 1928-29 China year Book, 1933, pp. 474
- (註、一六) C. M. C., Decennial Reports, op. cit. vol. II, 165
- (註、一七) 銀行週報第一七卷第一號、民國二十三年一月時事月報、同年二月申報月刊 British Chamber of Commerce Journal, January 1933, (Shanghai)
- (註、一八) 銀行週報第一七卷第一號、第二五號、The Chinese Economic Bulletin January, 6, 1934; Chinese Weekly Review, Feb. 20, 1932
- (註、一九) 昭和九年二月十日上海日本商工會議所經濟月報
- (註、二〇) 酒稅の沿革は古く、漢武帝の天漢二年(西紀前九八年)始めて酒權(稅)を設け、後唐德宗の貞元二年(七八六年)には毎年權錢五十を徵し、宋南渡後漸次其稅率を増加し、四川一省のみにて六百餘萬貫に達し、元代の初には酒は從價十分の

一、葡萄酒は三十分の一とし、其後若干の増減があつた。明代に追んでも權酒の令を發し、英宗の時酒課を重要な財源とした。

烟税は明末烟草の輸入を漸く増加したるも拘らず、未だ之が課税を見なかつたが、清乾隆時代の舊規定に依れば、煙草百斤に付、銀四錢六分を常關に於て徵收し、既に吉林、黑龍、山西等の省は、先づ烟酒税を開徵し、咸同以來は各地に烟酒厘金を抽收し、次で光緒十年（一八八四年）戶部は烟酒商人に對し特許税を課し、更に光宣の交（一九〇八、九年）殊に財政窮乏の爲に烟酒税を一般に施行し、專税を設け、又民國初年には税法委員會の意見に依り、煙草を公賣に附し、酒は普通營業税の外に、一種の製造税を實施し、外國品に對しては、土產品保護の目的よりして、内外商人を通じて一律に之を課徵するを決したのである。（文献通考卷一七、讀文獻通考卷三〇、稅務月刊第一年第二號、第三二號、賈士毅民國財政史上册三二—二三頁、晏才傑租稅論二八三頁、Chen-Huan Chang, The economic Principles of Confucius and His school, vol. II, pp. 706-710）

(註、二二) 賈士毅同上著一三三—一三八頁、三二—三四頁、同人著民國續財政史（一）四七、六三、一三二頁、晏才傑同上著一六〇—二、二八六—二八八、三〇九—三一三、三三四—三三六頁、楊汝梅民國財政論五二—六三頁、稅務月刊第三卷第三一號、財政月刊第三七號、民國十四年財政整理會編國家歲入豫算總章、民國十七年七月全國財政會議彙編、銀行週報第一〇卷第四〇號、第一五卷第一〇號、第一七卷第一號、第二號及第二五號、民國二十三年二月申報月刊、British Chamber of Commerce Journal, Shanghai, Jan. 1933.

(註、二三) 印花稅の起源は周禮地官廩人の條の質布に存し後世の契紙錢に當り、宋代以降多く行はれた（周禮疑義）（舉要三）。前清光緒二十二年（一八九六年）御史陳璧は賠款累積し、財政奇絀の爲に、始めて印花稅の實施を上申し、次で同二十五年出使大臣伍廷芳は又之が實行を奏請し、總理衙門を通じて、各國使臣に照會し、各國の印紙稅法を蒐集したのである。更に同

二十七年四月七日、南洋大臣劉坤一の來電に従へば、印花稅は外國にては大宗の稅源なれど、支那に於ては裁厘前先づ各項票據（手形）に試辨し、後逐次擴充すべき旨を述べてゐる。又直隸試用道陸樹藩は人口稅、家屋稅等を強徵すれば、民心離反するが、印花稅は和平的なりと云ひ、徵收法を提案した。或は同二十八年直隸總督袁世凱の奏請もあり、外務部は戶部と會商し、英國の印紙稅法に就て、總稅務司「ロバート」に就き研究し、之が速行を計畫したか、當時の官民は未だ印花稅の意義に解しない爲に、樞府大臣の多くは異議を挟み、實施に至らなかつた。然るに同三十三年（一九〇七年）禁烟政策の進捗に伴ひ、之が抵補を爲す目的を以て、度支部の意見に基き、財政研究所をして之が調査計畫を爲さしめ、同年九月の上諭に従ひ、十一月四日度支部は稅則及辦法章程を定め、督撫をして所屬地方官に命じ試辨せしむることにした。但し本制は新稅故に人民の反對がある外に、地方官は地方收入とせず、中央の收納に歸するを以て、之が實施を喜ばず、之が爲に遷引し、漸く民國元年十月修訂印花稅法を參議院に提出し、議決を経て公布し、同二年二月財政部は各地に之を施行せしめ、京師に在つては同年三月以降之を試辨し、外省に在つては三十日後に開徵することにし、四月には各省國稅廳に對し之が實行を命じ、廣く通告宣布し、竝に海關監督、郵政局、中國銀行、電政局、商會等に委託して印花稅票を發行し、使用に便し、九月外交部を通じて、各國公使に對し、内外人一律に之を適用することがあり、次で翌三年葡國政府は駐京使臣に電飾したか、其他各國は歐洲戰爭の爲に覆答を爲さすに止つたのである。而して同年八月には人事證憑貼用印花條例を公布し、十二月財政部は罰則を定め、參議院に提出し修正し、同四年には十元以下の契約簿據に之を推廣し、其後各地警察廳に命じ、之が取締を爲した（賈士毅民國財政史上册四三—四五頁、晏才傑租稅論六八—七〇頁、稅務月刊第一卷第二號及財政月刊第五卷第三五號）。

(註、二四) 同上財政會議彙編、銀行週報第一五卷第九號、第一七卷第一號、第二號、賈士毅民國續財政史（一）四七一、一九、一三二頁

(註、二四) 歐洲に於ける營業税は、支那に於けるよりも遙か後世に在るものゝ如く、例へば南獨逸の「ウイルトンベルヒ」の營業税は、十七世紀以來地租家屋税と共に一般資産税より脱化し、又北獨逸に在つては、十八世紀の末城門税の廢止に伴ひ、佛國の所謂營業免許税と共に、之を實施し、就中奧國は一八一二年に、「バーデン」は一八七六年に之を實施したのである。支那の營業税は周禮天官九賦の一種關市の賦中市賦に存することは、先に古代關市税の部に述べた通りである。蓋し支那古來の營業税は、營業建物、商車、貨幣又は商社自身を客體とすることがあり、又營業特許税もあつたのである。當税(質屋税)は清前時代に在つては、順治九年(一六五二年)の開徵に係ると稱するものあれど (Chen-Huan Chen-Huan Chang, op. cit., pp. 696)、皇皆朝通典食貨志雜税の部又は戶部則例に依れば、康熙三年(一六六四年)以來實施したと記してゐる。牙税(仲買人税)は其起源は周札地官の總布に存すると云ふ説もあるが、疑を存する。

(註、二五) 晏才傑同上著一五九—一八五頁、賈士毅同上著一三二—一三四頁、一七三—一七五頁、一八三—一八四頁、同上財政會議彙編、銀行週報第一卷第四號、第二卷第四六號、第一卷第三七號、第一卷第三七號、第一卷第一號、第一卷第一號、第一卷第一號、第一六號、第一六號、第一六號、第二一號、第二四號、第二七號、第二八號、第二九號、第三一號、第三二號、第三六號、第三九號、第一七卷第二八號、North China Daily News, Aug. 27, 1929; The Chinese economic Journal, Sept. 1931, pp. 939-956

(註、二六) 銀行週報第一七卷第一號、第二號、British Chamber of Commerce Journal, Shanghai, Jan 1933; China year Book, 1933, pp. 477-8

第六章 海關稅中の内國關稅

第一、節 子口稅 (Transit duty)

第一款 子口稅の由來

子口稅は又子口半稅と云ひ、日清通商條約(第十一條)に於て、之を抵代稅 (Commutation Tax) と稱する内國關稅の一種であつて、外國貿易保護の爲に、通商港と内地市場との間を運搬する外國貿易の輸出入品に對する各種の内地通過稅を免する代償として課する特殊の通過稅である。子口稅と名けたのは、海港以外内地稅局關卡 (Inland barriers) の課徵に起源を有し、其半稅と呼ぶは關稅の二分の一を徵するが爲である。始めて本稅を設けたのは英清天津條約とする。蓋し輸入納付濟の外國品に對して、内國稅を免除する變務協定は、近年に於ても、英國を始め其他諸國に其例を見るが(註、一)斯く片務的條約を以て之を規定したものは、他に其の實例を見ないのである。而して本稅は外國貿易の消長に重大の關係を有すると同時に、支那内國關稅史上特筆すべき制度の一である。

支那政府は既に南京條約に依る開港前に在つても、地方政府收入の目的よりして、外國品の内地輸送に對し、常關稅を主とし、商稅其他多くの地方稅を徵し、通商を阻害したのである(註、二)。従つて南京條約に於ては、貿易の特許制度に依る公所公行等行商其他の不當課稅を除去すると共に、輸出入稅並に通過稅の統制を期し(註、三)、自ら其第十條に於て「英國商人の爲に公布したる定則の輸出入稅及其他の課稅を開港に於て納付したる後は、其貨物を支那商人が内地何れの省市に運搬するも、途中稅關は既に定めた稅則以上の通過稅 (Transit Duties) を重課することを得ずと定め、又一八四三年六月二十六日(道光二十二年五月二十九日)、英國委員「ポッチンガー」の香港に於ける聲明にも、通過稅に關し

ては、只舊に依る輕率を超過せず云ふが如く、右條約の趣旨を確認したが(註、四)、稅率を明かにすることが出来ぬばかりでなく、其の制限は輸入に限り輸出に及ばなかつたのである。而して其後前記聲明の内地稅の制限は、決して實行されず、却つて漸次増徴を見たのである。原則として一定の地點に於て又は局卡に限り課稅され、其稅率は戶部則例に公刊されたものであり、省官憲は戶部の允許なくは、明りに之を加重しないし、又戶部に於ても上諭を俟たねば之を増徴することは出来ないのであるが、地方政費の必要に迫られ、殊に一八五三年以降厘金の創立に因つて、益々通過稅を重徴し、貿易を阻害したので、一八五四年(咸豐四年)英國代表者の情陳に依れば、輸入品を内地に運入し又は輸出品を海港に運出するときは、五港稅則に照し納稅すべきと共に、内地關稅を重課すべからざる旨を記し、又同年米國側よりも、輸入品の長江運搬に關し抽課すべからざることを要請した如くである(註、五)。自ら一八五八年六月二十六日、英清天津條約第二十八條を以て、左記の通り、支那側をして内地通過稅額を公表せしめ、輸出入品に對し、始めて子口稅を規定したのである。

英清天津條約第二十八條

南京條約第十條に於て、英國よりの輸入品は關稅を納付したる後は、通過稅(Transit duties)を支拂ふ外、何等課稅なく内地に輸送し得べく、其通過稅額は既定稅率を超過すべからざるを規定せるも、其通過稅率は今に至るも確定せざるが爲に、地方官憲は内地より外國に輸出する貨物に對し、又内地に運搬する外國輸入貨物に對し、新に不法の課稅を爲し、實に貿易に損害を加ふ、故に本條約調印後四箇月間に、現在の又は新に開港せらるべき通商各港に於て、各關監督は領事官の請求に依り、土貨に對し生産地を積出港との間に於て、及外國品に對し貿易港を領事の指定せる内地市場との間に於て、課徵すべき稅額を公布すべき事を約す。而して其布告は一般に公示すべき爲、英支兩文を於てすべし。

然れども英國臣民にして内地にて購入したる土貨を開港場に輸送し、又は開港場より輸入品を内地に輸送せんとするものにして、一時に稅金を納付し、各通過稅(All Transit duties)の煩を免れんことを欲する時は、其隨意たるべし。此稅金は輸出の場合に於ては、貨物の通過する最初の稅局に納付すべく(輸出品子口稅)、輸入の場合に於ては、其陸揚港に於て納付すべく(輸入品子口稅)、然るときは稅單を發行し、其の後如何なる内地稅をも要せざる證をすべし。而して其課稅額は物品の價格を標準とし、二分五厘の割合を以て、成るべく精確に計算せらるべきものにして、上海に於て關稅率改正の爲に開かる、會議に於て、各貨物に就き決定せらるべしものなり。右の方法を以て通過稅を代償することは、輸出入稅には毫も影響を及ぼさず、輸出入稅は依然各別に完全に課せらるべし。

次で同年十一月八日、英清通商章程善後條約第七條には、左記規定を設けた。

英清通商章程善後條約第七條

天津條約第二十八條に於ては、英國臣民に依り輸出又は輸入せらるる、商品に對し、正當に賦課し得べき通過稅(子口稅)の額は、此規則第二條の規定する無稅品は金銀、外國貨幣、手荷物を除くの外、總て從價二分五厘とし、其他は海關稅率の二分の一たるべきを規定す。而して各商品は下記條件の下に、其通過稅を納付すべきものなり。

輸入の場合に於ては、荷主は其の貨物の種額及數量又は原船何船にて入港し、内地の何地方に運往する等、其の他必要の事項を稅關に報告して検査を受け、内地稅金を完納すべし、該關に於て稅金領收の證として通過稅證を發給せば、該荷主は之を沿途各稅局に呈示し、検査を経て通過するべきを得べく、遠近を問はず重徴することなし。

貨物を運送して輸出する場合に於て、總べて英國商人が内地にて買入れたる商品は、其の輸出港に向ふ沿途第一の稅

局にて検査を受くる時、貨物輸送者より其貨物の數量及輸出港を記載して届出で、然る後税單を受領すべし。而して沿途各税局に該税單を呈出するときは、各局は検査をなし、最後の局に至りたるべき該局より、之を輸出港の税關に通知し、該關は子口税を完納せしめたる上、始めて通過を許す、該貨物が海外に輸出せられたるときは、更に輸出税を納付するを要す、若し輸入の貨物にして本規則に違反するもの、及既に仕向地を届出でたるにも拘はらず、其途中に於て密賣するものあるときは、各貨物は均しく没收す、若し又密に税單内に記載せる數量に超過せる貨物の輸送を謀る等の情弊あるときは、單内に記載せる同種貨物の全數を没收す、運送する所の各貨にして若し通過税完納の實證なき貨物は、税關に於ては其税金を納付する迄輸出を許可せず。

右規則に於ては原條約に定めた内地税額公布の件を取消したと同時に、輸出に於ても、輸入の場合と同じく通過税納付の税局を改めて輸出港の海關に統一した爲に、地方官憲の收入をば中央政府の收入に轉移し、自ら地方官憲が一層本制度の實施を妨害する結果を齎らしたことは、注目すべきである。同じく十一月八日の米支條約善後章程及十二月十五日の佛支善後章程を始めし、一八六五年(同治四年)の白支通商條約、一八六六年の伊支通商條約等は、何れも各七條に於て輸出品子口税は最後の税局より、海關に納入する旨を規定して居り、又是より前、一八六一年(咸豐十一年)五月發布された上海内地間に於ける英國貿易に關する通過税規則(Transit duty Regulation)(後に支那政府が之を各國商人にも適用したもの)並に翌一八六二年(同治元年)の長江統共章程(第十三條)に於ても、同種規定を設け、其後の取扱にも亦異なる所がなかつたのである(註、六)。

天津條約締結後、通過貨物に對する不當課税は依然として已まず、條約の規定は更に實行されなかつたので、其の後十餘年に亘り、天津條約改正問題は最も外國商人側より強調されたのである。一八六七年上海商業會議所の陳情に依れば、子口税は海關收入に歸した爲に、地方官憲は外國貿易に反對するの傾向を生じた爲で、子口税をば取引の行はる場所の地方官に納入せしめ、以て貿易の伸暢を計り、自ら外國商も之を歓迎する旨を述べ、次で一八六八年より一八六九年に亘り、地方收入分配問題に關して外人側よりも屢次提唱したのである(註、七)。

天津條約改正に關しては、一八六七年英支混合委員の任命を見、支那側よりは總稅務司「ロバートハート」の外に、總理衙門の委員を列席せしめた。協商の中心問題は内地通過税に關する事項であるが、當時の重要な改訂意見は、廣東領事「ロバートソン」の主張に係る天津條約中の選擇的規定をば、輸入税の半額を輸入の際に強制的に課徴し、其の後内地通過税を全免することに存した(註、八)。

而して外國商人にも支那側と同じく、子口税の特權は外支兩商の間に區別を設くべきものでないことを主張する者があつたのである(註、九)。

遂に一八六九年十月二十三日、英國公使「アルコック」(阿禮國)の締結した所謂「アルコック」協定並に同善後章程に於て、下の如き成案を見たのである(註、十)。

「アルコック」協定第二條

英國商人の輸入する綿布、麻布、毛布及綿毛交織品(洋布、大呢、洋絨三類)は、輸入のときに正税及子口税を同時に完納せば、右貨物は條約港の存する輸出を通じて、其の他總ての課税より免除さるべし。

同上第四條

附則に定めた證を領して、英國商人が内地に於て買入れたる土貨を開港に向ふて運出するときは、總ての内地課税を支拂ふへし、但し内地より開港に至る途中に於て、總ての内地課税を完納したる是等土貨にして、一箇年以内に内國

商人が之を外國に輸出したるときは、子口税半税以上に支拂ひたる税額は拂戻さるべし。

同第五條

香港より開港に搬入したる土貨は、外國輸入品と異り、内地に入るときは、子口税制を適用せず、他の内地税局を通過する土貨と均しく、總ての内地課税を支拂ふべし。

同善後章程第一條

(一)外國輸入品中棉布、麻布、毛布、及綿毛交織品は、輸入のときに正税及子口税を同時に完納せば、總ての内地課税を支拂ふことを要せず、自由に條約港の有する省内を通じて販運することを得、若し英國商人自身是等貨物を内地に運入するときは、通過證(護照)を領するを要し、若し支那人を雇入れて代理せしめ、或は支那人に賣却し、是等貨物を内地に運入するときは、必ずしも通過税單(子口單)を領することを要せず、自由に賣却し、途中税局に於ては其の他一式の課税を免除すべし、但し税局は他物を混載し又は禁制品の運搬を防止する爲に検査を爲すべし。

(二)前項輸入税及子口税を同時に納入する特殊貨物を除く其他總ての外國輸入品は、若し輸入するときは輸入税を、内地に運入するときは子口税を完納し、通過税證(子口單)を領するときは、沿途總ての課税を免除すべし、若し通過税證を領せざるときは總ての課税を支拂ふを要す、本條は英支兩商人一様の取扱ひを爲すものなり。

同上第二條

(一)英國商人は土貨買入の爲めに、内地に自身往き、又は支那人を代理して入らしむるも、先づ海關より空白報單の發給を受くべし、買入たる土貨は内地より開港に至る途上に於て、他の支那人の手に在る土貨と同じく、總ての内地課税を免かることを得ず、但し税局に於ては徴收したる内地課税額を空白報單に記入し、其の記入したる貨物は通

過途中に於て之を賣却したるときは、規定に従つて處罰すべし。

(二)英國商人内地に於て土貨を買入れ、最後の税局に到達したるときは、之を海關に報告して検査を受くべし、内地よりの報單は海關に保存す。土貨を到達日より十二箇月以内に外國(香港を除く)に輸出したるときは、輸出税を完納する外に報單内に記載したる税額にして子口税(半税)に達せざるときは其の不足額を補納し、超ゆるときは其過剩額を拂戻すべし、若し條約港に輸出せるときは補納又は拂戻を爲さず。

如上「アルコック」條約は、支那の國情に認識を有した「アルコック」「ロバートハート」の如き人士の支持に依り、支那側に好意を有し、殊に外國貿易發達を主眼とし、外支人間の區別を撤去する方針に出たのであるが、本改定に依るも、内地地方官憲の重徴を免るの見込なく、而して之が適用に關し、各省の統一を期すること困難なると共に、國家及省財政上支障を來す事情もあり、英支兩國間に幾多討論を終たるにも拘らず、後商人側の主張が英國政府を動かさず、遂に一八七〇年七月、英國にて之が批准を拒み、實施されなかつたのである(註、十一)。

其の後に至るも、不當な内地通過税賦課税問題は毫も解決を見なかつた爲に、一八七六年一月二十三日「ロバートハート」は「アルコック」條約の規定に一步を進めた新案を發表して居る。

通商上の第一提案は、(一)輸入に關しては、條約國は棉布、毛布、金屬類、砂糖等重要品(註、十二)に就ては、海關に於て輸入税及子口税を同時に支拂ふ後は、各地を通じて總ての内地特別税を免除すべく、其他の輸入品に對しては、開港の海關に於て輸入税及子口税を免除すべきこと、(二)輸出に關しては、重要土貨の茶、生絲、砂糖、棉布等に對して各地經過の際内地通過税を課徴せず、條約國は開港に運出の際海關に於て只輸出税及子口税を同時に支拂ふべきことを承諾し、其他の貨物に對しては輸出の際に輸出税及子口税を免除すべく、(三)通過に關しては棉布、毛布、金屬類

及砂糖を内地に運入するときは、内外人の區別なく、各地を通じて總ての課税より免除され、條約國は其の他の輸入品に對し内外人の區別なく、各地を通して總ての課税より免除されることを承諾し、又茶、生絲、砂糖及綿布等を内地賣入れにて運出するときは、内外人の區別なく、各地を通じて總ての課税より免除され、條約國は其他の土貨に對して、内外人の區別なく、各地を通して總ての課税より免除されるべきことを承諾すること、す。

同第二提案は、(一)外國品の輸入に關しては輸入税支拂後開港に於ては總ての課税より免除され、港界を越えて内地に入るときは、子口税を支拂ふべく、内地に入る輸入品にして通過證を領せざるときは、何人の手に在るも總ての地方税を支拂べく、若し通過證を領するときは、内外人の區別なく、條約上の子口税を支拂ひたる後は、何人の手に在るも沿途又は仕向地に於て、總ての課税を免除される。但し到達地に於て賣却され、又は他に發送したるときは、通過證は取消され、普通の土貨と同じく地方課税を免除されず。(二)内地に於て買入れたる土貨は、内外人の區別なく、均しく通過證を領して運搬すべく、若し外國商人にして、他の支那人の貨物と同じく通過證を領せざるときは、總ての内地税を支拂ふを要し、若し通過證に依つて地方課税を免れたるものは、開港に到達後、海關に於て通過貨物とし、外國に輸出するときは、輸出税及子口税を支拂ふを要し、若し他の條約港に輸出するときは、輸出税の外に輸出税に該當する内地税を支拂ふを要し、若し内地又は外國に何れも輸出せざるときは(一定期間内に)輸出税の二倍に該當する内地税を支拂ふを要す、(三)輸入外國品は通過證の有無に拘らず、中途處分し得べきも、土貨の運出に關しては、内地に於て處分を許さず、必ず條約港に運搬するを要し、若し違反するときは罰金を科す、通過證を領する貨物ミ然らざる貨物は、混載するこゝを得るも、關係商人は税局に其目録を呈示すべく、之に反するときは、全貨物を沒收するもの、す。

同第三提案は、(一)外國品の輸入に關しては、内外人の區別なく、或る場處より或る場處に運搬するときは、何人の手

にな在るも、通過證を到達地に於て引渡したる後は、其貨物は普通の土貨と同じく、何人の手に在るも、總ての課税を免除されず、(二)内地より土貨を通過證の下に開港に運出したるときは、運搬人は海關に約束手形を提示し、一定期間内に外國に輸出したるときは、同手形を銷却すべく、若し之に反するときは手形を強制執行に附するものとす、(三)外國輸入品は通過證の有無に拘らず途中に於て處分することを許さず、之に違反するときは條約港に於て處罰される、通過證ある貨物ミ然らざる貨物ミを混載するときは、商人は其目録を税局に呈示し、之に反するときに全貨物を沒收するものとす。

同第四提案に於ては、前各案を説明し、第一案は最も重要な事項を含むものとし、第二案は條約の寛大なる解釋とし、第三案は寛大ならざる解釋として居る(註、十三)。

次いで一八七六年九月十二日(光緒二年二十六日)、の芝罘條約に於ては、子口税に關して左の如く規定してゐる。

芝罘條約第三章第四項

支那政府は内地通過税證をば、各港共に同一の規定の下に、一定の様式を以て發行し、且之を發行する條件に差別を設けず、又輸入品に限り、該證券を領するときは、中外商民を分たず、内地に運往することに同意す。内地より條約港に搬出せらる、土貨にして、若し眞に海外に輸出する目的に出でたるときは、英國商人の所有なることが證明せられ、且つ子口半税を支拂ふときは沿途各種の課税を免除せらる。若し其貨物が英國商人の所有にあらざるが、又は輸出の目的にあらずして、海港に運往せらる、ものは、通過税證を呈示して免税を受くるの權なし、英國公使は土貨に對し此特權の濫用を防止すべき規則を支那政府に於て制定する場合には、總理衙門之を商議することに同意す、税率の附則第七條に外國品を内地に運入し、又は地に於て土貨の買入を爲す、云々ある内地なる語は、沿海、沿江、沿河

及陸路の各處にして、外國貿易の爲め開放されざる内地を指す、是等内地は支那國自ら法を設けて右弊害を防止すべし。

本條約に於て注目すべきことは、輸入外國品子口税の特權をば支那人所有の貨物に對しても、外國人の場合と同じく附與せられた點である。蓋し南京條約第十條に於ては、支那商人の手に在る英國輸入品の保護を規定したが、實際の慣例は多年外國人の輸入品に限り、天津條約に於ては、却つて之を明記せぬ爲に改惡せられたるが如く、論ぜられたのである。而して本特權は芝罘條約前一八七一年兩廣總督の布告に於て之を許し、又當時は獨り九江及寧波に限り之が實施を見たミ云ひ(註、十四)「モース」は一八七四年後適用があり、後一八八〇年(光緒六年)以降形式上に於ても一般に認められたミ記して居る(註、十五)。

輸出子口税の特權は、條約上外國人に限り、支那人に許容されぬ爲に、天津條約以來支那側は不斷に其不公平なるものミし、成は本制度運用上一大禍根を存するものミ高唱し來り、其他前記「ロバート、バート」の提案にも同様であり、又當時の漢口海關稅務司「ヒップスレイ」(賀壁禮)の商約稅則議略には、土貨の輸出通過稅證に關し、支那商人に特權を享有せしめざるは、不合理なる旨を述べて居るが如く、次て光緒二十二年(一八九六年)五月總理衙門の奏文を以て、外交商人の間に區別を撤廢するこゝミ、なつた(註、十六)。但し事實上は其效果なく、近年に至る迄、外交商人間に下に、述ぶるが如き弊風は已まなかつたのである。外國輸入品の子口單附貨物を内地に運入する途中賣却に關しては、「アルコック」協定に於ては、之を認めて居たが、他の條約に於ては之を認めないで、不便の多かつたので、條約の改訂を俟たずに、獨逸公使の請に依つて、一八九七年(光緒二十三年)支那政府の同意するこゝミ、なつたのである(註、十七)。

(註、一) 英國の例を見るに、英國品を外國に輸入した後に、内國稅負擔の有無に就ては、從來諸國に對する通商條約に相互的に規定したものがあつた。英國と彼斯國との條約には、上屋倉庫料は別とし、輸入稅以外に輸入品に課稅せざることを定め、一九二一年「バーセロナ」に開催した通過問題の國際會議に於ては、協商國は水陸通過の各貨物に對して、自由(無稅)なることとし、又通過に對する稅率の適用及方法を合理的とし、國際貿易の發達を助成する旨を決議したことがある(Committee on Industry and Trade, Survey of Overseas Markets, 1927, pp. 599-601)。

(註、二) 一八二四年東印度會社の貿易委員の報告に依れば、例へば廣東より蘇州に送る川類に對して、廣東の輸入稅十一兩九錢餘の外に、贛州にて五兩九錢餘、杭州にて二兩、其他に於て五兩を徵し、海狸に對して、廣東の輸入稅十六兩四錢餘の外に、贛州にて五兩九錢、杭州にて二兩八錢餘、其他に於て五兩を徵したのである(H. B. Morse, The Chronicles of East India Company trading to China, vol. IV, pp. 91 道光朝籌辦夷務始末卷六三)

(註、三) The Chinese Repository, vol. XII, pp. 36

(註、四) C. M. G., Treaties between China and Foreign States, vol. I, 3557-8 道光朝籌辦夷務始末卷五九

(註、五) Corresp. resp. rev. of the Treaty of Tien Tsin, pp. 442 咸豐朝籌辦夷務始末卷九

(註、六) S. W. Williams, The Chinese Commercial Guide, 1863, pp. 21 同治朝籌辦夷務始末卷七

(註、七) Correspondence of Chamber of Commerce at Shanghai respecting of the Treaty of Tien Tsin, pp. 6-7

(註、八) A. Michie, English man in China, vol. II, pp. 210-5 同治朝籌辦夷務始末卷六三

(註、九) 同治七年英國公使に對する支那側の覆答に依れば、正稅半稅を一時に併徵し、其後は洋商華商を問はず、俱に單照を領し、内地に入り關稅を經過せば、只單照を呈し、概ね重徵せずと記し、又一八六九年二月上海商業會議所長より領事「メッドハスト」に對する陳情文にも、條約の精神に従ひ、輸入外國品は何人の手に在るを問はず、通過證は效力あるこ

とにするを便宜とすと記してゐる。(譯辨稅務始末卷六三、同治七年十二月條 "Corr. resp. Revi" op. cit., 292)

(註一〇) G. M. C. "Treaties" vol. I, 479, 480, 484-87; "Corr. resp. rev." op. cit. VV. 419

(註一一) A. Michie, op. cit., pp. 219-221

(註一二) 一八七六年二月八日、「ロバート・バート」より總理衙門恭親王に對する意見書中には、「一八七四年棉布、毛布、金屬類、砂糖等四品の輸入税百四萬兩に對し、其他貨物の輸入税は六十五萬兩(阿片税を除く)」と記して居る(R. Hark "These

from the Land of Siam, Appendix II, pp. 248-9)。

(註一三) R. Hart, op. cit., pp. 211-15; H. B. Morse, The international relation of the Chinese Empire vol. II, pp. 452-456

(註一四) China Review, vol. IX, pp. 213, Transit pass in the province of Kwantung.

(註一五) H. B. Morse, op. cit., pp. 149

(註一六) 賈士毅民國財政史上册四六四頁、同關稅與國權二九五頁、晏才傑租稅論五一五—六頁、黃序鵬海關通志卷七二五頁

(註一七) 獨逸公使「ヘキング」は一八九七年十一月、十二月の兩度、總理衙門に對し、各港場に在る内地税の監理官に訓示し、

内地運入の輸入貨物を途中發賣せしむべき旨を照會し、總理衙門は總稅務司の意見を徴し、之を決定したのであるが、支那人の著書は、何れも本特權の開始をば光緒十六年(一八九〇年)と記して居るは誤りである。現に光緒二十四年の總署沿途賣貨繳單文には「光緒二十三年十一月二十四日等日、准德國海使先後照稱洋商進口貨物准否沿途售賣、爲中外通商關係稅重云々」と記して居る(約章成案匯覽乙篇卷二十一下總署各准洋商進口完稅後沿途賣貨繳單文、大正七年九月金子稅關事務官支那出張復命書一六—八九頁、賈士毅民國財政史上册四六四頁、同關稅與國權二九五頁、晏才傑租稅論五一五頁、黃序鵬海關通志上卷七二五頁)。

第二款 子口稅徵收手續

子口稅制は輸入外國品の條約港より内地市場に運入するものを保護する目的を以て課稅する場合に、内國輸出品の内地市場より條約港に運入するものを保護する目的を以て課稅する場合がある。其課稅手續は天津條約並同條約を基礎とした咸豐十一年(一八六一年)九月總理衙門子口稅に關する報單文(註一)、又は當時沿岸貿易稅と共に定めた章程、其他條約を始め、近年に至るまで諸關に於て定めた取扱規程等に依るものである(註二)。輸入品に對して發給する通過稅證は之を子口稅單と稱し、納稅濟證にして自ら其手續は簡易であるが、輸出品に對して發給する通過稅證は之を三聯單と稱し、納稅約束手形の性質を有するが故に、自ら其取締が繁瑣にして嚴重である。本稅が内外人に對して均等であることは前述の如くである(註三)。而して稅率は輸入の場合には、輸入稅率の半額とし、從價品及輸入無稅品(金銀外國貨幣、手荷物を除く)に對しては、從價二分五厘とし、輸出の場合には輸出稅の半額とし、從價稅品及輸出無稅品(同上)に對しては同じく從價二分五厘である。(備考、下關條約締結の際我國の提案は、抵代稅を二分に引下けんとしたことがあり、或はして子口稅は創定以來一律二分五厘であつたが、一九二七年以來二五加稅の實施に伴ひ、一分二厘五毛の附加稅を逐次諸港に於て加徴したのである)

本稅は革命後、洋式機械製造品に對して沿岸貿易稅又は厘金等と共に、之を免除したことがある。其他手續に關して、之を二種に分つて説明する。

甲、輸入品子口稅制

(一)輸入品を子口稅納付後、内地に運入せんとするものは、輸入港の海關に其の貨物の性質數量、船名、仕向地其他必要の事項を詳記した申請書を提出するときは、海關は貨物を検査し、子口稅を徵收した後に、子口單(運洋貨入内地單

税單 "Inward Transits Pass" を發給する(註、四二)。

(二)子口單附貨物の所有者(又は其代人)は、沿途の各税局に税單を呈示し、貨物の検査を受くべきものとする。
 (三)子口單附貨物が指定地に至るには、期間の制限なく、水陸徑路の如何を問はず、又沿途一部又は全部の賣却を認め、若し全部賣却せば、附近の税局に届出で、之を取消し、若し一部賣却せば、附近の税局に届出で、税單上に其場所數量等の記入を請ふを要する(註、五)

(四)右貨物が全部賣却され、又は指定地に到着したときには、税單をば附近税局に交付し、之が取消を求むを要する、本制は海關を経由する場合に限るを以て、海關に依らず帆船を以て通商港に輸出する外國品に對しては、子口税の特權なきと同時に、常關類似の特殊海關たる九龍及拱北經由の輸入品に對しても、亦本特權はないのである(此點は輸出の場合も同様である)、但し土貨も雖も香港を経て一港より他港に輸入するものは、外國品として課税さるが故に、本特權を享有するのである(註、六)。

乙、輸出品子口税制度(三聯單制度)

(一)内國品を子口税制に依り、輸出港に運出せんときは、外國人の場合には主として領事を通じ、支那人の場合には税務司を通じ、海關監督より三聯單(買土貨之報單 *Outward Transit Pass*)の發給を受くを要する(註、七)
 (二)商人(又は其代人)三聯單を以て内地に入り貨物を買出したときは、其氏名、國籍、貨物の數量、買入地、輸出港名等を記入し、之を貨物經過の最初の税局に提出し、該税局は貨物検査後、三聯單の一單は自局に留置き、一單は貨物仕向港の海關に送附し、他の一單は之を引替に運照(*Yinchaoh, Transit certificate*)を交付するか、又は運照を交付せず其儘貨物に添付するのである。

(三)三聯單附貨物は途中の販賣を許さぬ、商人は各税局を経過する毎に、運照又は其一單を呈示し、貨物の検査を受け、最後の税局即ち輸出港に、最近の税局に到着した時は之を海關に届出るを要す。

(四)海關は其貨物に對して子口税を徴した後、輸出港に入るを許す、子口税を納めた貨物は一定期間内外國に輸出するを要し(註、八) 輸出の際には輸出税を徴する。

(五)條約上の規定ではないが、子口税の連脱を防がんが爲に、多くの地方に於ては、保證狀制度又は供託金制度を設け、之に關聯して罰則を設けるが、各地必ずしも同一ではない(註、九)。

三聯單の濫用多きと同時に、各地其取扱區々である爲に、支那政府は之が統一を計らんし、一九一六年一月其改正手續案を各國に提出した、其の骨主とする所は、三聯單をば四聯單とし、保證制並に保證金制度を採用し、買出地及輸出の制限罰則其他監督を嚴密にするに存し、益々其手續煩瑣をに過ぐるを以て、固より各國の承認する所ならぬで、實施に至らなかつたのである(註、十)。

(註、一) 約章成案匯覽乙篇卷二十一下總署各洋商入内地買土貨赴開請領報單文、黃序鵬海關通志上卷七一〇一七二九頁

(註、二) G. M. C., *Handbook of Customs procedure at Shanghai* (1926) pp. 131-141; *Abbass, Manual of Customs practice at Shang hai* (1894) pp. 76-8.

(註、三) 子口税制は内外人所有の貨物を問はず、之を適用すべきが、上海關に於ては特に無條約國人には三聯單の發給を爲さぬことを特に規定してゐた(G. M. C., "Handbook," 1929)

(註、四) 子口單も取締上連單とし、例へば上海々關に於て發給したものは三聯より成り、第一聯の存根は(Butt)關に留置し。第二聯の半税單(派子 Pass)は商人に給し、第三聯の知照單(*Barrier Butt*)は南北税に分送し査檢に供した。(黃序鵬同上書同卷、G. M. C., "Handbook" 1926)

(註、五) 子口税單の有効期限は一八八〇年の獨清條約第七條に十三箇月の期限を附してゐるが、他國の條約には之を定めぬので同様の拘束はない、然るに一九二〇年五月二十六日、支那財政部の命令には、一八六九年末批准の「アルコック」條約第十四條を引用して、一箇月の期限を定め、満期の上は抽厘すべきものとしたのは不法である。(財政月刊第七卷第七八號、約章成案滙覽同上繳單文)

(註、六) 高柳博士支那關稅制度論、二八七頁、賈士毅關稅與國權四一一頁

(註、七) 三聯單下附手續は各地區々である、例へば上海に於ては商人が所屬國領事を経て、海關監督に請求し、又英國人の多くは、自國領事より稅務司を經由し、海關監督に請求し、米國人は自國領事を経て、稅務司に請求し、佛・西兩國人は所屬領事を經由し、海關監督に請求し、杭州及温州に於ては、所屬國領事を經由し、海關監督及稅務司に請求し、天津に於ては商人より直接稅務司に請求するが如くである。(大正七年金子稅關事務官支那出張復命書一六三頁)

(註、八) 子口稅納付後外國に輸出する迄の期限は、上海其他では一箇年と定むるも、鎮江、漢口、廣東等は六箇月として居る。又發行日より輸出港に到着時迄の三聯單有効期間に就ても、各地異なるものがある、例へば鎮江、漢口、杭州等に於ては六箇月、上海に於ては一箇年、汕頭に於ては買出地が省内は一年、省外は一年半、廣東に於ては省内は六箇月、隣省は九箇月、邊省は十三箇月、天津に於ては省内は一年、省外は二年、數省に亘るときは三年とす。尙特殊事情に依り延期を認めて居る。日清通商條約締結當時我が國の意嚮は、十二箇月の期限とし、若し開港間輸送の場合に於ては、六箇月の延期を主張して居る。(金子稅關事務官同上書一六三―一四頁、高柳博士同上書二一九頁、漢口、三聯單取扱規定(一九二四年)第二條、鎮江三聯單規則第一條及第六條、廣州口三聯單試辦章程(一八九七年)第三條、日清條約(一八九六年)第十二條、伊藤博文秘書類纂第一卷日清通商條約締結に關し在支公使への訓令案)

(註、九) 保證狀の例を見るに、各地の模範となつた鎮口關の規定(第二條)には、三聯單の下附を受けんとする者は、本規定を遵守

すべき旨及若し本規定に違反したるときは、(一)記載貨物の輸出税の六倍を納付すべきこと、(二)其貨物の留置權を認むることを定め、漢口の一九〇三年の暫行規定(第一條)に於ては、外國商人が三聯單の下に土貨を漢口に搬出せんとするときは、先づ稅務司より無料に刊給した保證狀(Bond)を受領し、其中に信用厚き二名の保證人署名し、第一に本規定に反せば、當該貨物の六倍に相當する金額を沒收せらる旨を記入し、第二に追加保證として海關監督をして當該貨物の扣留を爲さしめ、若し不足又は減價等の場合には、之が補充を爲すべき旨を定め、一九二四年の同取扱規定(第二條)には、支那商人は商業會議所の裡書した金額を保證する保證狀を提出することとして居る。廣東の同種規定(第一條)にも、商人は海關が無料に發給した保證狀に署名し、規定に反せば同じく輸出税の六倍に當る罰金を支拂ふこととして居る。保證金額は又各關に依つて異り、例へば厦門に於ては從來子口税の三倍に當る金額を海關に積立つることとし、汕頭に於ては信用少きものに至つては、輸出税の約六倍に當る金額を海關に積立つることとした。(C. M. C., Special Series No. 223, 24th. Sept. 1897) 東華續錄卷二二四、光緒二十二年六月條、約章成案滙覽乙篇卷二〇上、外務部札江漢關交通三聯單章程等件飭查閱聲報文(光緒二十九年)

(註、一〇) 一九一六年三聯單改正案の内容は下の如くである、(一)三聯單を四聯單とし第四聯を以て運照に使用すること、(二)單の發行には二名の保證を要すること、(三)土貨買出しの目的地の範圍に一層の制限を加ふること、(四)買出さんとする貨物の數量、包裝、箇數を豫め定め、買出しは右豫定數量に依り制限を受くること、(五)規則違反の制裁として輸出税の六倍に當る罰金を課すること、(六)單の有効制限を四箇月に短縮すること、(七)貨物が海關に近き關局に到着せるとき

は、輸出税の三倍に當る金額を保證金として納入すること、(八)三聯單貨物の輸出期限を設け四箇月とすること、(九)輸出港に於ける貨物の改装に對し監督を嚴重にすること、(一〇)罰則を多くすること(金子税關事務官同上書一六八頁)

第三款 子口税の効果

子口税制は由來外國貿易の保護を目的とし、外國人側の要求に基き定めたものであるが故に、外國人の貨物は概して内地通過の厘金其他類似の課税より免れ得たことは明かである、即ち子口税と内地税との間に負擔に於て著しき懸隔が存したのである(註、一)。

子口税制は支那領土の廣大と地方分權的國情を考慮せずに、中央政府が外國と直接片務的條約を締結した爲に、(註、二)前述の如く條約の一部改訂を遂ぐるも、通弊を矯正し得ないと共に、彼の開港の周圍一定區域免税の提案又は混合裁判制等(註、三)の計畫さへも、實現を見なかつたのである。蓋し天津條約以來十餘年後の一八七一年當時より、益々通過税問題を喚起し(註、四)、外人相互間に聯絡を來し、外人側は特權の損傷を訴へ、條約上の權利を伸暢せんとし、支那側は特權の濫用を訴へ、之が適用を限局せんとし、兩々相下らないで、各幾多抗議を提出して居るが如く、外交商人各不正手段が多かつたのである。中西紀中には「此後夷人入内地一即藉華商一爲導虎之俚一、華商至内地一、又藉夷人一爲腐鼠之嚇一云々」に共に其弊を非難してゐる(註、五)。而して本制度は其後拔本塞源的釐革を見ないばかりでなく、支那側に於ては、清末中央政府の積弱、並に革命後地方動亂に因る財政の支絀より、又は利權恢收方針よりして、輸出入貨物に對し、公的又は私的に、或は規定を設け、又は任意に諸種通過税を徵するに至り、近年は往時に比し、一層通弊を多くしたのである。斯くも子口税の効果を擧げ得なかつた諸事情を綜合すれば、下の如きものがある。

第一 條約の規定に不備あること

子口税制定の趣旨は、外國貿易保護の下に、専ら内國關税を免かれしむる補償として輸出入貨物に課税するを以て、條約には單に通過税を免する狹義の規定を設けたものが少なくないが、又總ての内地税其他の負擔を免除すべく廣義に規定したのも多い。且つ外國文と支那文との間に異つた規定を設けて居るが如く區々である(註、六)。

自ら從來外交相互間に見解の相違がある上に、外國側に於ても、條約上の解釋に就て意見を異にした。天津條約改訂の議があつた當時、英國使臣「アルコック」「ウイード」總稅務司「ロバード・ハート」又は英國外相「ロード・クラレンドン」等を始め、英國商務院も亦狹義の解釋を採つた。但し英國側は日清戰爭後「マクドナルド」公使の就任以來、英國商人の抗議に依つて、日本其他諸國と同様に廣義の解釋に改めた(註、七)。而して支那側は從來總理衙門の決定に見るが如く、本特權を通過途中以外の輸出入品に迄は及ぼさないで、即ち内國品の外國商人の手に入らない前及外國品の支那商人の手に入る後には、抽厘すべきものとした(註、八)。又近年支那の學者も同一見解を持して居るのである(註、九)。然れども支那側の主張する様な極めて狹義な解釋は、條約に背馳すると共に、一方外國側の固執する様な最も廣義な解釋は、亦條約本來の精神ではない、假令之を正當な解釋とするも、内地税を一式條約を以て一方的に拘束せんとすることは、實行不可能のことである。又兩者何れの解釋を採るも、免除すべき厘金の中には、通過税以外の消費税或は營業税等をも包含するを以て、條約文身體に於て矛盾がある。

第二 地方財政上の必要が存すること

支那地方稅收入の大宗である厘金を抵補すべき子口税が、中央政府の收入に吸收された結果、地方政府の財源を減殺

するこゝ多かつたので、地方政府は自ら(一)前述の如く條約の自由解釋に依り、輸入品の到達後に落地税、銷場税等を設け、又輸出品の搬出前に出産税其他内地税を設け、近年に至り、尙統税、特税等の所謂變相の通過税を徴し、(二)子口税の任意的なるを利用し、厘金其他内地税の改正を爲し、税率を低下し、子口税の實施される範圍を限縮し來たのである。

第三 地方吏員の不法誅求があること

通過途中の税局に在る地方吏員は、條約を無視し、不法なる租税手数料等を徴收し、其他中飽の盛の行はる外に、貨物に對し不當の検査抑留をした。殊に支那人の輸出する貨物に對しては、其不法一層甚しく、爲に支那人は子口税の特權を享有するも、實際其利益に均霑し得ないで、外人名義を藉るの不正手段を講ずるか、然らずんば内地課税に甘んずるのである。

第四 子口税制度利用に制限のあること

子口税制度には期限其他煩雜な取締上の制限がある外に、小口商品又は商況に依り賣捌く種類の商品等に適用少く、殊に三聯單に關しては、條約の規定を無視して、貨物の種類商人の信用等に依つて、限度を設けて居るものがある。

子口税の成績は各時代を通じ、又地方に依つて特殊事情があつて同一ではないが、要するに貨物流通、距離の遠近、内地厘金其他通過税率の高低又は開港場に於ける統税、特税等の有無に依り支配され、又固より時局に因る貿易自體の消長に從つて、影響する所が少くないのである。

以上の如く子口税制には、不備の點があり、又其利用上制限をなし、自ら外國貿易の振興を阻碍するを以て、總稅務司の「アグレン」は、一九二四年支那關稅特別會議開催前、子口税制改正案として(一)條約に依り、又は支那政府に依り

議せらる、所の通過證の發給及使用に關する各種制限の撤廢を爲すこゝし、即ち總ての貨物は生産地又は仕向地の如何を問はず、均しく通過證の特權を附與すべきこゝにし、(二)通過證の發給及子口税の徴收をば海關に保留するこゝ同時に、其收入は一定の方法に依り、按分比例を以て、各政府の財政に割り宛て、分配するこゝし、記してゐる。蓋し本案は先に述べた英國側の提出に係る厘金特別補償税法案の伏線を爲すものである(註、十)。子口税の最も多く行はれ、又其收入の巨額に達するは、天津上海兩海關である。近年の例に於て、其稅額を合算せば、全國(四十五關)の約七割内外に達し、而して輸入品子口税は天津を首位とし、輸出品子口税は上海を主とする。之に次ぐものは漢口、鎮江、蕪湖等を擧ぐべきであるが、三聯單の發行は各地を通じて甚だ少く、近年全然之が發行を爲さぬものが多く、(一九三〇年度十七關に上る)又九龍及拱北の如き由來子口制の特權なき海關あると共に、愛理、琿春、龍口、沙市、岳州、南寧等の如く、事實上本制度の運用を爲さぬ海關もあつた(註、十一)。

清末より革命後最近に至る迄の全國子口税收入を見るに、輸入品子口税は一九〇七年以降一九二〇年迄最高百七十餘萬兩、最低百二十餘萬兩とし、一九二一年以降一九二八年迄は二百萬兩を突破し、一九二九年以降減退し、一九三〇年は百四十七萬餘兩に下り、輸出品子口税は一九〇七、八年に各四十萬兩臺が、一九〇九年以降五十萬兩を越え、其後一九一五年以降急に増加し、七、八十萬兩臺に上り、一九二五年迄は更に増加して八、九十萬兩臺を上下し、一九一八年は最高百二萬餘兩に達したが、最近一九二六年以降五、六十萬兩に減退したのである。然れども是等稅額を輸出入税に比較するときは、其最近に於ける減退率は著しきものがあり、自ら本制度の適用範圍が如何に縮小されたかを知るに足るものがある。例へば輸入品子口税の輸入稅額に對する歩合は、革命前後各數年間八、九「パーセント」乃至十「パーセント」を示したが、漸次減退し、一九二九年以降激減し、一九三〇年には僅かに一「パーセント」に下り、輸出品子口税の輸出

税に對する歩合は、從來多くは四、五「パーセント」であつたものが、數年前より急に減退し、一九二八年以降二「パーセント」に下り、一九二九年及一九三〇年は各一、六「パーセント」に下つたのである(註、十二)。

- (註、一) 一八六六年上海關稅務司「フィッロイ」の報告には、内地より買出す生絲は、支那人の手に在るものは一捆三十五兩を徴せらるゝか、外國人ならば僅かに五兩を徴せらるゝに過ぎずと記し、(“*Corr. resp. rev.*” op. cit., pp. 447) 一八六七年上海商業會議より「アルコック」に對する上書中には、上海より蘇州迄運搬する金巾一疋に對する海關稅は、僅かに一錢五分に過ぎざるに、内地稅は三錢六分と記し(“*Corr. resp. rev.*” op. cit., pp. 306) 一八六九年の海關貿易報告には鎮江の通過稅は砂糖及生金巾に對し、條約上二分五厘なるに、厘金は一割とし、殊に支那糖に對しては一割三分、檀香木に對しては二割六分を課すと記し。(C. M. C., *Reports on Trade at the Treaty ports* (1869) pp. 38-40) 九江に於ては外國輸入品に對する通過稅は同じく二分五厘なるに、厘金は五分以上のもの多く、最高は二割五分五厘に達し、平均せば子口稅の二分に對し厘金は五分と記し。(C. M. C., op. cit., pp. 149-150) 「グンハツ」の著には、一八七一年上海に於ける實例を挙げ、子口稅制に依らざる外國品は、山路上海より蘇州迄(八十哩) 雜多の課稅を支拂ひ、上海の輸入稅五分籌防稅(Defence Tax) 二分五厘、厘金約二分五厘、途中第一稅局の厘金一分五厘、第二稅局の厘金一分五厘、蘇州の厘金約二分五厘合計一割五、六分に上り、又鎮江及蕪湖間(約百哩) に四稅局あり、戰時稅を除き諸稅二割五分を徴せらるゝに、子口稅制に依れば、子口稅二分五厘の外に輸出稅五分、籌防稅二分五厘を合して一割であること記し。(F. V. Gumpach, “*The Treaty Right*”, pp. 65-7) 一八九八年英國領事の報告に依れば、廣東より佛山、梧州等に貨物を送るときは、内地厘金等は子口稅に比して五倍乃至三十倍に上ると記して居る。(British Diplomatic and Consular Report, *Trade of Central and Southern China*, pp. 92)°

- (註、二) 「ロバート・ハート」は通過稅問題の困難なる事情に關しては、「第一は通過すべき帝國又は各省地域の廣大なることに關し、又各省は其自體に於て、各稅制及財政を辨理する小王國であることに考慮を拂はず、而して其事情に適し又要求に應ずることなしに、殊に豫め各省の討議及準備事項に附せずして協定した爲に、著しく問題を困難ならしめた。第二には條約を専ら外國商人又は外國貿易自體の爲に締結したので、忽ち内外人共に之を利用して不正の行爲に出づることになつたのである」と述べて居る(Hart, “*These from the land of Siam*”, pp. 67-8)°

- (註、三) 一八六九年五月十三日、上海に於ける稅率改正當時の意見中に、地方官の不當課稅を排除し、若し不當の徵收を爲すものあらば各港に混合裁判(Joint Tribunal)を設け、之を拂戻し、其當該官吏を處罰すべしとあり、又其後一八八一年九月支那政府が關稅増加を提議した當時、外國使臣は支那政府に向つて、輸入者に厘金其他不當課稅の返還を爲すべき混合法廷(Joint Court of reclamation)を設けることを承認せしめたことある。(C. M. C., “*Reports on Trade*” (1869) “*Suggestion*” pp. 12; Morse, “*International relation*” vol. II, pp. 325)°

- (註、四) J. V. Gumpach, op. cit. pp. 14

- (註、五) 内地課稅に關して外人側の訴ふる所は、一八七八年一月二十三日「ロバート・ハート」の國際關係改善に關する意見中に擧ぐるものは、(一)通過證は途中に承認されず、(二)仕向地に到達せば、納稅済の輸入品も再び地方稅を課せらるゝ、(三)内地に於ける外國品は差別的に又は禁止的に課稅せらるゝ、(四)外國輸出目的の土貨に對する通過稅の特權は、全然無効となるとして居る。(Hart, op. cit., Appendix II, pp. 202; Morse, op. cit., 499)

次で翌一八七九年十一月十日附、英「ウイード」始め各國代表者の連署を以て、恭親王(總理衙門)に對する覺書中の内地稅改良を要求する説明には、一層多くの弊害を列擧して居る。即ち(一)或る港場に於て外國品が支那人の手に入らば、直に各種稅金を課せらるゝ、(二)内地に於ては、外國輸入品に對して、不當に又條約上の通過稅以上に課稅せらるゝ、(三)開港場中には内地子口單を發給せず、或は其發行が專斷的にして、不必要の條件を附す、(四)子口單も内地に於ては尊

重されず、(五)子口單に依り内地に運入する外國品は、不當課税抽取の爲に又は厘局其他の税局と特約を結ぶ支那商業組合(幫)の利益を計る爲に屢々局卡に抑留さる、(六)外國輸入品に對し保證の下に、貨物を引渡すべき内地市場に最も近き税局を通過する時に、子口單の保護を拒まる、(七)通商目的の爲に内地に旅行する外國人の権利は、假りに入庫し又は貨物を運送するに適當なる規則を缺くか爲に侵害を受く、(八)全國を通じて何等の權限なき私局が林立す、(九)内地は貨物の税率を公表せず、(十)支拂を了したる納税證を給せず、(十一)不當課税を爲し又は通過税制を無視する官吏に對する處罰なし、(十二)不當課税に對する救済法は至難とす、(十三)外國品が内地より土貨を買出し、運搬するときの通過税證たる三聯單は、多く拒絶され、又は專斷的に不利の條件を附せらる、(十四)土貨殊に生絲に對しては、賣買後其貨物が買人に發送する前に課税せられ、而して是等課税は特殊商品の取引を獨占する會社の請負に附せらる、(十五)或る港場に於ては輸出税の外に、賣却された輸出土貨に又半税を課せらる、(十六)或る港に於ては土貨を以て製造さる貨物に對して、半税を課せらる、(十七)或は條約上無税の土貨が沿岸に輸出するときにも輸出税を課せらる、(十八)或は外國人に對する僻見よりして不公平に其土貨に對し、輸出税及沿岸貿易税の外に更に通過税を課す、(十九)外國貨幣及支那兩の間に不公平な換算を爲し、外國貿易上の負擔を増す、(二十)噸税の外に燈臺浮標其他の負擔を加ふと記してゐる、

(“Cort. resp. Agreement” op cit., pp. 3)

右に對し一八八〇年一月十九日附、總理衙門より「サートーマス、ウイード」に對する覆答に於ては、之を逐條的に疏辨して居る (Ibid., pp. 6-8) 次に支那側の訴ふる所を見るに、前記覺書を引用し、戰後財政上の必要よりして、通過以外に課税する正當の事由があつて、外國人の主張するが如き不當の處置がなき旨を前提とし、(一)外國人は支那人所有の外國船に依り運搬する貨物に對し、荷受人として行動し、支那船の支拂ふ地方税を免れ、之に因つて收入上の缺損を來す、(二)外國人は又厘金を免るる目的を以て、支那人の爲に阿片を運搬す、(三)外國人は内地より搬出する土貨に對し、其名

義及通過税證をば支那人に賣却し、港に於ける營業の一部を爲し、然も外國輸出に供せず、(四)外國人は支那人の爲に内地より土貨を搬出し、外國輸出貿易に關係せず、通過制の特典を利用し、利益を收め、地方收入に損失を來し、或る者の貨物に對し不當の利便を與ふ、(五)外國人は内地に於て、土貨を買入れ、局卡を通過した後納税せず、又途中に貨物を賣却し、地方税並に港場に於ける通過税を共に遁脱し、收入に損失を來し、又支那人に比して不當に有利の競争を爲す、(六)外國人は適法に通過貿易に従事する傍ら、不法に内地貿易を營む、即ち通過證を有する貨物と通過證を有せざる貨物とを混載し、途中賣買をなす、(七)外國人は内地税吏を輕蔑し、その検査を拒絶すと云ふ。

右に關して「ハート」は、是等は不法なれど、之を惹起する原因は、税局吏員の不正缺陷に存し、數年前には實例を聽いたが、今は其事實のないと辨疏して居る (Hart, op. cit., 204-6 Morse, op. cit., pp. 450-1)

支那側の文獻に於ては、咸豐十年(一八六〇年)以降近年に至る迄、子口税制の弊已ます、内外商人が結托して不正行爲を爲し、殊に名義を賣る外人の偽行 (Lie honor) が流行し、支那の利權を害し、收入を損失することを力説して居るものが多し。就中李希聖の光緒會計録の序には「近來厘金驟減五、六百萬、蓋由「洋商完「子口税」一華商賄中買報單上、唯重慶廣州兩口減「抽厘」一輕「子口税」一、子口税單絶無「發用」一、此外則利權旁溢、流弊滋多」と記してゐる。又近年例へば民國九年(一九二〇年)甘肅財政廳の上申に基く、五月二十七日附、財政部稅務所の咨文中には「近年以來土商往々洋商の名目を假借し、各子口に至り、貨を買ひ運搬し、約章に違ひ、検査を拒み、衝突を起すことあり、又年月を改め一單を兩用することあり、且つ單を惡用し、又は引受をして税關を騙むき、遁脱を謀り、或は不當の誅求を口實として、賠償を要求することあり、其他陽に海港に運搬すると稱し、陰に沿途賣却するものあり、稅收の損失多く、曩に民國三年(一九一四年)稅務月刊内に掲げた張家口稅局に係る天津海關發給の土貨聽單は、稅銀十三萬兩餘を收むべき筈なるに、僅かに三萬兩のみを徴し、即ち七萬兩餘の遁脱額に上つてゐるが如くに、其弊著しきものがある、故に之が矯正手段としては、聯單は固より海關

よる發給するも、甘省各子口所屬の縣局が代徴し、其收入をば各當該縣より毎月廳庫に送り、保管し、期を按し海關に照會すべし」と記してゐる。(咸豐朝籌辦夷務始末卷七一、咸豐十年十一月江蘇巡撫薛煥奏文、約章成案滙覽乙篇卷二一下、同十一年十一月總署咨洋商入內地買土貨赴關請領報單文、同治朝籌辦夷務始末卷四、同治元年一月湖南巡撫毛鴻賓奏文、同治朝籌辦夷務始末卷六三、同七年十二月恭親王奏文、沈文肅公政書卷六、光緒二年五月沈葆楨奏文、光緒東華錄同八年穆圖善奏文、湖南厘務彙纂卷八、同十年五月酌減子口單貨厘金以廣招徠詳、同上卷一二四、同二十二年總理衙門奏文、約章成案滙覽乙篇卷一二上、同二十六年戶部等會議加稅事宜摺、皇朝經世文新編一〇、一二、三十六布李維中國商埠情形記、薛福成論洋貨加稅免厘議、中政紀事卷二六子口稅議等、財政月刊卷七七八號 *Chin Chu* (朱進) *The Tariff problem in China* (1916), pp. 116)

殊に三聯單の名義賣買に關する外國人の不正手段に就ては、天津條約改正論の起つた當時より外國人に依つても、亦報告されてゐる。例へば一八六六年寧波關稅務司「レオナルド」は、外國人は支那人に通過證を賣却するを普通の營業とし、商人は一箇月に棉花數千捆を取扱ひ、外國人は、一捆に付五十仙の價格で賣り、支那商人は之が爲に内地稅に比し、五割の利益があると記し、又一八七五年海關統計局長代理「コブシュ」の廣東省三聯單制度に關する報告中にも、外國人の名義貸に就て記述してゐるものがある (*"Corr. resp. rev"* op. cit, pp. 40, 446, *China Review*, vol IX, pp. 213)。

(註、六) 一八五八年の英清天津條約第二十八條には *To clear his good of all Transit duties* と規定し、漢文には免各子口證收紛繁」と記し、通過途中の課税を免る趣旨を示して居るが、通過稅證の場合は廣く *Exempt the good from all further inland charges whatsoever* と規定し、漢文には又他子口毫不另征」と記し、同年の米清條約第七條には *No others shall be demanded* と規定し、漢文には不重征」と記し、又同年の佛清通商條約金七條には *Aucun autre droit, quelqu'il soit ne pourra etre preleve sur ces marchandises* と規定し、漢文には又不重徵」と記し、其後各國との條約

に於ても、例へば一八六一年獨清條約第十一條には *Keine andere abgabe irgend-einer Art Kaum* と規定し、漢文には同じく不重徵」と記し、日清通商條約は英清天津條約に倣ひ、輸入品子口稅制の下には「抵代税を拂ひ以て其物品に對し、一切の通過稅の免除を受くること其勝手たるべし」と記し、又同處に「右抵代税を支拂ひたる時は、該物品に對し一切の内地税を免除する爲め、證書を發附すべきものとす」と定め(第十一條)、而して輸出品子口稅制の下には「抵代税を拂ひたる上、其輸出に際し、單に輸出税を拂ふ外に、清國各地に於て各種の税金、賦課金、手数料、厘金等を免せらるべし」と定めてゐる(第十二條)。斯くの如く同一條約文中に於て、廣狹二義の規定を設けて居る(咸豐條約第五、第五 G. M. C., "Treaties" vol. I, p. 412-3; p. 879; vol. II, p. 188; p. 724-5)

(註、七) 高柳博士支那關稅制度論二九四一六頁、*Sir Robert Bredon, China Tariff revision and Inland taxation question allied ther to* (*Transit Dues and Commutation Payment*, pp. 11-14)

(註、八) 一八七八年(光緒四年)三月、總理衙門の海外使臣に對する通牒に依れば、外國人は一度子口税を支拂へば、其後總ての地方税 (*Local Charges*) を免かるべきものと主張すれど、此解釋は吾人は同意せざる所である、是れ亦條約の本旨に非ず、須らく通過途中の課税のみを免除すべしと記し、一八九〇年九月二日、總稅務司「ハート」の各港稅司に發した *Circular No. 512* にも右總理衙門の通牒は、條約の趣旨に依つて承認せざるべしと述べて居る (*Hart op. cit.*, pp. 67, 195-196)。又光緒二十二年五月二十一日、機器製造酌定稅則制定の際に於ける總理衙門の奏文中には「洋商販運貨無レ論ニ出口進口一、雖均均以一正稅一子口稅一爲上レ斷、而於下土貨未レ入ニ洋商手一之先、洋貨既入ニ華商手一之後上、均須下完ニ納厘金、以補中稅課之不足上」とある(黃序鶴海關通志上卷)。

(註、九) 賈士毅民國財政史上册四六四頁、同關稅與國權二九五頁、盛俊海關稅務紀要一一四頁

(註、一〇) *China Special Conference*, by Sir Francis Aglen, (*The Nineteenth Century and after*, No. DLXX, Aug. 1924,

pp. 282-291

(註・一一) 左に各地に於ける子口税制度の成績を各期に分つて掲記する。

一、一八六四年以降一八八〇年迄

「鎮江」に於ては、一八六四年始めて子口税制を開始して以來、一八六七年上半年は之に因つて貿易の發達を來した。地方官は之が適用に制限を加へ、一時貿易を阻害したが、一八六八年以來英國海軍の活動に因つて棉布等貿易の發展を來し、一八六九年の如きは、子口税収入は一八六七年の四百二十六兩が二萬七千餘兩に上つたのである。「九江」に於ては、一八六七年「ジャーヂン、マジーンソン」より英國公使「アルコック」への上申に依れば、九江の子口税制は死文に歸したと記し、一時本制に因つて棉布類の貿易は發達を見たが、江西の官吏は漢口の税單を認めぬと共に、湖北の官吏も亦九江の税單を認めぬことにしてゐた。

「漢口」に於ては、子口單は濫用されたが、一八六九年の發行數は一八六六年の九百九枚に對して二千八百六枚に増加した。

一八六七年英國商人より領事「スウィンホー」に對する文書には、「厦門」には子口税制の行はれぬことを述べ、次で一八六九年二月十日、上海の「ロバートソン」より領事「メッドハースト」に對する上書には、「浙江」は子口税制度の官憲に認めらるゝ唯一の地方であるが、外國人は支那人に比し、半額の負擔で足るのは不公平である。「江蘇」は之に反し、本制度は効果がなく、失敗に歸したと記し、一八六七年「ヂック」の海關貿易報告書に依れば、「天津」は地方税も輕い爲に、子口税制の必要を認めぬと記してゐる。

一八七六年の海關貿易報告に徴すれば、外國輸入品の内地子口單を通用する地方は、漢口、九江、鎮江、上海、寧波、及福州の七港に限り、其他は地方官が厘金等内地税の收入を多くせんが爲に、税率をも低下し、貨物を吸引し、或は

留難其他煩瑣の手續あるが爲に、厘金等内地税は若干高率であつても、納税する結果、本制は能く行はれないこと記し
 する。(G. M. G., "Reports on Trade", 1869, pp. 18, 42-3, 131; British "Diplomatic and Consular Reports", 1868, pp. 11; G. M. G. "Reports on Trade", 1876, Part. I, pp. 89)

二、一八八一年より一八九〇年迄

一八八二年四月一日、宜昌領事代理「ドナルド、スベンス」の報告に依れば、一八八一年「宜昌」に於ける子口單貿易は前年の九十八萬九千餘兩が八十三萬一千餘兩に、三聯單貿易は前年の六十八萬九千餘兩か四十萬六千餘兩に減退したが、「パス」の發行は反對に増加したと記してゐる。第一期海關十年報告書に依れば、「宜昌」は一八九一年迄は、本制の下に貿易は若干進展を見たが、同年以降は重慶開港の反響を受け、子口單は前年の約二「パーセント」に激減し、三聯單は殆んど其跡を絶つた。重慶等四川地方は、一八九〇年三月三日の「オーブランド、チャイナメール」紙に依れば、通過税制度は全然行はれず、悉く厘金の誅求のみに委すとしてゐる (G. M. G., "Decennial Reports, 1882-1891", pp. 137-166; Overland China Mail, March, 3, 1890, p. 55)。

三、一八九二年より一九〇一年迄

第二期の海關十年報告書に徴すれば、「重慶」は開港後一時子口單の發行を見たが、厘金局の反對があり、少とも、支那商人に對しては、一八九六年迄約五箇年間に發行を停止した。後偶々自清戦争の賠款に依つて、厘金を増徴した結果、商人は子口税制の保護を受けた。又三聯單の發行は同港附近には厘金が多くない爲に、極めて少く、「宜昌」も重慶開港の爲に、本制に依るものを見るべきもなく、殊に三聯單の發行は當初よりなく、「沙市」は子口單は若干あつたか、三聯單の發行はなく、「漢口」は子口税は一八九二年に十一萬七千餘兩あつたが、一九〇一年には十萬二千餘兩に下り、「九江」は子口税は漸次増加し、同期四萬四千餘兩が七萬九千餘兩に上り、「鎮江」は本制は最も發達し、子口單

に依る輸入貿易は、一八九二年に阿片を除くの外、總輸入高の約八割(六百八十萬兩)を占め、一九〇一年は七割九分二厘(一千百萬兩を占め)子口稅收入は一八九二年に十四萬二千兩に達し、子口單の發行數は八百七十三枚に上り、江蘇、河南、安徽、山東、江西等に對するものである。一九〇一年には子口稅は十九萬五千兩に達し、三聯單制も亦發達し、輸出貿易を促進し、「上海」は一八九八年の長江規定が、一八九九年四月一日以降實施され、各地の河港を、沿岸海港として統一した當時より海洋船が鎮江以上に航江した結果、子口單貿易が減退したに反し、三聯單貿易は増加した。唯一八九九年は内地貿易を厘金局が支配し、翌年は時局の影響を蒙り、何れも其發達を阻害し、「寧波」は一九〇一年の子口單貿易は、一八八六年の七十一萬五千餘兩が百九十九萬八千餘兩に激増し、本制を利用する外國品は、砂糖を大宗とし、一方汕頭の土糖は香港を伸繼し、外國糖と同視され、上海を經由し、再び本港に入り輸出を税を支拂ふも、本制の特典を受けて、内地厘金に比し利益あれば、商人は之を利用する者多く、厘金局官吏は努めて之が防止に努力したるも拘らず、砂糖貿易は本期に於て反つて約倍加し、其他本制に依る外國品は、棉布金屬「マツチ」石油等であるが、著しき進歩なく、一九〇一年十一月十一日より施行の通過稅増徴並に外國輸入品に對する輸入稅増加の外に、寧波及紹興の重要通路に當る曹娥港に落地稅を設けたので、外國品の貿易は阻害され、「仙頭」は商人は輕率の常關稅を支拂ふことに傾いた爲に、子口稅制に依るもの少く、一八九八年及一八九九年に子口單貿易は、汕頭開港以來の最高記録を云した例外あるが、一九〇〇年より激減し、「北海」は子口單貿易は甚だ盛であり、一八五八年當時の三、四萬兩より三、四十萬兩に上り、三聯單貿易は一八九七年以來發達し、一九〇一年には二十五萬兩に達し、兩稅は總收入の二割を占めたのである。(C. M. C., "Decennial Reports", 1892-1901, vol. I, pp. 185, 218-9, 231, 300, 343, 385, 443, 445, 473-4, vol. II, pp. 50-1, 150, 156)

四、一九〇二年より一九一一年迄

第三期海關十年報告書に徴すれば、九江は一九〇二年保商局を設け、同局より通過證の代りに護照を發給し、殊に支

那商人に對しては、子口稅よりも稍高率の料金を納入せば、無検査で貨物を通過せしめ、商人は却つて費用を節約することを得た。此牽制策の結果、子口稅收入は九割以上減退し、「蕪湖」は一九〇七年及一九一一年に限り、子口單制の發達を見た外は利用少く、殊に三聯單の發行は一九〇六年以來其跡を絶ち、「廣東」は子口單貿易は著しく發達し、一九〇二年以來約三倍に増加し、「天津」は子口稅は一九〇一年の六萬二千兩が一五〇五年には最高百三萬九千兩に達し、一九一一年は稍減退したが、尙九十五萬九千兩を占めたのである。(C. M. C., "Decennial Reports", 1902-1911, vol. I, pp. 204, 268, 379, vol. II, pp. 134)

五、一九一二年より一九二一年迄

第四期海關十年報告書に徴すれば、「漢口」の子口單發行數は十年間に倍加し、其貿易は四倍に増加し、子口稅收入は其間二萬八千九百餘兩が十萬兩餘に上り、「九江」の子口單貿易は主として上海絲の原料品出荷の爲に發達し、保商局は尙内地輸入外國品の大部を取扱ひ、三聯單は烟酒專賣局が設立され、葉煙草積出の爲に、其發行を増進し、「鎮江」の子口單貿易は本期間に於て相當増加したが、三聯單は滬寧鐵道の利益を計らんが爲に、直接上海に於て之を發行し、鎮江三聯單に代へた結果、著しく減退し、「上海」の本制度は天津に次ぎ發達し、其稅收は子口單に依るものは一九一七年の十一萬九千兩が一九二一年には二十五萬五千兩に増加したが、三聯單に依るものは其間二十六萬三千兩が二十四萬二千兩に減退し、「蘇州」の子口單は發達したが、三聯單は發達せず、「廣東」の本制度は内亂の爲に漸次不振を告げ、殊に三聯單貿易は其跡を絶ち、「天津」の本制度は最も發達し、其稅收は子口單に依るものは一九一七年の七十二萬八千兩が一九二一年には最高百五萬五千兩に、三聯單に依るものは其間三十六萬八千兩が四十四萬一千兩に増加したのである。(C. M. C., "Decennial Reports", 1912-1921, vol. I, pp. 134, 144, 303-4, 332, 308-9, vol. II, pp. 4, 7, 63, 198, 2327, 253, 339)

六、一九二五年より一九三〇年迄

海關貿易年報に依れば、「厦門」は最近五箇年間（一九二五年）の子口單貿易は、平均二百萬兩餘で、各年大差はないが、三聯單の發行は漸次減退し、「福州」は一九二七年以來内外品の輸出入に對し抽厘し、本制に依る貨物も殆んど特税を課せられ、殊に内地數縣では子口單を拒絶し、且つ一九二九年以降は、土匪の擾擾に依り、保護費（税）を徴收した爲に子口單は激減し、三聯單は其跡を絶ち、「漢口」の本制度は内亂の爲に漸次不振を來たしたが、一九二九年は前年に比し子口單は約十倍し、其貿易數は九倍に近き四百十餘萬兩を越えたのは、同年二月一日より施行の石油に對する新輸入税の見越輸入の爲である。「九江」は一九二五年には生産力の減退と内地捐税の重課の爲に三聯單を減退したが、一九二六年には又石油、砂糖等の見越輸入の爲に、子口單を増加した。然れども其後貿易は時局の爲に極めて不況を呈し、殊に子口税の減退を見たのは、保商局が海關と競争し、晝夜通じて税單を發給し、就中石油の内地に入るものは、每箱一元の特税を支拂はしめて重徴を免じた爲である。「蕪湖」の子口税が一九二八年に前年に比して約半減したのは、同年一月以降石油に對し、又特税を課した爲である。「南京」の子口税は一九二七年頃より時局の爲に減退し、殊に一九二八年には津浦線の交通杜絶した爲に、本制は著しく不況を極め、「鎮江」の子口税は一九二七年に減退したのは、同年十一月に石油特税を開徴し爲である。又一九二八年の不況は、内地移入の石油に對し、石油特税局に於て單照を發給した爲である。「上海」は本制度は最近數年間を通じ若干異同はあるが、一九二九年以降著しく發達し、殊に三聯單貿易は好況を呈し、稅收は子口單に依るものは、一九二二年の二十五萬三千兩に對し、一九二五年には三十一萬三千兩に、一九三〇年には、三十九萬八千兩に上り、三聯單に依るものは、一九二二年の三十一萬六千兩に對し、一九二五年には三十七萬四千兩に、一九三〇年には四十八萬一千兩に増加し、「寧波」は一九二六年以降内地補徴課税が輕率であつた爲に、子口税を減退し、一九二七年の如きは日貨低制の外に、子口税に二五附加税の實施を見、或は烟酒石油等に對し特税を課した爲に、之が減退を來し、次で一九二八年には殊に日本糖の輸入を不況ならしめ、又子口單に

對する印花税は減退を來し、一九二九年に至り本制に依る貿易は若干復活したが、子口税は前年に比し著しく減退し、一九三〇年は一層不況と爲り、而して三聯單は近年當港には其例なく、「杭州」の子口單貿易は一九二五年に至り、前年の四十二萬餘兩が二十六萬八千餘兩に激減したのは、石油捐税が子口税に比して輕率であり、自らを利用することなきに至つた爲である。一九二六年には更に石油、砂糖等の輸入品に對する統捐か又子口税に比して輕率であり、從つて一部外國品を除くの外、之が利用を見ず。又子口單附外國品も浙江省境に入れば、統捐の半額に當る落地税を徴收され、一九二七年には他税同様に子口税に二五附加税を課したので、子口税を著しく減退し、殊に同年は石油特税を六月に從來一角八厘のものを六角に上げ、十一月には更に一元に増加し、又捲烟特税も從前二割のものを八月に五割に増加したので、貿易を著しく阻害し、一九二八年には右傾向が一層甚しく、子口單貿易は前年の半額に下り、一九二九年以降本制に依る貿易は増加したが、子口稅收入は厘金運照に依ることに傾いた爲に、著しく減退し、「廣東」の子口單貿易は一九二五年以降多くは五十七、八萬兩で、稅額は一萬兩以上を示し、一九二八年は最高八十萬を越え、稅收は一萬八千兩を占めたが、一九三〇年は貿易は減退し三十萬兩臺となり、稅額は三萬七千餘兩に上つたが、三聯單の發給は殆んどなく、「汕頭」は本制は一九二六年省港罷工事件の影響に依り、石油の輸入を激減し、殊に煤油特税の重課に因て打撃を受け、其數を減退し、一九二七年に増進を示したのは、石油貿易の復活した爲であり、三聯單の増加したのは、日本向煙草の積出盛であつた爲であり、一九二八年は排日貨と内地交通杜絶の爲に三聯單の發行を見ず、一九二九年以降子口單は激増したが、三聯單は漸次其跡を絶ち、「天津」の本制は依然盛であつて、一九二五年以降子口單貿易は多くは五千萬兩以上を占め、一九二八年は最高六千一百萬兩、子口單數八萬三千枚に達し、其稅收は百五十萬餘兩を占めたが、一九二九年は商況不振の外に、石油及麥粉に對し統捐、特税を徴し、内地に於ては再徴せざるが爲に、子口單の利用を廢するものがあり、子口税は前年に比し三割三分を減退し、三聯單貨物は一九二五年には二千二百萬兩を越え、其稅收は五十六萬兩を上つたが、其後漸減し、一九二七年には主として三聯單貨物に對する取締嚴

密を極めた爲に、却つて子口税より重き常關稅、厘金等を納付する者半数以上に達したので、一九二五年に比し、其貿易額並に稅收は各約三分の一以下に減退し、一九二八年は子口單の増進に反し、其貿易及稅收は前年に比し、更に約三分の一に下り、一九二九年には稅收を從來の五分を六分五厘に上げたので、本制の利用を多くし、一九三〇年には貿易及稅收は前年に比し稍増進を示し、三聯單の發行數に至つては、前記盛時に比し四分の一の二百枚に下り、一方子口單貿易は前年に比し稍減退し四千六百七十九萬餘兩に下り、稅收は前年の百萬兩臺が六十五萬兩に下り、「牛莊」の子口單貿易は一九二七年に減退したのは、輸入品に對し、遼河河捐の外に二五加稅を課した爲に、南滿鐵道に轉じ、自ら奉天當局は鐵道沿線に局卡を分設し、徵稅に努めた爲である。一九二八年には滿洲特別免徵制を廢止した結果、商人は大半子口稅制を利用し、「膠州」は本制度が一九二五年以來逐次發達したのは、山東鐵道貨捐其他軍事稅の苛重に傾いた爲である。例へば一九二六年の子口單は前年の三千四百枚が一萬四千百餘枚に、稅收は倍額以上の四萬七千餘兩に上り、次で一九二八年は時局の爲に著しく貿易不振を極め、子口單は僅かに二千六十枚に下り、稅收は一萬七千餘兩に減退し、一九三〇年には更に不況に在つて、稅收は一萬一千餘元に過ぎぬ、三聯單は一九二八年以降減退し、一九三〇年には其跡を絶つたのである。(C. M. C., Annual Trade Reports and Returns, 1925-1928; Trade Returns, 1929-1930; Foreign Trade of China, 1929, Part I)

各港別子口稅收入對照表(單位海關兩)

地 別	一九二二年		一九二六年		一九二九年		一九三〇年	
	輸入子口稅	輸出子口稅	輸入子口稅	輸出子口稅	輸入子口稅	輸出子口稅	輸入子口稅	輸出子口稅
愛 爾 賓 春	四、五七四	五〇六	九、二七〇				七、七三三	
哈 爾 濱								一、九六〇

地 別	一九二二年		一九二六年		一九二九年		一九三〇年	
	輸入子口稅	輸出子口稅	輸入子口稅	輸出子口稅	輸入子口稅	輸出子口稅	輸入子口稅	輸出子口稅
龍 井 村	五、六四	三五	一、二五	二	五、六四	六、七	一、四三	一
安 東 連 莊	一〇、一〇八	三、五	六、五四三	一、七六	一、三、七三六	一〇、五五	三、二九	三
大 連 莊	四、七六四	六	六、四四九	三	一、九八〇	七、五八	四、六五一	一、三、七
牛 莊	三、三五四	二〇	四、九七六	三	一、三、五三九	八、一四〇	五、八八六	二、七
秦 皇 島	八、九四七〇	三、五七五	四、二五九	一、四二九	八、九、五七	六、一四〇	六、四、一三三	一、三、七〇三
天 津 口	九、七、一七五	六、〇、三三三	一、七、七六二	二、四〇、三三〇	一、〇、六、三三	九、八、五三七	六、五、一六六	九、九、五五四
龍 口	七、六							
芝 罘	一、二		一、六九五		六、一六		四、四九	
膠 州	六、〇、四八	三、五五	四、七、八五四	四、二八〇	一、〇、〇、五四	四、四	一、一、六二五	二、七
重 慶	二、六、一五八	五、九	五、九、七四		一、〇、五、八九		七、二、五	
萬 縣	三、四	一、二	七、二九		二、九二	二、四	六、七、五	三、四
宜 昌	一、〇、四九		一、三		一、三		一、三	
沙 市	五、五九		六、一		三		一、三	
長 沙	一、〇、四九		一、八八五		一、〇、一、三		九、三、三	八
岳 陽	七、七八		一、八八五		一、〇、一、三		九、三、三	八
漢 口	一、六、〇、四		二、三、三					
九 江	一、三、七、四九	二、〇、八六	二、九、一〇三	三、六	五、三、八九		三、七、六八	
燕 湖	四、三、四	二、七、二六	二、二、四、五	一、五、一七	二、三、二七	三	八、二、五	一、八
南 京	八、九、九、一八	一、九、九	五、九、一〇六	一、五	七、六、二、五三		八、六、八、三四	四
江 蘇	三、六、二、八五	二、八、七、二	八、〇、四、一〇	八、〇、六、八	四、七、三、八		七、一、五、四	四
鎮 江	一、一、三、三九	二、八、七、二	一、〇、九、三九	二、四、一、六	五、六、〇、七三	九、九、〇	八、五、三、八八	一、七、四、五
上 海	二、五、三、三、五	三、六、五、〇、四	三、八、九、三、一	四、〇、三、六、七	三、九、九、五、〇、九	四、七、一、〇、九	三、九、八、七、三	四、一、〇、六、九
蘇 州	四、四、二、七		一、二、八、八		一、九、三		四、三、四	一〇

計	越	茅	目	州	海	州	寧	州	水	問	龍	北	州	頭	門	州	澳	州	波	州						
六,六四四	二,〇〇八	四,三九五	二,四三九	二,二〇九	二,二二四	七,三〇〇	一,八八三	四,四六七	三,一〇一	三,四七五	三,七三	八,〇六九	二,二三三	八,三	一,五三五七九	二,七二三	二,五八六九	二,二九八七八	九,六七三三四	二,六五八三	六,八五六九	一,八八四四二六	五,八七六〇〇	一,四七八二八二	六,〇四七四	
五,〇四〇	二,八六八二	三,六一九	四,五四〇	三,三九八	三,二九八	三,〇七三	一,三三二	一,七五九	五,六二	五,二〇五	三	二,四八二	三,四	五,四七	四,〇四三六	四,九二	八,八二	二,四五一	二,四五一	二,四五一	二,四五一	二,四五一	二,四五一	二,四五一	二,四五一	二,四五一
九〇八	九,三六七	一,二八四	四,九三九	二,二九九	二,二九九	三,五六一	三,三六八	二,二七五	九,八九	七,七八	三,四五	五,八八七	三,四五	一,一〇〇	一,一〇〇	三,〇〇	三,〇〇	三,〇〇	三,〇〇	三,〇〇	三,〇〇	三,〇〇	三,〇〇	三,〇〇	三,〇〇	三,〇〇
五,五四	八,〇四六	一,六一〇	三,三三四	一,八九四	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三	三,三四三
四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七	四,一九七

(C. M. C., Foreign Trade of China, Part I, 1922, 1926, 1929, 1930)

(註、一二) 一九一一年以降二十箇年間に對する歩合

子口單收入(單位千海關兩)

年次	輸入子口税	輸入税に對する歩合%	輸出子口税	輸出税に對する歩合%	年次	輸入子口税	輸入税に對する歩合%	輸出子口税	輸出税に對する歩合%
一九一一年	一,二八九	八七	五七八	四五	一九二一年	二,〇六六	七二	七三九	三九
一九一二年	一,三三三	八一	六五二	四五	一九二二年	二,二二九	六九	九六七	四六
一九一三年	一,六六八	八三	六二二	四五	一九二三年	二,二四七	六九	九六三	四二
一九一四年	一,七三六	九五	五八四	四五	一九二四年	二,三〇七	七〇	八〇七	三四
一九一五年	一,五一九	一〇五	七六九	四九	一九二五年	二,七〇一	七四	九七七	三九
一九一六年	一,三四二	八八	八四五	五二	一九二六年	二,六二五	六七	六八五	二六
一九一七年	一,二七三	八五	七二一	四三	一九二七年	二,四六七	七〇	六六七	二六
一九一八年	一,二二一	八六	八三二	五二	一九二八年	二,五九三	五九	五八八	一九
一九一九年	一,四九〇	七八	一,〇三五	五一	一九二九年	一,八八四	一七	五八七	一六
一九二〇年	一,六三六	六九	八三五	四六	一九三〇年	一,四七八	一〇	六〇四	一六

(China Year Book, (1919) pp. 135; C. M. C., op. cit., 1922-1930)

第四款 子口税の廢止

子口税は前述の如く、外國貿易保護の爲に内地通過税に代償すべき目的を以て規定したのであるが、亦それ自體一種の内地通過税であると共に、主として外國人の利益を支那人以上に保護した結果を齎したので、支那が近年税關自主を目標とする場合、其他の内國關稅等しく之が廢止を主張することは論を俟たない。當初一九〇二年の「マツケー」條約第八條第二項には「厘金」に代るべき子口税 (Transit dues in lieu of likin) をも廢止すべき旨を規定して居り、一九二二年十一月華府會議の際、顧全權の提案中には關稅子口税等を規定する條約は、今次協定後滿十年にして廢止すべきことを記し、其後一九二五年十月北京關稅特別會議開會當時、支那政府より發表した財政善後委員會の裁撤厘金常關及一切内通過稅辦法大綱草案第二條及、之に基く一九二七年七月中央政治會議に提出し成案となつた裁撤内通過條例第三條に於て、沿岸貿易稅並内國輸出稅と共に之を廢止すべきことを定めたのである(註、一)。

子口税廢止の事由として賈士毅は(一)賦稅主權の束縛、(二)内國工業の壓迫、(三)商人道德の敗壞を掲げて居るが如く(註、二)、乃ち國民政府は一九三二年一月一日以降廢厘と同時に子口税を廢止すべき旨を決定したのである(一九三〇年十二月十九日上海海關告示)。

(註、一) 拙著臺灣總督府南支那及南洋調查第三百三十四輯支那關稅特別會議の經過第八章、第三、民國十七年九月國民政府財政部賦稅司章制彙編三九二—三頁

(註、二) 賈士毅は(一)賦稅主權の束縛に關しては、各種賦稅は絶えて外人の越俎代謀を容れず、乃ち列強は竟に子口半税を以て我に強ひて、内地一切の稅課を豁免したのは、是れ明々に吾國の稅權を干涉し、殊に各國の中國主權獨立を尊重する原則と大に相刺謬す、(二)内國工業の壓迫に關しては、外商は協定關稅の利益を得、復た子口半税の特權を獲て、洋貨

は内地に運銷し、祇た正半兩稅合して七分五厘のみを納むるに對し、土貨は産地より通商港間に轉運し、後再び内地に運銷し、正半兩稅七分五厘を納むる外に、更に關に逢ふて納稅し、卡を過ぎて抽厘せられ、前後兩項で少とも一割に達し、若し原料採辦に就て見れば、外商は原料を購買し、外國に輸出し、貨物を製成し、後再び内地に運銷し、出入各一次で、其負擔稅額は一割五分を出です、我が就地原料を購辦の製品と省を越へて販運し、相競争するも綽々と餘裕あり、我國工業原料の如きは、遠隔の數省より購入するものは、其資本の加重なること、同日の語に非ず、我國工業の發達する能はざる所以は、正に此病の爲とす。其中偶々一二種の稍大工場あるも、既に興り又仆るものは、亦多くは外貨に子口半税の保護あつて、其競争に勝へざるの致す所とす、(三)商人道德の敗壞に關しては、洋商に子口半税の便宜あるに因り、不良の華商は貨物を轉運し、輒ち洋商と勾通し、其名義を借り、以て一切の内地稅捐を免るを冀ふ、嘗て聞くに、閩糖の廣州に運銷し、魯煤の北京に運往するもの、大半は、先づ外國輸出を裝ひ、香港朝鮮に運往し、然る後再び洋貨と作つて輸入す、其負擔する稅額をば只一割五分を納めば足るに對し、土貨の運搬は三倍以上に達す、是の如く外人は子口税の特權を濫用し、中より利を漁り、遂に華商をして媚を獻し、名義を冒充假竊せしむ、其流弊何んを數ふるに勝ふへけんや、獨り國庫の大損害を受くるのみならず、商業道德の敗壞聞くに堪へず、良に慨くべし」と述つて居る。(賈士毅關稅與國權二九九—三〇一頁)。

第二節 沿岸貿易稅(復進口稅)

第一款 沿岸貿易稅の發達

沿岸貿易稅(Coast Trade Duty)は復進口稅又は復進口半稅と稱し、内地の一港より他の一港に西洋型船を以て輸送

する土貨に對して課する内國關稅の一種で、其輸入地の海關に於て課する輸出稅の附加稅である。復進口稅と名けたのは輸出稅の外に更に輸入の際に課稅するが爲である。而して斯く輸入稅の形式を探るも、併徵主義の基礎に於て從價從量を問はず、一律に原輸出稅を基準とし、其二分の一を徴したのである(註、一)。

一面輸出品子口稅と同一態様なるが故に、從來復進口口稅又は子稅と記し、自ら便宜子口半稅と同一規程又は條約中に之を併記し、廣く外國輸出關係に於ても、之が適用を見たのである。又到着地に於て之を課稅する點より之を半稅とも呼んだ、若し不開港より開港に輸入する土貨に對しても、便宜到着港に於て輸出稅と併徵し、或は内地開市場間に於ても、沿岸開港の場合に準し、本稅を課徵することがあつた。沿岸貿易稅の發達は、支那の特殊國情に基く内國沿岸貿易の發達と相伴ひ、其課稅の根據は自ら外國船の沿岸貿易權を確保することに同時に(一)内地通過稅たる常關厘金局等を經由する土貨と調節を計り、而して其稅課を子口半稅と同様にし、之が均衡を得せしめんとした爲である(註、二)。

(二)外國汽船に對する課稅上の制限と共に、其稅收をば政府の代表者である海關外人の管理に委し、支那人の監督に比し一層正確の報告に基き、收入を確保せしめんとした爲である(註、三)。更に裡面的事由として、海關稅收入中英佛に對する賠償金以外の收入を多くせんが爲である(註、四)。内國船は支那船と異り、速力早く、難破の虞少く、又海賊の被害を防止するが爲に、開港當時より久しき以前、支那沿岸に出入するもの多く(註、五)、其後外國船は豆米等穀物の運搬に關し一、二例外を除き、土貨の大部を吸收し、一方支那官憲は收入目的よりして、開港の外不開港に對し、又條約國の外、無條約國の船舶に對しても之を默許し、或は之を獎勵する所があり、天津條約前後には外國船の沿岸貿易は著しき進展を示した(註、六)。而して只天津條約締結に際し、外國船は其貨物の一部を一開港に陸揚納稅した後は、其殘貨を他の開港に課送するを得き定め(米清條約第十九條、佛清條約第二十四條)、又不開港に對する外國船の貿易を禁

止することを定めたに止り(英清條約第四十七條)、其他條約に於て又は國內法に於ても、一定した特別の制限がなく、從前の慣行に委したのである。

沿岸貿易の關稅制度は、沿岸貿易法制定前に在つては、地方に依つて其取扱區々に亘り、或は輸出港に於て免稅證を發給し、輸入には内國品と同じく無稅とするものもあり、或は免稅證を認めず、又は之を認むるも輸入稅を徵收することもあつた(註、七)。其稅率は支那民船の場合と同一のものあれき(註、八)、外國船の運送する土貨に對しては輕稅を課すこともあり、又反對に重稅を課することもあつた(註、九)。而して根本問題としては、一面外國船及支那民船に依る土地の内國貿易は、同一律の關稅を爲すべきとする主張に對し、一面外國船に依る場合も、土貨の内國貿易であるが故に、外國貿易制度を適用すべきものでなく、支那政府の自由處理に委すべきものであること云ふ主張があつた(註、一〇)。前記の如き不統一の課稅法は、長江其他沿岸開港に伴ふ貿易の發展に適應することを得ず、其弊多きが故に、一八六一年以降總理衙門は總稅務司「ハート」の意見を採擇し、又英國と協商し國內法を以て之を定めた。但し長江に關する規程と他の沿岸に關する規程との間、若干原則を異にするばかりでなく、同一規程と雖も、英漢兩文に於ても、出入する所があり、自ら完全の統一を期し得ないのである。

最初の制度は主として上海に適用すべく一八六一年(咸豐十一年)十月公布した土貨に關する規程(Regulations respecting Chinese produce)である。本規程に依れば、沿岸貿易稅に就ては(一)地方消費の爲に、沿岸各港間を運搬する土貨に對しては、既に免徵證を使用せざるも、正稅は船積の時に課し、半稅は荷揚の際に課すこと、(二)一港より外國輸出の爲に、他港に向つて沿岸を運搬する土貨に對しては、船積港に於て輸出稅を課し、地方消費の爲に半稅を拱託し、若し外國に輸出するときは、其半稅を拂戻すことと定めて居る(註、一一)。斯く分徵主義を採つたのは、只從來の

一慣行に従つたものである。而して本規程の半税二分五厘も、法文上の税率であり、實際は更に一分乃至二分高率であつたにも拘らず(註、一二)、支那商人は輕率の民船よりも、迅速にして安然である外國船を選んだのである。

更に粗品の運搬に對しても、重課せられんした傾向があつたので、英支間に協定を遂げ、舊税率を改訂し、英國よりは同十月三十日、通過税免徵證及沿岸貿易に關する規程(Regulation on Transit Dues, Exemption Certificate and Coast Trade Duty)を提案したのである。本法は英國船に對する外、他國の船舶に對しても、亦之を適用することにした。其沿岸貿易税に關しては(一)沿岸を運搬する土貨は船積港に於て輸出全税を納め、輸入港に於ては沿岸貿易税として輸入税の半額を納め、(二)其貨物にして若し外國輸出の目的を以て輸入するときは、沿岸貿易税を海關に供託し、三箇月内に外國に輸出するときは之を拂戻するを得し、前規程と同じく分徴法を採つたのである(註、一三)。

一方長江に關するものは、咸豐十一年(一八六一年)九月三十日、總理衙門が長江各口通商暫訂章程と同時に議定した通商各口章程を以て之を定め、其の第二條には「外國商人が上海より土貨を長江沿岸に運搬するときは、上海に於て本地の輸出正税を納付し、且つ長江沿岸貿易税(復進口半税)を先納すべく、各貨が長江各港に到る後は、内外商人を問はず、各口税局に均しく税厘を支拂ふべし」と定め、第三條には「外國商人が他港より上海に運到する土貨を、更に他港に搬送せんときは、其貨物が他港に於て既に輸出税を支拂ひ、且つ上海に於て沿岸貿易税を支拂ひたるときは、該地より長江沿岸に運送するに當り、上海の輸出税及沿岸貿易税を納付するを要せず、但し長江の各港に到着後は各地税局に均しく税厘を支拂ふべし」とす、本法は前規程と異り、併徴主義を採つたのである(註、一四)。

翌同治元年九月(一八六二年十一月十日)公布の長江通商章程(Revised Regulations of Trade on the Yangtze Kiang)は徵收原則は同じきも、前規程を修正し、英國船の外總ての外國船に適用したのである。其第五條には「商人

江航汽船に依り土貨を運搬し、船積港に於て先づ正半兩税を同時に完納し、上海に到り輸出を目的とするときは、上海海關より再輸出の證明證を受け、外國に輸出したるときは、鎮江九江又は漢口何れの港を問はず、當該海關より沿岸貿易税の拂戻を受くるを得」と定めて居る(註、一五)。而して是より前、同年六月制定した江漢關各國商船進出起下貨物完納税鈔章程第三章第五項に依れば、「他港に販運する土貨にして漢口に至り輸出正税を納め、他港に到らば、再び復進口半税を納むべきも、上海に運搬する土貨は、茶を除く外、漢口に於ては輸出税及沿岸貿易税を同時に完納し、上海に到り若し三箇月内に外國に輸出したるときは、漢口海關より沿岸貿易税の拂戻を受くるを得」と定めて居る(註、一六)。

其他各地の沿岸貿易税に關し、條約を以て定めたものは、同治二年五月二十八日(一八六三年七月十三日)の丁支天津條約を嚆矢とし、其第四十四條には「丁抹國民通商各港に對し土貨を運搬し、先づ一港より輸出するときは輸出全税を納め、他港に輸入するときは沿岸貿易税を納むべく、若し十二箇月内に他港に輸出するときは、沿岸貿易税の戻税證を得、但し輸出税の支拂を要せざるも輸入港に於て沿岸貿易税を納むべし」と定めて居る(註、一七)。

次で一八六四年の西國條約(第四十四條)一八六五年の白國條約(第三十四條)一八六六年の伊國條約(第四十四條)一八六九年の澳國條約(第三十條)は、何れも沿岸貿易に關し約する所があり、分徴主義を採つて居る。又露佛陸路國境條約に於ても之を規定して居る。(一八六二年露約第十條、一八六九年露約第十二條第十四條、一八八一年同上第十條、一八八六年佛約第九條、一八九五年同約第四條)

其後長江の沿岸貿易に就いては、前記諸條約の同一方針に出ることにし、一八九八年(光緒二十四年)の修改長江通商章程に於ては、舊規程を廢止し、分徴制に改めた。即ち其第六條には「江航汽船は沿海通商各港の辦法に基き、輸出税を船積港に於て、輸出の際に納め、沿岸貿易税は陸揚港に於て、輸入の際に之を納むべし」と定めた。蓋し同條中には

「輸出正税及復進口半税、同時完納之理既屬ニ撤廢」^一とあるを見れば、當時より以前に、既に分徴主義の慣例を順致した如くに思はる。

(註、一) 總理衙門の命令に依れば、「光緒元年十一月二十日、據ニ赫總稅務司申稱一查……按ニ照原出口完稅之憑據所レ開正稅之數目一、再收ニ一半一、以爲ニ復進口稅一、母レ備ニ另行ニ核估一、如レ此辨理、於ニ稅餉一竝無ニ大出入一而於ニ關務一亦可レ歸ニ於畫一、理合、光緒元年十一月二十九日咨ニ各省一とある。(皇朝政典類纂卷一〇七、晏才傑租稅論五一七—八頁)

(註、二) 賈士毅民國財政史上册四六七頁、同關稅與國權二八四、三四〇頁、Corr. resp. revi. of Treaty of Tientsin (1871) Morse, The International Relation of the Chinese Empire, vol. I, pp. 568)

(註、三) Morse, op. cit., vol. II, pp. 155.

(註、四) 高柳博士支那關稅制度論二七七頁

(註、五) 一八三三年五月三十一日、廣東「レヂヌスター」の記事に依れば、廣東當局は沿岸外國船の航行をば防遏することは不可能である、海洋廣きか爲に、北部沿岸に航する外國船に就いて一層然りとすとし、一方廣東關は三年前廣東一港主義の目的よりして、港稅を輕減し、入港を獎勵した結果、外國船の入港増加したとある。(The Chinese Repository, vol. XI, pp. 15-16)

(註、六) 一八六九年支那海關報告書に依れば、民船は航海に適せず、若し外國船の沿岸貿易を認めずは、支那の外、諸國に對しても損失多しと云はれ、海賊は上海より海南島に至る迄、一帯に跋扈した爲に、牛莊の豆の貿易以外は、外國船に依る沿岸貿易は漸次盛となつた。汕頭の外國貿易は條約前久しく許可され、其他温州・南關・泉州等不開港沿岸の貿易も、同一事情の下に行はれた如く、沿岸貿易は一八四二年南京條約當時より一八五八年天津條約時代迄に大發展を來した。其間英國軍艦は絶えず沿岸の海賊を鎮壓し、兼ねて一定期間毎月寧波香港間の民船を護衛した。一方長江が一八六一年に開放され

た時、南京安慶間二百哩は叛徒の手中に在り、九江漢口間百五十哩を除くの一帯には、民船の影を留めず、外國船の航行を盛ならしめたのである。而して北方諸港の天津、牛莊、芝罘等の貿易は、豆を運搬する戎克船主は外國船を驅逐し、當時上海に對する豆の課稅は、戎克船に在つては僅かに二・〇五%なるに、外國船に在ては六・一五%上つた如き例外があつたが、支那の高級官憲は、上海より天津に對する外國船に依る穀物の沿岸貿易をば獎勵した。又同報告書中一八五七年十月一日附、「ジャーヂン」商會より「アール、オフ、エルヂン」に對する上書には、沿岸に航行する船舶の大部は、内國貿易に従事し、其數は過去數年前より著しく増加し、開港の外、不開港に之を及し、官憲は公然の貿易の外に、外國人の訪問をも獎勵した。但し獨り米穀の輸出には制限を設けた。(C. M. G., Reports on Trade at the Treaty Ports (1869), "Suggestion for the revision-Regulation," pp. 18)

「ミツチエ」の著には一八五〇年乃至一八六〇年代には、從來なかつた一現象として「ハンザ」同盟市又は「スカンヂナヴィア」諸國の小船隊は、支那沿岸に活躍し、之が爲に「エルベ」「ウイゼル」又は「バルチック」地方の小船主は、多くの利益を占めたと記してゐる。(Michie, Englishman in China, vol. I, pp. 218-9) 更に天津條約後に於ける支那沿岸貿易は、例へば一八六三年汕頭に入港した外國船は、下の如く英國船を主とし、「ハンブルグ」「ブレイメン」米等の船が、大部を占めて居る。(Commercial Reports from Her Majesty's Council, in China pp. 65)

英	沿岸貿易船	一五一隻	六一、二八二噸
其	他	八七	三一、八〇三
ハンブルグ		五四	一六、〇五九
ブレイメン		一九	五、七七四
米		二九	一四、〇五五

其他諸國(十一箇國) 五四
 一九、〇八七
 合 計 三九四 一四八、〇六〇

一八六九年二月十五日、上海の「キングスミル」より領事「メツドハースト」に對する文書には、僅か過去九箇年にて外國船の沿岸貿易は、世界無比であり、外支人双方の爲に利益多しと述べてゐる。(“*Corr. resp. revt.*”, op. cit., pp. 332)

(註、七) Morse, op. cit. pp. 155

(註、八) 一八五七年十一月二十四日附、廣東副領事「ウインチイスター」の報告に依れば、支那船の支那沿岸を運搬する土貨の貿易に對しては、輸出港及輸入港に於て輕率の税を課し、副領事「ハークス」は一八五四年の後期の例として、廈門寧波間に於ける土貨の運搬は、外國船と支那船と同一の取扱を廈門官憲より認められ、一八五六年三月迄満足の取扱が實行されたことを記してゐる。(Extract from a memorandum, Nov. 24 th, 1857, by in Winchester, Their vice Consul at Canton)

(註、九) 咸豐十一年五月十三日、總理衙門の奏文中には、「與ニ赫德一辯時、原欲ニ稅課稍重一即可免下華商影射及洋商貪ニ入内地一各事と云々」と記し、「モース」の註には、「一八六一年七月七日、總理衙門の奏文には、沿岸貿易を適當に規定せざれば。不正直の商人は。皆戎克の重税を避けて、外國船の輕税を支拂ふことになる。之に關して「ハート」と論議し、支那商人が外國商人の特權を利用することを防止する爲に、外國船の課税を戎克に比し重くせんとする」と説明して居る。(咸豐朝籌辦夷務始末卷七九 (Morse, op. cit. pp. 156)

又「モース」に依れば、當初土貨を開港間に輸送する場合には、煩瑣なる制度を存し、例へば土貨を外國輸出の目的を以て、一港より上海に送るときは、一港に於て輸出税及内地税として半税を課し、上海に於て輸入税を課し、更に輸出のときは輸出税を課し、條約上の正半兩税の代りに、三正税及半税を徴し、即ち茶税の如き三、七五〇兩か八、七五〇兩に、生絲は一五兩か三五兩に上るので「ハート」は當時(一八六一年夏)北京に在つて、支那政府と協議した結果之を低減した。

一方一八六一年七月二十二日、上海關の告示に依れば、輸出港に於て正半兩税を課し、上海に於ては輸入税を課するも、再輸出のときは、輸出税のみは之を徴收せざることにした。(Morse, op. cit., pp. 153) 然れども天津條約後十箇年を経て、一八六八年九月、英國使臣「アルコック」の總理衙門に對する書面には、外國船と支那民船とを同一税制に改めずは、支那船の沿岸貿易は破滅に至ると記してゐる。翌年四月二十七日附、「ジャーチン、マヂイーン」公司より上海關稅務司に陳情した書面には、支那帆船の沿岸出入税は外國汽船に比して輕率なることに關して不平を訴へて居る。(“*Corr. resp. revt.*”, op. cit. pp. 81; Jardine Matheson & Co. to the Commissioner of Customs, Shanghai, April. 27th, 1869)

(註、一〇) “Extract from a memorandum” *ibid.*; Morse op. cit., pp. 157; C. M. C., “Reports on Trade” (1869) *ibid.*, pp. 11-12

(註、一一) S. W. Williams, *The Chinese Commercial Guide* (1863) pp. 199

(註、一二) 「ゲンバツハ」に従へば、「サー、フレデリック、ブルセス」に依る一八六一年十月の規程には、外國型船舶に依る土貨の沿岸貿易税は、名義上輸出税と合して七分五厘なるも、實際は一分乃至二分高率であり、即ち多くは九分五厘に當ると記して居る。故に當時總理衙門の奏文には、輸入全税を徴し、其二割控除を爲すか、又若し沿岸貿易税として半税を徴するときは、二割の控除を爲さざる旨を記して居る。(J. V. Gumpach, *The Return of Trade at the Treaty ports in China*, 1875, pp. 29-30) 咸豐朝籌辦夷務始末卷七十九、同治朝同書卷二、中西紀事卷一七)

(註、一三) Williams, op. cit., pp. 200

(註、一四) 同治朝同書卷二

(註、一五) 同上書卷一〇 Williams, op. cit. pp. 210

(註、一六) 同上書卷七

(註、一七) 同上書卷一六同 *Treaties between China and Foreign States*, vol. II. pp. 326

第二款 沿岸貿易税の廢止

沿岸貿易税が内國關稅の一種であることは、子口税と同一なるも、敢て外國貿易の保護を主たる目的とするものではないから、前記の如くに、沿岸貿易規則制定當時には、支那政府の自主的處理に委すべきものとする意見があつたが、次で條約を以て片務的に拘束され、以來漸く近年裁厘加稅論の發生するに及んで、始めて之が廢止の準備に著手した。民國十一年(一九二二年)財政部關稅研究會議に於て、沿岸貿易税は加稅實行の時に於て之を廢止し、國貨維持の趣旨を貫徹せんとした、其事由は左記の如くである(註、一)。

(一)復進口税は本國の土貨に關し、洋貨に關係がない當初は、稅收調劑上から設けたものである。現に裁厘を決し又常關稅をも廢止すべきに定めた以上、之が存在の理がない。且つ外國の内地稅を見るに、何れも本國の自定に係り、條約の規定に依らず、故に須らく之を撤廢して稅權の恢收を期すべきこと。

(二)沿岸貿易權をば支那は無條件に外人に許容した結果、自國航業は大なる壓迫を蒙り、既に海權を喪失した爲に、沿岸貿易に關し内外兩貨物の關稅上に著しく厚薄あり、最も不公平す、即ち現行海關制度上外國品は輸入稅五分のみを支拂ひ、他港に轉運しても再び課稅されざるに反し、土貨を輸出せば輸出稅五分の外に、他港に輸入せば沿岸貿易税二割五厘即ち計七分五厘を支拂ふを要す、故に支那人は本國に在つて本國品を用ゐざることを、今日補救の策は外國商人の沿岸貿易權を取消し、澄本清源の計を爲すか、或は少くも沿岸貿易税を廢除し、内外貨物を一律に待遇し、自由轉運の利益を享有せしむべきこと。

(三)凡そ土貨が各海關に於て輸出稅を支拂ふた後、復た他港に轉運し、若し外國に輸出せざることは、規定上は一週

間内に再び半稅を納め海關に供託し、三箇月内に外國に輸出するに、之が拂戻を受くべきものとするも、實際上は其貨物を一旦外國商人に賣却せば、派司を發給し、貨物の引取に便し、豫納の沿岸貿易税の大半は、外國商人の領得する所となり、支那商人の十中九は、之を收回することを得ず。

其後沿岸貿易税は子口税と同じく、一九二五年關稅特別會議の際支那側の提出した辦法草案にも、之が廢止を決し、次で一九二七年七月裁撤國內通過條例に於ても、同一事項を定めて居る(註、二)。

關稅會議當時は獨り佛國代表は、同稅は内地稅の一部故に、裁厘後に廢止すべき旨を述べたが、英米兩國代表は何れも之が廢止を主張し(註、三)、就中英國は其船舶が支那沿岸貿易の大部を取扱つてゐる關係上、從來上海商業會議所の意嚮等を酌み、既に一九二二年以來米國とも協商し、極力本稅の撤廢に努め來たのである。其事由とする所は、之に因つて陸路の貨物を水路に吸收し、陸地厘金の價値を減殺し、以て裁厘の實現を促進せんが爲であつた(註、四)。

一九三一年一月一日、國民政府は裁厘の公布と同時に、沿岸貿易税を廢止したのである。(一九三〇年十二月十九日附、上海々關告示)

要之沿岸貿易税は内國輸出稅の半稅に該當すべきものなれども、一九一七年當時より新式工場製品又は棉花其他特産品に關して、漸次沿岸貿易税を免除し、或は安徽の大通、安慶、江西の湖口湖北の武穴其他寄港地に輸入した土貨に對しては、亦沿岸貿易税を徵收せざるが爲に、其收入は従前内國輸出稅額の約二分の一を占めたが、最近は内國輸出稅の増加に反し、其四分の一臺に下つた如くであるから、次の内國輸出稅と異り、之が廢止を容易に實現し得たのである(註、五)。

(註、一) 賈士毅關稅與國權二八七—二九〇頁

(註、二) 國民政府財政部賦稅司章制彙編三九二—三九三頁

(註、三) 楊汝梅民國財政論一六―七頁

(註、四) 拙著同上支那關稅特別會議の經過二五七頁

(註、五) 沿岸貿易稅收入を内國輸出稅收入を比するに、下表の如く、前後時代に依つて著しき差異がある(單位千兩)

沿岸貿易稅	土貨内國輸出稅
一九〇六年	二、二〇八
一九一一年	二、〇三五
一九一五年	二、五一五
一九二〇年	二、四八三
一九二五年	二、六四一
一九二九年	三、六三五
一九三〇年	四、〇四二
	四、五八七
	四、四八七
	五、〇三五
	四、九六七
	一〇、七〇一
	一四、六七一
	一六、〇五六

(備考) 一九一七年前の沿岸貿易稅收入及内國輸出稅收入中には、阿片稅を含む。(The Chinese Economic Monthly, June, 1926; British Chamber of Commerce Journal, Shanghai, No. 83, July, 1926, pp. 176-8; C. M. C., Foreign Trade of China, Part I, 1925, 1929, 1930; China Year Book, 1919, pp. 135)

第三節 内國輸出稅(轉口稅)

支那の輸出稅には、外國貿易上の輸出稅以外に、内國貿易上の輸出稅があるが、何れも之を出口稅と稱し、海關に於ては其間に區別を設けない。近年外國貿易上の輸出稅と雖も、諸國に於ては特殊例外を除き、之を廢止せるに拘らず、支

那に存在して居たのは、其國情の然らしむる所である。即ち土貨が外國船舶を以て搬出せらるゝときは、内國沿岸に輸出さるべきや、又は果して外國に輸出さるべきや不明の場合多く、其一旦船積を爲すときは、何れの地方にも自由に輸出し得らるゝ状態に在つたので、兩者同一の課稅を爲するの適切なるを認め、一律に五分の輸出稅を課したたのである。蓋し輸出稅は支那に於つても、固より貿易上其弊を認むるが、稅率は天津條約より最近迄七十餘年間に亘り、改められたることなく、現實二、三分に過ぎざるに反し、收入は比較的多く、亦重要財源の一である爲に、之が廢止を見なかつたのである。然るに内國輸出稅は前述の如く、沿岸貿易稅の本稅に當る内地通過稅であるが故に、裁厘加稅論の起るに従ひ、他の通過稅と同時に、之が裁撤を主張せられ、北京特別關稅會議の際、支那政府よりは、子口稅及沿岸貿易稅と共に、内國輸出稅(此港より彼港に到る出口稅)廢止の提案をなし、外國側は英米委員は廢止説を採つたが、我邦委員は關稅擔保の關係より存置を主張したことがある(註、一)。其後一九二七年九月の裁撤國內通過條例第三條に於ては、前記の如く沿岸貿易稅と共に、之を廢止すべき旨を定めてゐる。

而して一九三二年一月裁厘公布後、固より内地關稅廢止の方針に出でたが、同年六月一日以降裁撤された常關稅の補填をする上に、一層收入の増加を期する目的を以て、同時に改訂輸出稅を實施した。改訂率を外國に輸出する内國品のみ適用し、一方汽船に依り開港間に輸送せらるゝ内國品に對しては、沿岸貿易稅又は子口稅と異り、相當收入を見込み得べきを以て(註、二)、現行輸出稅及同附加稅を徵收し、之を轉口稅(Transit Duties)と改稱した。但し我克に依り開港間を輸送せらるゝ内國品に對しては、一切の課稅を免除すべき旨を定め、尙上海より開港場へ内河航行船舶に依り運搬する貨物に對しては、海關に於て轉口稅を課するも、内地へ運送し又は内地より運送し來る貨物に對しては、之課稅せざることとした(註、三)。又土貨を外國向積換又は再輸出の目的を以て、一港より他港に運送するもの

に付、轉口税又は輸出税の拂戻追徴等に關する課税上の處理をも定めたのである(註、四)。

(註、一) 民國十四年十二月十日、支那關稅特別會議に際し、王正廷の外人課稅問題に關聯し聲明する所に依れば、支那政府は商人を援助し、貿易を發達せしむる目的を以て、本會議終了後三箇月にして外國に輸出せざる商品に對する輸出税並沿岸貿易税徴收の權利を廢棄し、裁厘の準備に資す」とあり、而して日本側は是より先、十一月十一日、打合會を開き方針を決定した。其趣旨は内國輸出税は沿岸貿易税と共に之を廢止するときは、一千六、七百萬元の缺損を來し、關稅收入を擔保とする現存外國債權者の權利を毀損する爲に、外債擔保に關する支那と各國との條約に背馳する結果を生ずるとし、次で翌十五年一月十一日附、日本専門委員の改訂草案に於ては、「國內輸出税は沿岸貿易税と異り、其徴收は通商貿易上障害少く、之が廢止は左程急に迫れるものと認められず、従つて此際關稅收入の缺陥を生ずるが如き措置を採るは機宜に適せず、故に寧ろ現狀を維持するを以て適當とす」と決定した。其後同年五月十一日、英・米・日専門委員會に於て決議した華府條約所定の二分五厘附加稅實施に關する條約案中に於ても、國內輸出税廢止の計畫があり、一時我邦委員も英米側の廢止説に屈從したることあつたが、我政府の反對聲明に依り、三國の協調は遂に不成立に終つたのである。(拙著同上支那關稅特別會議の經過二五五—二五八頁)

(註、二) 内國輸出稅收入は、一九一一年以降現今迄の狀況を見るに、二十箇年間に約三、四倍の増進を示し、従前は外國輸出稅の約半額に過ぎぬものが、近年は其約三分の二を占むることになった。例へば一九一一年の四百四十八萬餘兩が十箇年後の一九二一年には七百五十一萬餘兩に上り、一九三〇年には一千六百萬兩を突破したのである。

(註、三) 一九三一年五月十八日、同二十九日上海關告示(上海日本商工會議所經濟月報第五四號、上海銀行週報第一五卷第二一號)

(註、四) 一九三一年八月十九日、上海々關告示を掲ぐれば左記の如くである。

Customs Notification

The Public is hereby notified that the following procedure with regard to Duty Treatment of Native Goods sent from one Treaty port to another for transshipment or re-exportation abroad will be adopted from the date of this notification.

1. (a) When native goods including silk piece good, lacquerware and paper umbrellas which are liable to interport duty when shipped coastwise but are free when exported abroad, are declared for transshipment abroad via treaty port or ports procedure at present in force for factory products exported abroad via another treaty port is to be adopted, i. e., the goods are to be passed free at the original port of Shipment while a stamp is to be placed on the duplicate application requesting the final port of declared departure for abroad to levy interport duty in the event of the goods not being transhipped abroad within the time-limit prescribed for transshipment at the final port of departure for abroad.

(b) When the above native goods are declared at the port of original shipment for re-exportation abroad from the final port of departure within one year, interport duty is to be charged by the original port of shipment and will be refunded by the final port of departure for abroad on production of the duty receipt (or Certificate of Export) issued by the Customs at the original port of shipment provided that the goods are actually re-exported abroad without be above-mentioned time-limit. When the above rules are put into force, the bond procedure for lacquerware and paper umbrellas is to be cancelled, while the present bond procedure and duty treatment for straw hat and straw braid are in the meantime to remain in force.

2. (a) When native goods which are liable to export duty when shipped abroad, but are free when moved coastwise, are declared at the port of original shipment for transhipment abroad, export duty is to be charged by the original port of shipment, and in the event of the goods not being transhipped abroad within the time limit prescribed for transhipment at the final port of departure for abroad the export duty paid at the original port of shipment is to be refunded at the port where the goods are consumed on verification and on production of the duty receipt (or Certificate of Export) issued by the Customs at the original port of shipment.
- (b) When the above native goods are declared at the port of original shipment for re-exportation abroad from the final port of departure within one year, the export duty is to be charged at the original port of shipment and in the event of the goods not being re-exported abroad within one year, the export duty paid at the original port of shipment is to be refunded at the port where the goods are consumed on verification and on production of the duty receipt (or Certificate of Export) issued by the Customs at the original port of shipment.
3. When dutiable native goods declared for shipment abroad via another port, on which export duty has already been paid at the original port of shipment are not re-exported abroad but consumed at another port, the difference between the Interport duty and the Export duty is to be either refunded or collected, as the case may be, by the Customs at the port of consumption on production of the duty receipt (or Certificate of Export) issued by the Customs at the original port of shipment.
4. When dutiable native goods, not declared for transhipment or re-exportation abroad, but which are moved within the country, and on which interport duty has already been paid at the original port of shipment, are subsequently re-exported

abroad from another port in original packages within one year from the date of their arrival at the port from which they are finally sent abroad, the difference between the export duty and the interport duty is to be either collected or refunded, as the case may be, by the Customs at the final port of departure on production of the duty receipt (or Certificate of Export) issued by the Customs at the original port of shipment.

H. O. TONG,

Superintendent of Customs.

L. H. LAWFORD,

Commissioner of Customs.

Custom House,

Shanghai, 19th August, 1931.

第七章 結 論

一

國民革命事業の一効果として不平等條約を取消し、漸く關稅自主權を獲得し、殊に一九三一年一月以降厘金其他の内地通過稅を廢止し、關稅を増徴した結果、關稅收入は一九二二年の五千九百三十五萬餘兩が十箇年後の一九三一年には二億四十七百十萬餘兩即ち、四倍以上に達し(註、一)、且つ重要品に對する統稅收入も、最近八千萬兩を越ゆるに至つたことは特筆すべきである。

支那の税制は其政治的又は經濟的背景に順應して通過税が、何れの國家よりも長期間且つ廣汎に行はれ、地租を除くの外、未だ直接税たる収益税、所得等直接税は能く實施されたものはない。収益税としては、一般營業の如きは行はれないで、古來牙税、當税又は烟酒牌照税等の特種免許税が存した。所得税は其由來古く、人頭税又は戸税(家税)等の特種形式の課税或は各職業者又は官吏等の所得に對する部分的課税の實施を見たが(註、二)、多くは直接に財産自體を捕捉する所謂實質的財産税 (Material or Real Property Tax) が實施されたのである。

近代に及んでは、關税又は厘金等の収入を増加したので、特に所得税徴收の必要を認めなかつたが、清末財政窮乏と新時代の影響に依つて、朝野漸く所得税試辦の必要を唱道するに至り、政府は既に民國二年(一九一三年)度豫算に所得税二百七萬五千元を計上した。其豫算案の説明に際し、熊希齡は所得税を支那に於て採用することは、極めて困難の事情がある故に、先づ官吏より之を開始し、且つ當初は収入を目的としないで、此種課税支拂の良慣習を養成する方法として、極めて輕率の税法を施行すべき旨を述べ、又同年冬財政部は國家稅地方稅劃分草案に於て、將來の計畫として國家稅中に所得税を掲げ、次で同三年一月十一日、所得稅條例二十箇條を公布したが、當時稅法委員會の意見書に依れば、一般所得税は各國に於ても、其所持の隱匿又は虚報が己まないのであることに徴し、未だ登録稅法及警察制度の不備である支那に在つては、先づ特別所得税を採用すべき旨を主張し、而も各省議會、商會、教育會等は、反つて所得稅法の實施延期方を電請する所があつた如くである。

其後民國九年(一九二〇年)八年國務會議に提出された所得稅籌備所の收入計畫に従へば、所得稅總額を五百萬元に見積り、同年九月五日、大總統令を以て所得稅は教育の發達及實業の振興に資すべき旨を宣し、同十年一月所得稅條例施行細則を定め、始めて所得稅を開徵したが、其區域は江蘇・湖南・安徽・直隸・山東・京兆等に限り、同年の収入は僅かに

一萬三百餘元に過ぎなかつた。次で國民政府は南京奠都後、同十六年夏財政部に於て所得稅法を擬定し、同年度豫算(六月一日より)に安徽省の分として三百五十九元を掲ぐるに止めたのである。而して同案は同十七年七月の全國財政會議にも提出されたが、何れも實行されないで、只獨り官吏が其俸給額の一部を割きて、獻金的に「黨捐」名義を以て金庫に納入するを見た(註、四)。

現に同十八年九月四日、「ケメラ」設計委員會より國民政府財政部に提出した覺書には、支那の現情では、特殊又は部分的所得税の如くに制限された税法ですら、適用の見込がない旨を述べてゐる(註、五)。

次に相續税は古昔埃及又は羅馬等に於て行はれたが、支那に於ては五代以降漸く一時的に之が實施を見たに過ぎない(註、六)。近年光緒三十三年(一九〇七年)には印花稅中に「承嗣字據」にして掲げ、銅貨一千文を課し、更に同法を繼承した民國三年十月公布の税法には、僅かに「遺產及折產字據」にして規定してゐるのみである。普通相續税に關しては、前記收入劃分草案には、所得税と同じく、將來の國家税として之を掲げてゐる。國民政府は全國財政會議に於て、遺產稅暫行條例を擬定したが又未だ之が實行を見ないである。

二、

裁厘後税制上の効果を見るに、最近關稅増徴(註、七)の結果、著しく貿易の發達を阻碍し、近年古今未曾有の密輸時代を現出して居ると同時に、一九三一年一月厘金裁撤以降、厘金の名義は一般に之を使用しないことになつたが、其實際に於ては、厘金と同性質の通過税である所謂變相の厘金は、依然として存在し、又は却つて新設した處も多い。國民政府の勢力範圍に於ても、時々任意に不當な通過税を實施し、殊に西南其他奧地諸省に在つては、動亂の都度、益々一

般課税の負擔を増加し、通過税の徴収は、地租の附加税と共に、驚くべき苛重に達したものである(註、八)。且つ江西湖北等の共産政府は、獨立國家として内國通過税を開徴して居る(註、九)。故に羅玉東は民國二十一年「厘金制度之起源」なる論文に於て、「今此制(厘金)雖廢、然其流毒仍未消滅」、蓋今之統稅及雜捐亦即變相之厘金、其與「厘金」相異之點、不_レ過「制度有繁簡之別」而已、故就_二其存在_一言、厘金已成_二廢制_一、就_二其影響_一言、則其餘毒仍足以影_二響國計民生_一、云々」を述べて居る(註、一〇)。要するに今日は諸地方を通じて、裁厘前に比して税制は一層紊亂してゐるを謂ふべきである。

III

將來支那の税制は如何に之を改訂すべきか云はゞ、固より一般税法上の諸原則に合する様に進歩した収益税所得税等の直接税を試辦すべきであるが、前述の如く、現實の背景に即しない税制は、他の諸制度と同じく、實施され得べきものでない、又之が實行を見ても、必ず失敗に歸するのである。

蓋し今日の支那は、未だ近世國家としての體形を具備しない、即ち未だ世界國家の遺風を脱却してゐない、不完全の過渡的國家である。邊境塞外の諸地方は勿論、久しく省制を施行して居る内地に雖も、獨立又は半獨立國の狀態に在り、各省相互間の外、同一省内の各地間にも、通過税は存するが如く、獨り國民的國境關稅のみを存して是等内國關稅の跡を絶つ云ふことは不可能事である。將來此過渡期を経過し、完全に近世國家として統一した後でなくは、通過税本位の現行税制を廢止することは、到底出來ないのである。須らく其間現在の通過税制に改革を加へて續行する外、良策はないのである。

(註、一) C. M. C., Foreign Trade of China part. I, 1931

(註、二) 所得税は周代より實施し、周官には官用に供した後の剩餘貨物は之を商人に拂下げ、其利益に課税したことを記し、漢武帝の元狩四年(西紀前一一九年)算緡錢の制を設け、商工業者の貯積に對し一割を課した。次で昭帝の始元六年(西紀前八一年)秋七月、占租の註には、家長をして財産を申告せしめ、若し申告を偽り、又親ら申告せぬときは罰金二斤を科し、且つ通脫を計つた財産を沒收することとした。王莽の建國二年(西紀一〇年)商人其他諸種職業の所得に對し、經費を控除し十分の一を徴し、劉宋の文帝元嘉二十七年(四五〇年)秋軍費支辨の爲に、官捐として百官の俸祿より三分の一を徴收したことがあり、唐德宗の興元元年(西紀七八四年)俸祿月額百緡以上のものには三分の一、八十緡以上のものには五分の一を課し、其以下も之に準し、三十緡以下のものには之を免除し、今日の累進所得税の如くにし、且つ生活の最少限度内の所得をも除外した。宋徽宗の宣和四年(西紀一一二二年)官吏の俸給には一分を課したか、後孝宗の乾道元年(同一一六五年)には五分六厘に増加した。清代に於ては、官捐として又養廉減成或は養廉減平と云ひ、其品官の階級に従つて減額し、或は地方に依つて、庫平兩を以て支給するときには、一割を減し、咸豐以來各省に行はれ、光緒末亦盛行はれ、文武官の外兵卒の給料に對しても減平を見たのである。又清末廣東に於ては、地方費支辨の爲に、一個月の家賃に對し、借主及貸主より折半とし徴收することがあり、何れも特別所得税である。(前漢書卷二四下食貨志、文獻通考卷一四及卷二〇、宋書卷五、Chen-Huan Chang, The Economic Principles of Confucius and His School vol. II, pp. 679-681)

(註、三) 民國三年一月公布の所得税條例に依れば、民國内地に住所を有し、或は一年以上の居所ある者には、所得税を納入する義務あり(第一條)。然らざる場合にも、財産、營業又は公債社債の利息等を有し所得ある者は又所得税納附の義務あり(第二條)所得税の定率は第一種は(一)法人の所得は千分の二十とし、(二)國債を除くの外公債社債の利息は千分の十五とし、第二種は第一種に屬せざる各種所得は五百元以下は免稅し、最低五百元以上二千元までは千分の五以上、二十

萬を越えれば十分の五十を課し、其間十階級に分ち、更に五十萬を越えれば十萬元を増す毎に其増加額に對して十分の五を増進す(第三條)而して所得税免除の種類として、(一)軍官從軍中の俸給、(二)美術或は著作の所得、(三)教員の俸給、(四)旅費學費及法定の扶助料、(五)營利を目的とせざる法人の所得、(六)營利事業に屬せざる一時の所得等を列舉ししる。(第五條)(稅務月刊第一一年第一號、晏才傑租稅論二〇八—二一四頁、The China year Book, 1923, pp. 765-770) 十六年國民政府の所得稅草案は、大略舊法に準したが、第二種を分ちて(イ)農工商業利益の所得、(ロ)土地家屋の所得、(ハ)株券及債務利息の所得、(ニ)資本利益の所得、(ホ)各種俸給報酬の所得、(ヘ)國家及地方官吏の俸給、年金及給與金の所得とし、稅率は第二種に屬するものは免除額を一千元以下と改めて居り、翌十七年全國財政會議に對する提案に於ては、第一種法人所得に於ても、全年の利益資本額の百分の十に及ばぬものを免稅し、第二種の所得は二千元以下のもは免稅することとした。(銀行週報第一一卷第三十二號、同上章制彙編、同上財政會議彙編、The China year Book, 1929-30, pp. 684)

(註、四)

(註、五)

(註、六)

(註、七)

(註、五) 上海日本商工會議所經濟月報第四卷第十二條
 相續稅の起源は、後梁より後周(西紀九〇七年—九六五年)の時代に行はれた婚嫁稅とし、當時は人民の結婚に對しては、當事者の嫁資に課稅したが、宋太祖本紀には開寶六年(同九七三年)八月、成都府僞蜀の嫁裝稅を罷むことを記してゐる。(宋會要卷三三三、宋史卷三文獻通考第一四、Chen-Huan-Chiang, op. cit., P. P. 681)
 最近民國二十一年(一九三二年)五月二十二日以降、實施した新關稅則は、一般經濟界の不況と滿洲國獨立の影響を蒙り、關稅收入は前年の二億四千七百一十一萬兩に對し、二億二十三萬餘に減退した爲に、軍費支辨の必要よりして増徴したものであり、自ら民國二十二年は前年に比して約一割三分を増收したのであるが、一面貿易を阻害すること益々著しきものがある。

(註、八)

裁厘後の不當課稅に關しては、屢々内外人共に之が調査報告を發表してゐるものがある。
 上海の英國商業會議所は、曩に一九二九年支那各地の商會又は其地方責任ある機關より、通過稅其他不當課稅に關する調査資料を徴し、次で一九三二年同様の調査を蒐集して、其機關誌に發表し、又同年四月二十一日、英國漢口商業會議所の總會に於ても、同地方の不法課稅を指摘してゐる。左に是等調査資料並に支那の新聞雜誌類に掲げたものを綜合して列舉することにする。

一、廣東地方

同省には海關稅鹽稅の外に、國稅、省稅、市稅又は縣稅の四種あり、國稅は統稅及其他に分れ、省稅は村稅及鄉稅に分れ、「村稅」は最近二年以來課せられ厘金に該當する、其中外國輸入の棉布に從價三分(メキシコ弗換算三分九厘とす)を課し、内外輸入の蠟類の課稅は、商社の請負に附し、一擔二弗乃至五弗を徴し。又外國輸入の塗料及染料に一割の特稅を課し、外國輸入の肥料に一擔八十仙(メキシコ弗)の新稅を課し、又一箇年の徵收額をば一公司に對して七十三萬七千弗(同上)の請負に附してゐる。是等課稅は通過稅自體ではないか、厘金の化相であり、不當課稅である。郷稅」は契稅及營業稅田賦等であり、「市稅」及「縣稅」は支那人に對する關稅に屬し、外國人に關係はないから、共に說明を省略するも、北江及東江の或る地方には、護商費として一擔約一割の課稅があり、一部は在來のものであるが、一部は新設に係り、地方的のものである。現在は廢止されてゐるが、一九三一年數箇月間坐厘の名稱で、廣東港區域内に厘金が行はれてゐたことがある。(British Chamber of Commerce Journal, Shanghai, Oct. 1932, pp. 255-256)
 一九三一年八月二十六日の廣東通信に依れば、同省は中央に對し獨立を宣言した後に、軍備擴張の爲に(イ)庫券を發行し(ロ)燐寸及捲烟の專賣を爲し、(ハ)正頭稅を増加し、(ニ)營業稅質稅等を課し、(ホ)漁業出口稅を徴し、(ヘ)石炭軍事附加稅を徴する等の外に、(ト)厘金の復活を計畫したことがある。一九三二年十月十三日以降、同省の南雄縣地方では、

警衛隊の費用に充當する目的を以て、一切出入の貨物に對して百貨捐を徵收することにした爲に、商民より反對の陳情があつた。(民國二十一年十月) 同く廣東省の「汕頭港」に於ては、輸出入共各品に對する不當課税は、厘金時代より一層其の弊が甚しく、「棉布」は内外品を問はず、一律に從價五分五厘を徵し、上海及廣東品大部を占め、内國産棉布に對しては統稅の外に、請負人より同く五分五厘の新稅を徵し、「毛布絨氈及各種毛氈」に對しても、請負商より同率の課税を徵收し、「染料」及「塗料」の輸入に對しては、請負商より五分乃至一割を、「砂糖」及「サツカリ」の輸入に對しては、同く大略從價七分五厘を徵し、「紙類」には棉布稅局と同一系統の請負所より課税し、品質に依り一擔從價五分乃至一割の課税を爲し、「セメント」には又請負に依り一擔二十五仙乃至五十仙を徵收し、「燐寸」には又請負に依り各種輸入品に從價約七分五厘を徵收し、「肥料」には僞物の取引を防止する爲に、南京政府の課税として、各品に對し一擔約十仙を課し、「海産物」には公衆衛生を目的とし、南京政府の課税として、殊に海參魚鱈等の高價品に對して、收入目的よりして高率の課税を爲し、「ペンゴツクザボン」は汕頭に於て多量に消費する爲に、奸商連は地方當局より收稅獨占權を買收し、毎個四仙五厘を徵し、巨額の收入を占めて居り、「麥粉」には四十九封度入一袋に付僅かに十五仙を課し、「白棉絲」には統稅があれば、其稅率は不明である。建築用鋼鐵材料又は建築用諸材料には何れも請負人の課税であるが亦其稅率は不明である、「酒及酒精」には一定の海關稅率を課する外に、地方稅として從價約三割を課した (British Chamber of Commerce Journal, op. cit., pp. 256)

最近一九三三年春汕頭内地の掲揚糖類局分卡は、開設以來違法に土糖に重課し、又外國糖にも課税したることがあり、又同市の洋紙進口專稅局は、新商請負後留難勒索多く、私に規則を設け、妄りに國貨を外國品とし強徴したのである。(民國二十二年三月三日) 及十一日汕頭星華日報

二、福建地方

同省内厦門にては、燐寸、棉絲、麥粉、捲烟、烟草、石油に對し、統稅局の徵收する正式課税以外には、不當課税は

ないが、奥地には二軍閥(泉州、及漳州)が、時々商人に課税することがある。但し外人關係のものはない。「福州地方」では硫酸「アムモニア」に課税し、南京政府の課税する營業稅は、定率は從價二分であるが、同品一袋の價格は十七弗八十仙のものが三仙五分の該當すべきにも拘らず、實際は一袋一弗なるが故に、五割五分に達する。本稅は南京政府が營業稅率發布前に實施すべきことに決定したもので、之に對しては福建省財政廳は、其稅率を低下することを拒んだものである。而して本稅は政府か之を徵收せずに、請負に附し、其代理店が貨物引渡の際に徵收し、會社自身が徵收したものでない。本稅は厦門に於ても、之を徵收した。「三都澳」地方の「馬稷」「賽岐」等では、地方軍閥が軍隊を維持する爲に、上記地方に硫酸「アムモニア」の通過するときに、護商費として一袋に付八十仙乃至一弗八十仙を徵收せられ、更に馬稷以上に通過するものは、一袋十七弗八十二仙の割五分七厘、即ち約二倍の二弗八十仙を徵收されたのである。次に「古田」に於て受渡さる肥料は、道路稅として二十五仙、村落收穫稅とし四十仙、軍事稅として一弗六十仙の三種の稅を課せらるから、一袋に付二弗二十五仙、即ち從價一割二分六厘に當つた。樟湖坂を通過する貨物には課税しないが、商會に對し一擔僅かに十仙の入市稅をば取次店より徵收した。

閩江を溯つて「延平」に至る小蒸汽船又は戎克には、積載貨物に對して見積價額の二分を課したのは間接ではあるが、打撃は大であつた。之が爲に、僅か百哩以内の奥地では肥料を買ひなくなつた。馬稷では一時匪賊の攻撃に遭ひ、其勢力中に在つたので、六箇月間護商費として一萬五千元を支拂つたが、何等効果がなかつた。尙酒、酒精及「ビール」に對する三割、飲料劑に對する十二「クオート」二十四仙、十二「ピスト」十二仙の不當な印紙稅を徵した。斯くして香港より福州に仕向くる「ビール」は下の如き高率の負擔と爲つた。

價格二十九弗五十仙、香港の爲替相場、二弗九十五仙、輸入關稅十四弗八十二仙、印紙稅六弗四十二仙、荷船運賃四十仙、苦力賃十二仙、河川改修費十二仙、饑饉救濟費一弗四十八仙、合計五十五弗八十一仙

(British Chamber of Commerce Journal, op. cit., pp. 256-7)

福建は海岸省であるも、奥地に對する交通不便で、軍閥割據の地方多きが爲に、裁厘前より通過税其他不當課税は已ます、裁厘後の營業税烟酒税の外に、延屬太坪又は菜坪地方では、福建航海公會に對して、該地通過の貨物に五分の護運捐を徴し、「惠安縣」は李厚基時代より今日迄、十餘年間寧日なく、土民團軍隊等は捐税を徴收し、軍隊は特に剿赤費給養費等の名義で課税した。(昭和六年七月三十日)民國二十一年(一九三二年)春、「福州」「廈門」等に在つては、捲烟、麥粉「セメント」、燐寸、綿絲、五金、織物、藥材、油、郵便小包等に對し重税を課し、商民の反對があり、一時取消を決定したが、間もなく再び之を復活した。殊に福建省防軍第一混成旅陳國輝の泉州又は安溪駐屯時代には、苛誅至らざるなく、就中不當の通過税として、竹木捐、茶捐、百貨捐等を課徴し、通商を妨害したこと著しきものがあつた。(昭和七年二月二十日、十月一日、同十二月及十一月一日福建閩報、民國二十一年六月二十二日天津益世報、China Press, Jan. 26th, 1932)

三、浙江地方

浙江省には裁厘後も印花烟酒税局徴收の税則中に従前と同じく通過税があり、江西、廣西、廣豊より蘇省に運搬するもので、常山第十區分局を経過するものは、每百斤通過税正捐一元、附税二角を課し、又酒類中に、江蘇より安徽に輸出するもので、嘉興浙西の燒酒稽征專局を経過するものは、通過税正捐一元七角六分、附税三角七分二厘を課し、就中第十區の烟酒分局に於ては、通過税は十分の八を占むるが如く、厘金と毫も異なる所なく、苛細に過ぎたので、民國二十年七月には之が免徴を決したと云ふ(工商半月刊 第三卷第一號)

四、湖北地方

「漢口」より數哩上流の「蔡甸」方面に送る貨物に對しては、民國二十一年初より沙洋まで從價二分五厘、安陸まで三分、

樊城まで四分、老河口まで五分の護商費を徴し、最初は強制的であつたが、後は任意で、只未納のときは匪賊に對する保護が與へられない。漢水方面の通過貨物は、到達地に於て其他の課税がある。例へば烟草に關して仙桃鎮に於て三分、岳家口及樊城に於て二分、沙洋に於て三分、老河口に於て一分を課し、漢口より西北方河流沿岸に運搬する貨物には、又二分五厘の護商税を課す。本税は徐源泉の權力に依つて、其部下第二十八師も徴税したのである。而して本税を納付すると他に重徴を見ないが、隨州に限つて約五厘の軍事附加税があり、且つ燈用石油は一箱二十仙、煙草は一箱一弗五十仙の同種課税がある。又隨州方面の河岸德安府長江埠等にも、二分五厘の護商税があつた。是等不當課税は、同年六月蔣介石の到達した二週間後まで徴收されてゐた。楊子口流域に於ては、新堤及岳家口では、同年秋迄三分の不當課税を徴し、藕池口では漢口及沙市よりの貨物に對して一分乃至二分の税を課し、省防軍の維持に充當した。沙市では四川から來た軍人は、秋季引揚まで苛重の剿匪税を徴收した。同税は各種の貨物に對して二分乃至七分まで等級を分ち、總ての輸出入品に課徴し、又脱税を防ぐ爲に、軍部では徴税處を海關内に設けることを計畫した。「平漢鐵道沿線」では、諸地方で軍事費に充當する爲の捐金を徴し、河南地方の沿線では、代理店より貿易額に應じて五分乃至八分を徴し、漢口市の富商や外國商社の買辦等は、過大の負擔を課せられ、各軒五萬弗位を支拂ふたものがあつた。(British Chamber of Commerce Journal, op. cit., pp. 257-8; May, 1933, pp. 108.)

五、四川地方

四川省は數個の軍閥が、獨立王國の如くに盤踞し、各政を爲し、軍費調達の爲に、苛斂誅求を事としたことは、著名の事實である。殊に通過税の濫征は、裁厘後に一層甚しいのである。支那年鑑の著者「ウッド、ヘッド」の一九三二年中頃、長江沿岸を視察した記行を見るに、四川の内外通商が死滅に瀕した事情は、何に因るか云はゞ、固より世界的不況も一原因ではあるが、尙一層有力な根本原因は課税である。斯くも

人民が苛税に苦む所は世界歴史にない、又「厘金は南京では、己に一月一日(一九三一年)以來廢止された」と聞いたが、四川では、裁厘に就て聞かない、或は寧ろ無視されてゐるのである。厘金其他の不當課税は熾に取り立てられてゐる。吾人の如何なる荷物でも、重慶の城門をば立番の兵士に開披されることの危険なしには、通過することは出来ないし、と前提し、實際の税率を擧げ、例へば普通貨物の輸出に對し、先づ重慶では關稅の附加税二分五厘の外に、水税として附加税及渝縣路稅各二割八分、水捐としては「インボイス」價額面の二分、通捐中省稅として送狀價額の二分五厘、堤稅として一分五厘、通過證の印紙稅として送狀價額の一分、検査免除料として毎包に付〇、〇二弗、船積指圖證の印紙稅として〇、一五弗等があり、更に萬縣では路捐(普通軍事稅)として毎包〇、一弗乃至三弗(麝香は一斤一弗)の外に、其附加税としては路捐に對し十割の路稅及二割の市稅、各稅の附加税として二分の印紙稅其他三分の課稅等がある。一九三一年五月二十三日に支拂はれた實例に徴すれば、破損した三十兩の價額である「タイプライター」の一包に對し、重慶では水捐本稅を一、〇一弗の外に、通捐(省稅)一、八七弗、渝縣路稅及重慶給水稅各〇、三四弗、重慶附加税〇、九〇弗検査免除料〇、〇三弗、印紙稅(通過證)〇、五二弗、輸出命令證の印紙稅〇、一五弗、合計五、一六弗を徴し、更に萬縣では路捐及其他路稅各〇、五〇弗、市稅〇、一〇弗、印紙稅、〇六弗、合計六、三二弗を徴した。上流に運搬する貨物の輸出は、例へば重慶より成都送價額二五七、七五弗の石油の副産品四箱に對し、重慶では路稅二、七〇弗、厘金七、二〇弗、普通護商費七、五〇弗、重慶江北の護商費三、〇〇弗等凡そ十三種の課稅三〇、四七弗とし、之に苦力賃等を合せば五八、四七弗と爲る。

又萬縣では國稅納付濟の價額二四、一二〇弗の麥酒に對して、特別酒稅五七、六〇弗、市稅一一、五二弗、印紙稅一一、五弗、附加税一、七三弗、軍事稅路捐等九、〇〇弗、合計八一、〇〇弗を徴し、重慶では關稅の附加税として從價二分五厘、特別酒稅五二、八〇弗の外六種の課稅を合計して一四四、七八弗を徴した。

或は重慶の一住民が、若し上海に衣服を注文し、受取つたときに、寸法に合はないときは最後で、到達のときに輸入税を納めた上、修理の爲に發送するときに輸出税を納め、更に上海から修理して送り返すときに、再び輸入税を支拂はねばならない。其他金貨二弗の輸入果實に對して二十弗の税金を徴收することを聞えた。

是等の例は獨り劉湘將軍の區域であるが、他の半獨立の軍閥は、又各自の稅區で勝手な徵稅をする。彼等は徵稅では満足しないで、往々貨物の大量を沒收し、自己の計算で之を拂下ぐることがある。故に商人は成都に送る貨物を、新津方面に仕向くるときは、戎克船で送るよりも、人力車で搬ぶ方が安いとのことである。

(H. G. W. Woodhead, *The Yangtze and Its Problems*, 1931, pp. 58-63)

其後民國二十一年(一九三二年)十月十六日の漢口通電に依れば、四川軍閥は劉文輝を除くの外、軍師旅長等百餘名は十三日聯合通電を劉湘及各軍長に發し、其「治國綱要」中には、「厘金撤廢」の項を掲記して居たが、(上海週報)周より實效がないのみが、却つて不當課稅は益々増加してゐる。

成渝間(成都重慶間)に於ける關卡林立の狀に關しては、最近一九三三年五月三十日の上海銀行週報に依れば、「重慶に於て一百元の雜貨を購買し、小川より北成都に運搬せば、捐稅は同じく一百元内外に上る。重慶よりの稅局稅種を擧ぐれば、重慶で護商一元、五角渝北で護商一元、江防捐五角、馬路捐五角、自來水(水道)印花稅六角、統捐十餘元乃至二十元城門驗票、頭塘驗票、鴛鴦橋驗票、紅錢六仙、白碓峽防捐七角五分、黃梅樹團練捐五角、清中橋團防捐五角、白夏口南捐一元五角、印花五角、合州進關驗票護商稅數元、印花五角、青龍嘴驗票、沙河填統捐一角、印紗數仙、野貓溪印花五角、潼南護商一元五角、印花五角、城門驗票、南津橋印花稅五角、護商一元、遂寧鄧公祠一元五角、鄧公祠護商數元、安居印花稅一元五角、護商稅數元、分水嶺印花稅數元、護商數元、樂至護商一元餘、印花稅數角、北驗票、高師場印花稅、印紅錢三角、護商稅印紅錢數角、飛龍寺印花稅數角、護商稅一元餘、龍泉寺印花稅印紅錢三角、

護商稅數角、石橋印花印紅錢數護商印紅三角、九龍舖驗票印紅錢三角、山東舖印花紅錢數角、龍泉驛印花稅數角、護商稅數角、牛寺口印花護商進關稅一元五角、統捐一元其他烟酒捐稅は之を包ます」と記してゐる(銀行週報第一七卷第二〇期)

前記成渝間の距離は八百二十支里なるに、稅局は五十餘箇處で、裁厘前の三十餘箇處より著しく増加してゐる。彼の宋代に四川夔州、巫山方面一百支里に三稅務のあつたことを、甚だ密にして商旅に害あるものと論ぜられてゐる事例に比せば、霄壤の差がある(宋會要卷二三四)

川省は是等通過稅の外に、地稅の先取又は阿片稅等に於ても著名である、故に從來抗稅運動の起るに至つたことは、四川省厘金の部に記述した通りである。民國二十一年の動亂後、上川南方面に抗稅運動を醸成し、次いで川北一隅に赤匪侵入した上に、西南地方には土匪の蜂起があり、爲に軍閥は戰費を増徴し、一年八徴の例を開き、就中寧雅各屬地方は匪藪に屬し、哥老會の勢力が深く民間に浸潤し、而して各縣の抗稅軍は多く民間に係り、一定の主義もなく、専ら利害の爲に誘導され、其最高機關は七縣合組の抗捐大同盟であり、四路の總指揮に分ち、當初は五千餘人であつたが、後に實力を擴充し、土匪と提携して活躍し、燎原の火の如き勢を得、劉文輝は討伐軍を派したが功を奏せず、彼等に又共產分子が結合し、地方官憲に反抗し、共產黨同様の「スローガン」を使用し、夾江蘇の縣長を殺戮した如くである。(民國二十二年六月二十一日上海民報、Macnair, *China in Revolution*, pp. 211; *The China weekly Review*, July 8, 1933, pp. 227)

六、雲南省

雲南省に於ては一九三一年二月一日より裁厘を決した代りに、從價二分五厘乃至一割七分五厘の特種消費稅を同年八月一日以降開徴し、總局を雲南に、各地に十二分局を置き、其下に多くの稅卡を林立せしめ、又是等稅局と相並んで、茶及砂糖の消費稅局を多く設置したのである。同年特種消費稅の收入は、當地の紙幣にて百五十萬弗に達してゐる(C. M. G., "Decennial Reports", 1922-1931, vol. II, pp. 353, 370)

七、綏遠方面

綏遠は民國二十年九月第一次全國代表大會を開催し、裁厘の實行を計畫したが、其後通過稅は廣く實施され、例へば平綏鐵路の如きは、西は包頭より東は豐臺に至り、稅卡數は四十八箇處に及び、苛稅雜捐民生を害すること大なるものがあり、其著例は運輸を阻碍し、現に近年綏遠寧夏一帶の農産物は極めて豊收であるにも拘らず、民國十三年には本路毎日の收入が輕稅の爲に五、六萬反を占めたに對し、僅かに一萬元内外に下つたのである。(民國二十一年九月三日天津益世報)

八、陝西省

陝西省に於ける近年の苛誅は、亦著しく、裁厘後に特稅其他名目で一層多くの課稅がある。漢中地方の例を見るに、特稅局は每十支里に一箇處ある、殊に關稅、出關稅或は買路鐵等の不當通過稅が存じてゐる。當地大公報記者の記述に依れば、「一農夫が雞卵百個を携へて縣城に入るとき、稅吏に差押えられたので、其一部を提供して許放され。次で城門の衛兵に檢査され、若干食用として抽取され、歸途城門を出るときに、賣れ殘品に對して賣路錢を支拂つて、漸く放免された」とある。(民國二十二年一月號東方雜誌 *China weekly Review* Jan. 7, 1933, pp. 276)

以上の外、最近諸地方には、裁厘項目の郵包厘金が現存してゐる。民國二十三年(一九三四年)二月六日、「チャイナプレス」の記事に依れば、湖南、貴州、雲南、廣西、陝西、察哈爾、綏遠、寧夏、新疆、青海等を通じて、小包郵便物一包に付、從價五分乃至二割の通過稅が課せられてゐる。(The *China weekly Review*, Feb. 10, 1934, pp. 424)

(註、九) 中支殊に洪湖地方又は江西省等の共產軍政府に於て實施し、又は實施しつつある課稅中には、土地稅、營業稅、家屋稅、愛國捐、黨捐等の外に、内國關稅がある。要路に關卡を設け、輸出入貨物の價額五十元以上のものに對し、從價一分を課し、又其區域内を通過する區域外の商人にして、現金五千元以上を運搬する者に對しては、累進營業稅と共に關稅を徵收したのである。(民國二十一年五月十四日天津益世報、*Peking and Tientsin Times*, Jan. 7, 1933)

(註、一〇) 北平社會調查所中國近代經濟史研究第一卷第一期

IF5287

終